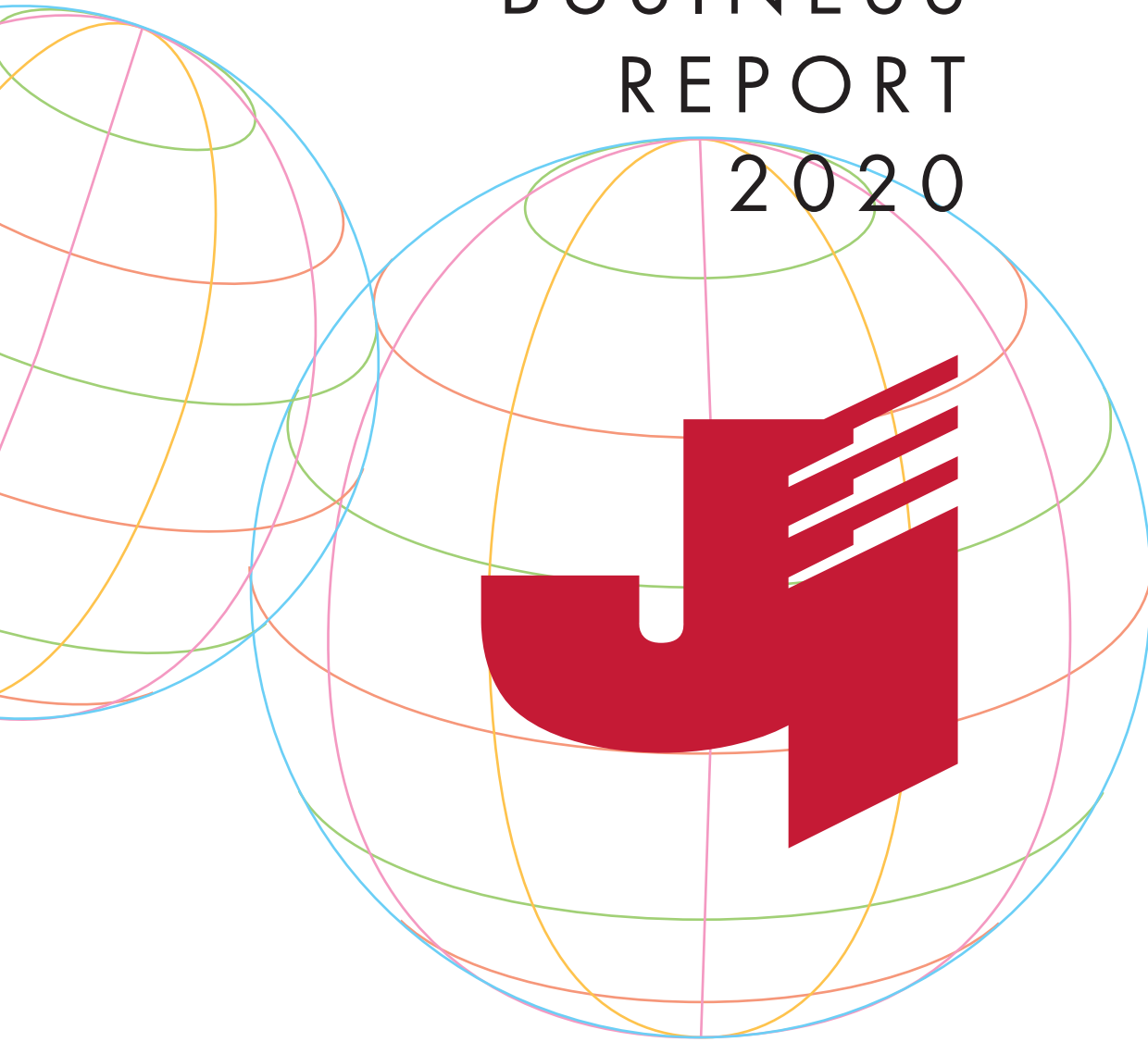


BUSINESS
REPORT
2020



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

本誌は、「保険業法第 111 条」および「同法施行規則第 59 条の 2」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。

ご挨拶

日頃よりジェイアイ傷害火災保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、JTBとAIGの合併会社として旅行保険を中心に事業を営み、おかげさまで業界の内外から「旅行保険のエキスパート」として高い評価をいただいております。これもひとえに、当社保険をご利用いただいているお客様、代理店、関係取引先の皆様のご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

当社は、経営理念として

- ・お客様は、私たちのビジネスの原点です。
- ・専門性を追求し、常に成長を続けます。
- ・誠実で信頼される企業を目指します。
- ・安心と満足を全てのステークホルダーに実現します。

という4点を掲げ、日頃より全社員が共有し事業を進めております。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、わが国そして世界の社会・経済は未曾有の危機に直面し、旅行市場も急激な縮小が避けられない状況となっております。

このような環境下、当社では2020年度および2021年度における2ヵ年事業計画を策定し、この危機の克服に向け全社一丸となって取り組むこととしております。

2019年度の当社のデータによりますと、海外旅行における事故発生率は4.1%、実に24人に1人のお客様が何らかの事故や病気等に遭われ、海外旅行保険をご利用いただいております。今や、海外旅行保険は海外旅行に欠かせぬ必需品となっております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりわが国そして世界が新たな局面、構造変化に直面する中、当社の社会的な役割や責任を再度しっかりと認識し、これまでも増して社員一同改めて取り組んで参る所存です。

今後とも、皆様の変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2020年7月

代表取締役社長

新保 稔

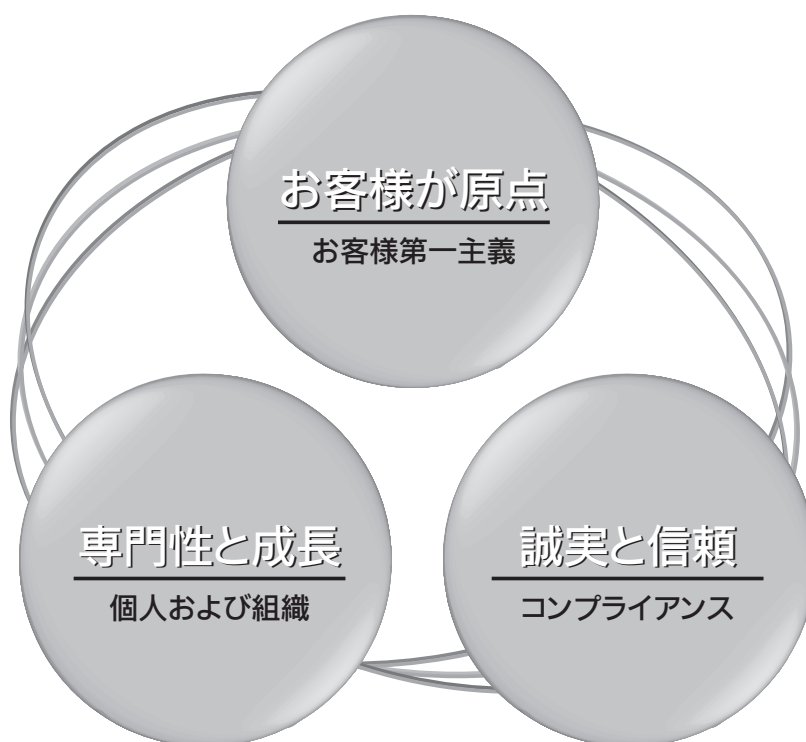
経営理念

お客様は、私たちのビジネスの原点です。

専門性を追求し、常に成長を続けます。

誠実で信頼される企業をめざします。

安心と満足を全てのステークホルダーに実現します。



安心と満足を全てのステークホルダーに実現します。

目 次

現 況

1. 主要な経営指標等の推移	5	20. 勧誘方針	57
2. 会社の特色	6	21. 保険の仕組み	58
3. 経営計画	7	(1) 保険の仕組み	58
4. 2019年度事業の概況	8	(2) 保険契約の性格	58
5. トピックス	10	(3) 再保険	58
(1) 海外サービス体制の充実	10	22. 約款	58
(2) 主な商品内容・料率の改定	10	(1) 約款の位置づけ	58
(3) 「中期経営計画2022 “Innovation 2nd stage”～持続的成長へ向けて～」の策定	10	(2) ご契約時の留意事項	59
(4) 組織の改編（数理室の新設）	10	(3) 約款に関する情報提供方法	59
6. コーポレート・ガバナンスの態勢	11	23. 保険料	59
7. 内部統制システム構築に関する基本方針	12	(1) 保険料の収受・返戻	59
8. 法令遵守の体制	21	(2) 保険料率	59
(1) 基本方針	21	24. 保険金のお支払い	60
(2) コンプライアンスの運営・推進の体制	21	(1) 保険金のお支払いの仕組み	60
(3) コンプライアンスプログラム	21	(2) 新規事故受付窓口	60
(4) コンプライアンスの実現に向けて	21	(3) 保険金請求書類の受付窓口	60
9. リスク管理の体制	23	(4) 事故相談のご案内	61
(1) 基本的な考え方	23	25. 業務の代理・事務の代行	61
(2) 組織体制	23	26. 損害保険用語の解説	62
(3) 許容するリスク	23		
(4) リスク管理の目的	24		
(5) リスク管理に対する取組姿勢	24		
(6) リスク管理の対象となるリスクカテゴリー	24		
(7) リスクの計量化	24		
(8) リスクカテゴリー毎のリスク管理	24		
10. 第三分野保険に係る責任準備金の確認	26		
11. 個人情報保護宣言	27		
12. 反社会的勢力に対する行動指針	32		
13. 利益相反管理方針	33		
14. CSR（企業の社会的責任）推進に向けた活動	33		
(1) 当社のCSRへの取り組み	33		
(2) 損保協会の社会貢献への取り組み	36		
15. 地震保険の普及・啓発	39		
16. 品質向上への取組みについて	40		
(1) 保険金のお支払状況について	40		
(2) 「お客様の声」への取組み	41		
17. 取扱い商品	46		
(1) 販売商品の一覧	46		
(2) 主な商品改定	50		
18. 各種サービスのご案内	51		
19. 保険募集	55		
(1) 契約締結の仕組み	55		
(2) クーリング・オフ制度	55		
(3) 契約内容等の確認	55		
(4) 代理店の役割と業務内容	55		
(5) 代理店登録	56		
(6) 代理店の資質向上	56		
(7) 代理店教育	56		
(8) 代理店数	56		

会社概要

1. 会社の沿革	67
2. 会社の組織	72
(1) 当社の機構	72
(2) 営業体制	73
3. 株主・株式の状況	74
(1) 基本事項	74
(2) 株式の分布状況、大株主	74
(3) 資本金および発行済株式の推移	74
(4) 株主総会	74
4. 配当政策	75
5. 役員の状況	76
6. 会計監査人の状況	78
7. 従業員の状況	78
(1) 在籍数、平均年齢、平均勤続年数、平均給与	78
(2) 採用方針	78
(3) 教育研修制度	78
(4) 福利厚生制度	78
8. 社外・社内の監査・検査体制	78
(1) 社外の監査・検査	78
(2) 社内の監査	78

業績データ

I. 事業の概要	
1. 保険の引受	79
(1) 保険料・一人当たり保険料	79
(2) 受再正味保険料の推移	80
(3) 支払再保険料の推移	80
(4) 解約返戻金の推移	80
(5) 保険引受利益の推移	80

(6) 正味支払保険金・損害率の推移	81	(16) リスク管理債権の推移	104
(7) 元受正味保険金の推移	81	(17) 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	104
(8) 受再正味保険金の推移	81	(18) 債務者区分に基づいて区分された債権	104
(9) 回収再保険金の推移	82	(19) 有形固定資産及び有形固定資産合計の 残高	105
(10) 事業費率の推移	82	(20) その他資産明細表	105
(11) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率	82	(21) 支払承諾の残高内訳と推移	106
(12) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	82	(22) 支払承諾見返の担保別内訳	106
(13) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	83	(23) 長期性資産	106
(14) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の 上位5社の割合	83	(24) 保険契約準備金の推移	106
(15) 出再保険料の格付ごとの割合	83	(25) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)	107
(16) 未収再保険金の推移	83	(26) 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	107
(17) 契約者配当金の推移	83	(27) 責任準備金の残高の内訳	108
2. 資産の運用	84	(28) 引当金明細表	109
(1) 資産運用方針	84	3. 損益の明細	110
(2) リスク管理体制	84	(1) 有価証券売却損益及び評価損明細表	110
(3) 運用資産の内訳と推移	84	(2) 有価証券等の時価情報	110
(4) 資産運用収益・運用資産の内訳と運用利回り推移	85	(3) 事業費の内訳と推移	112
(5) 海外投融資の内訳と推移	86	(4) 減価償却費明細表	112
(6) 公共関係投融資の内訳と推移(新規引受ベース)	87	(5) 固定資産等処分損益及び評価損明細表	112
(7) 各種ローン金利の内訳と推移	87	(6) リース取引	113
3. 特別勘定に関する指標	87	(7) デリバティブ取引情報	113
(1) 特別勘定資産残高	87	(8) 連結貸借対照表	113
(2) 特別勘定資産	87	III. 子会社等について	113
(3) 特別勘定の運用収支	87	IV. 財務諸表の適正性・内部監査の有効性について	113
4. 国債等の窓口販売業務	87	V. 損害率の上昇に対する経常利益の変動	114
5. 単体ソルベンシー・マージン情報	88		
II. 経理の状況			
1. 計算書類	90		
(1) 貸借対照表	90		
(2) 損益計算書	96		
(3) キャッシュ・フロー計算書	98		
(4) 貸借対照表(主要項目)の推移	99		
(5) 損益計算書(主要項目)の推移	100		
(6) 株主資本等変動計算書	101		
(7) 1株当たり純資産の推移	101		
(8) 1人当たり総資産の推移	101		
2. 資産・負債の明細	102		
(1) 預貯金の内訳と推移	102		
(2) 保有有価証券の内訳と推移	102		
(3) 保有有価証券の内訳別利回りの推移	102		
(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高	102		
(5) 業種別保有株式の内訳と推移	103		
(6) 貸付金の残存期間別残高	103		
(7) 貸付金担保別内訳と推移	103		
(8) 貸付金使途別内訳と推移	104		
(9) 貸付金の業種別内訳と推移	104		
(10) 貸付金企業規模別内訳と推移	104		
(11) 貸付金地域別内訳と推移	104		
(12) 国内企業向け貸付金残存期間別残高	104		
(13) 劣後特約付貸付金残高	104		
(14) 貸付金償却の額	104		
(15) 住宅関連融資	104		

現 況

1 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	14,786 (△ 4.9%)	15,982 (8.1%)	16,749 (4.8%)	17,446 (4.2%)	17,654 (1.2%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	△ 122 (△ 242.0%)	129 —	842 (552.4%)	1,528 (81.5%)	1,143 (△ 25.2%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	16,104 (△ 1.9%)	16,332 (1.4%)	17,214 (5.4%)	17,984 (4.5%)	18,260 (1.5%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	493 (△ 41.3%)	372 (△ 24.5%)	999 (168.2%)	1,602 (60.4%)	991 (△ 38.1%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	219 (△ 26.9%)	247 (12.6%)	719 (190.4%)	1,139 (58.3%)	767 (△ 32.6%)
正味損害率 (損害調査費含む)	42.6%	35.5%	35.0%	35.2%	37.1%
正味事業費率 (損害調査費除く)	56.2%	53.4%	52.1%	52.7%	52.2%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	187 (△ 14.7%)	147 (△ 21.6%)	133 (△ 9.6%)	118 (△ 11.2%)	344 (191.5%)
運用資産利回り (インカム利回り)	0.87%	0.65%	0.56%	0.48%	1.36%
資産運用利回り (実現利回り)	2.48%	1.02%	0.59%	0.56%	△ 0.51%
時価総合利回り (参考)	0.07%	0.54%	0.94%	0.42%	△ 1.03%
運用資産	22,170	23,538	25,036	25,365	23,966
責任準備金残高	13,788	15,465	16,946	17,786	18,205
有価証券残高	19,834	20,667	21,061	21,091	14,783
単体ソルベンシー・マージン比率	1,497.8%	1,432.8%	1,438.8%	1,487.6%	1,566.7%
配当性向	136.4%	121.1%	69.5%	70.2%	0.0%
資本金 (発行済株式総数)	5,000 (100,000株)	5,000 (100,000株)	5,000 (100,000株)	5,000 (100,000株)	5,000 (100,000株)
純資産額	8,083	7,953	8,432	9,047	8,919
総資産	26,498	28,456	30,762	31,792	31,344
従業員数	245名	250名	252名	259名	254名

【代表的な経営指標の用語説明】

①正味収入保険料

個人や企業などの一般の契約者から引き受けた保険料(元受保険料)に他の保険会社から引き受けた受再保険料を加え、他の保険会社に支払った出再保険料を控除した保険料をいいます。積立保険を取り扱っている場合には、積立保険料のうち、積立部分の保険料も控除します。

②保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減した保険引受損益をいいます。

その他収支は、自賠責保険等に係る法人税相当額などをいいます。

③経常利益

通常の経営活動を通じて毎期経常的に生じる利益をいいます。(損失の場合は経常損失)損害保険会社の場合、保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益の合計である経常収益から、保険引受費用、資産運用費用、営業費及び一般管理費、その他経常費用の合計である経常費用を引いたものになります。

④正味損害率

保険金支払業務に係る社費である損害調査費と正味支払保険金の合計額を正味収入保険料で除した割合を正味損害率といます。

(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑤正味支払保険金

元受保険に係る支払保険金と受再保険に係る支払保険金の合計から出再保険により回収した保険金を控除した保険金を正味支払保険金といます。

⑥正味事業費率

保険引受に係る営業及び一般管理費と諸手数料及び集金費の合計を正味収入保険料で除した割合を正味事業費率といます。

(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料

⑦当期純利益

経常利益に特別損益を加え、法人税及び法人住民税を控除し、法人税等調整額を加減した最終的な利益をいいます。(損失の場合は、当期純損失)

⑧ソルベンシー・マージン比率

予測を超えて保険事故が発生するリスクや、資産運用をめぐるリスク等に対して自己資本や準備金等の支払余力(ソルベンシー・マージン)がどの程度あるかを表した指標の一つです。200%以上であれば保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるとされています。

具体的な支払余力及びリスクについては、p.88の単体ソルベンシー・マージン情報を参照してください。

⑨純資産額

総資産額から総負債額を引いたものをいいます。

⑩総資産

貸借対照表の「資産の部」の合計額のことをいいます。

2 会社の特色

■世界規模から生まれる安定した経営体制

当社は、国内の旅行業最大手のJTBグループと、世界的な規模で損害保険事業を展開しているAIGグループとの合併会社です。この両グループの支援体制が当社の経営を安定したものとしています。

■旅行保険のエキスパート

当社の収入保険料の約80%は旅行保険が占めています。「旅行保険のエキスパート」として、その専門性を支えているのがワールドワイドなサービスネットワークです。

JTBグループの557カ所の国内店舗網、500カ所の海外拠点、多様な事業領域を有する174のグループ会社、また、JTBグループを含む990余りの保険代理店による万全の販売・サービスネットワークを展開しています。

また、日本人旅行者の多い海外の主要55都市にお客様対応デスクとして「Jiデスク」を設置し、ご旅行先でのトラブルの際、「現地で的確に」「迅速に(リアルタイムで)」「専門のスタッフが日本語で」対応できる体制を整えています。当社ならではの独自のシステムで、お客様の安心で快適なご旅行をサポートしています。

■お客様満足度の高い会社

当社では、保険金をお支払いしたお客様にアンケート調査にご協力いただき、事故の受付から保険金支払いまでの事故対応について、意見をお伺いしています。その結果は「満足・やや満足・普通」の回答が97.8%（2020年3月31日時点）に達しており、大多数のお客様から高い評価をいただいていると受けとめています。

「お客様に、より満足いただく」ことを目指して、お客様を取り巻く多様化するリスクに的確に対処、アドバイスができるようリスクコンサルティングにも注力しています。

■クリエイティブで自由闊達な社風

創業以来、役員から若い社員まで率直に意見を交わすことができる「自由闊達な社風」づくりを進めてきました。社員一人ひとりが、創意工夫して課題を解決し、協調して独自の企業文化を創出してきました。社員の英知を集め、当社を取り巻く環境変化に柔軟に対応できる活力ある企業づくりを、今後とも目指してまいります。

3 経営計画

「中期経営計画2020“Innovation for 2020 ～ジェイアイ新時代へ～」」の最終年度である2019年度は、新型コロナウイルス感染症の旅行市場ならびに金融市場への甚大な影響から、経常利益、当期純利益とも前期を下回る結果となりました。

当社では新型コロナウイルス対策パッケージとして2020年度および2021年度における2ヵ年事業計画を策定し、徹底的な経費削減と生産性向上を実現することで、この危機を克服する所存でございます。

また、当社では急速に変化する外部環境に対し、デジタル技術を基軸とした対応を主眼とする新たな3ヵ年計画「中期経営計画2022“Innovation 2nd stage”～持続的成長へ向けて」を策定しております。新中期経営計画の下、これまで取り組んできたInnovationを更に推し進め、デジタル技術を活用したビジネスモデル革新に全社一丸となって取り組んでまいります。

ビジョン

特色ある保険会社として、No.1、Only1の商品・サービス・仕組みを提供し、お客様に信頼され、選ばれ、常に成長を続けます。
社員一人ひとりが自主性・創造性を発揮し、やりがいと誇りをもてる企業を実現します。

2022年に目指す姿

デジタル技術を基軸としたNo.1、Only1の商品・サービス・仕組みの実現

お客様	ニーズにあった商品・サービス、及び事故への備えの安心感・事故対応への高い満足感の提供 誰にでもわかり易い商品内容と手続きの多様化・簡素化
代理店	ジェイアイの商品を販売することによる安心感とお客様からの満足感の獲得 簡素な事務手続きと募集コンプライアンスリスクの極小化
社員	挑戦と成長を続ける集団への進化 意欲・能力を存分に発揮できる環境の整備
社会	保険事業を通じた社会の持続的成長への貢献
株主	投資に対する安定的・継続的な利益還元 ジェイアイを結節点とした両グループのシナジー効果への貢献

重点推進事項

1. デジタル技術を活用したビジネスモデル革新
2. 既存のビジネスチャネル対応の強化および商品の見直しと深耕
3. 生産性向上のためのコスト構造最適化
4. 持続的成長を支えるためのシステム基盤構築
5. 事業基盤の見直しと高度化

4 2019年度事業の概況

■事業環境

当期の日本経済は、世界経済の減速を背景とした輸出の低迷と消費税率引き上げを主因とした民間需要の落ち込みが続く中、新型コロナウイルス感染拡大による影響が加わったことで、急激に減速することとなりました。新型コロナウイルス問題が顕在化する前の令和元年における訪日外国人旅行者数は前年から2.2%増の3,188万人となり、海外旅行者数も前年から6.0%増の2,008万人となりましたが、令和2年に入ると出入国ともに激減することとなりました。

損害保険業界においては、令和元年台風15号、台風19号等の広域災害が発生・激甚化する中、業界を挙げて全力で保険金のお支払いに取り組むとともに、自然災害リスクに関する啓発、地震保険の普及に向けた対応等、防災・減災に向けた取り組みを行っております。

このような外部環境の下、当社は、「中期経営計画2020 “Innovation for 2020～ジェイアイ新時代へ～”」の最終年度として、「中期経営計画2020目標達成への重点推進項目」、「既存事業の深耕による収入保険料の拡大と外部環境変化への対応」、「持続的な成長を可能にする強固な事業基盤と企業体質の構築」を戦略の軸として掲げ、事業運営を図ってまいりました。

■営業活動

当期の元受及び受再契約の収入保険料は、前期比0.8%、147百万円増の18,204百万円となりました。その要因として、第4四半期においては、新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大に伴う海外旅行者数の大幅減から当社主力の海外旅行保険が大きな影響を受けましたが、年度通期においては、これまで継続的に取り組みを行ってきた旅行代理店や留学代理店の新規獲得による増収、インターネット専用海外旅行保険「t@biho(たびほ)」や外国人技能実習生保険の増収、また、大型連休による旅

行者数増加、平均保険期間の伸びによる保険料単価アップと付保率アップの効果による増収等により、前期を上回ることができました。

海外サービスにおいては、大学向けの危機管理等のサービスを前年度に引き続き推進しており、多くの大学から高い評価をいただいております。また、大型団体渡航時には、個別に現地サポート体制を構築し、大きなトラブルもなく無事に終えることができました。

旅行保険以外の一般種目については前期比1.2%増、32百万円の増収となりました。なかでも火災保険が前期比3.4%増となり、力を入れて取り組んでいる不動産代理店からの増収とインターネット専用ダイレクト火災保険「ieho（いえほ）」による着実な増収を図ることができました。また、その他の種目では、国内MICE（Meeting=会議・研修・セミナー、Incentive tour=報奨・招待旅行、ConventionまたはConference=大会・学会・国際会議、EventまたはExhibition=イベント・展示会）に関する補償をパッケージ化した「MICE保険」と「MICE中止保険」への取組強化により新種保険で前期比1.4%増となっており、旅行と密接に関連したMICE分野について引き続き強力に推進を行ってまいります。

商品面では、参考純率・標準約款改定および令和2年4月施行の民法（債権法）改正に対応した商品改定を行いました。また、国内旅行保険における熱中症による損害を対象に加える改定や新たな在留資格である「特定技能」に対応した外国人技能実習生向け保険の改定を行いました。加えて、インターネット専用ダイレクト火災保険「ieho（いえほ）」の商品改定を実施し、令和2年2月に新特約の販売を開始しました。

■保険金のお支払いの状況

保険金の支払では、インターネット専用海外旅行保険「t@biho（たびほ）」および外国人技能実習生保険の契約件数の増加、台風災害、新型コロナウイルスによる旅行キャンセルの影響などにより、事故発生件数が前期比15.4%の増加となりました。こうした状況

ではありましたが、お客様の声を意識した取り組みを継続した結果、保険金支払に関するお客様満足度調査の結果は、「満足」と「やや満足」の合計が95.1%と前期実績(94.1%)を上回ることができました。

■品質向上に向けた取り組み

業務品質の向上については、業務品質基準の達成に向けて、KPI（重要業績評価指標）の達成状況や態勢整備・運用の遂行状況の検証・評価に基づき課題を設定し改善を行う、PDCAサイクルの定着を図る取り組みを推進しました。

お客様の声に基づく改善の取り組みでは、お寄せいただいたお客様の声の分析・評価に基づき商品・サービスや業務の改善を実施することや、契約手続き時及び保険金支払時のお客様アンケートの実施により品質向上を図っております。

保険金請求に関する不服申出制度の運用においては、保険金支払再審査委員会における審議等の実施により、適切な保険金支払の推進を図っております。

■保険の引受の状況

保険引受収益のうち正味収入保険料は、前期比1.2%増の17,654百万円となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金については、前期比7.2%増の5,960百万円となりました。これに、581百万円の損害調査費を含め正味収入保険料で除した損害率は37.1%となり、前期比1.9ポイントの増加となりました。また、保険引受に係わる営業費及び一般管理費は、前期比0.9%減の4,339百万円となりました。この結果、損害調査費を除く正味事業費率は52.2%となり、前期比で0.5ポイントの減少となりました。なお、保険引受収益から保険引受費用及び保険引受に係わる営業費及び一般管理費を差し引いた保険引受利益は、前期の1,528百万円から385百万円減少し、1,143百万円となりました。

■資産の運用の状況

資産運用につきましては、債券の長期保有を主体とした安定運用を基本に一定の価格変動資産の組み入れを行ってきました。

しかし、コロナショックに伴うロスカットルールにより簿価1,334百万円の上場株式及び上場投信の売却を行い、その結果430百万円の損失計上を余儀なくされました。また、コロナショックを受けた価格変動リスクの大幅軽減及びキャッシュポジションの拡大を目的に、簿価4,747百万円の上場投信及び外債投信の売却を行い、174百万円の利益を確定しました。

これらの結果、利息及び配当金収入は前期比191.5%増の344百万円となり、有価証券売却償還損益及び評価損益は、前期の18百万円の利益から473百万円の損失に転じました。資産運用損益も、前期の136百万円の利益から128百万円の損失となりました。

■当年度の収益

経常収益は、保険引受収益が17,656百万円、資産運用収益が498百万円、その他経常収益が105百万円となった結果、前期と比較し276百万円、1.5%増の18,260百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が12,174百万円、営業費及び一般管理費が4,467百万円となった結果、前期と比較し887百万円、5.4%増の17,269百万円となりました。

経常利益は、前期と比較して38.1%減の991百万円となりました。また、特別損益を加減した税引前当期純利益は、前期比33.1%減の1,066百万円となり、法人税及び住民税を差し引いた当期純利益は、前期比371百万円減の767百万円となりました。

■資産の状況

資産の状況は、当期の総資産が前期比1.4%減の31,344百万円となりました。一方、運用資産につきましては前期比5.5%減の23,966百万円となりました。

5 トピックス

(1) 海外サービス体制の充実

①大型団体・大規模なイベントへの対応

当社では、大型団体や大規模なイベントを対象に、現地事故対応を行っております。

②大学等の学校法人様向けサービスの提供

当社では、大学を中心とした学校法人様向けに危機管理サービスを提供しています。充実したサービスの提供により、多くの大学から評価をいただいております。

③事故に関する広報

毎年実施している事故頻度や高額事故例などのプレスリリースにより海外旅行保険の必要性を周知しており、リリースした内容はマスコミ各社で取り上げられています。

(2) 主な商品内容・料率の改定

2019年度における改定は以下のとおりです。

《リビングサポート保険》

2019年9月1日以降の保険責任開始契約から契約内容変更にかかる保険料の日割計算を導入する対応等の約款の改定を行いました。

《インターネット専用ダイレクト火災保険「iehoいえほ」(補償選択型住宅用火災保険)》

2020年3月1日以降の保険責任開始契約から参考純率改定に伴う保険料率の改定および約款の改定を行うとともに「地震危険等上乗せ補償特約」、「類焼損害補償特約」、「破損・汚損損害等補償特約」等の特約の販売を開始しました。

(3) 「中期経営計画2022“Innovation 2nd stage”～持続的成長へ向けて～」の策定

急速に変化する外部環境に対し、デジタル技術を基軸とした対応を主眼とする新たな3カ年計画「中期経営計画2022“Innovation 2nd stage”～持続的成

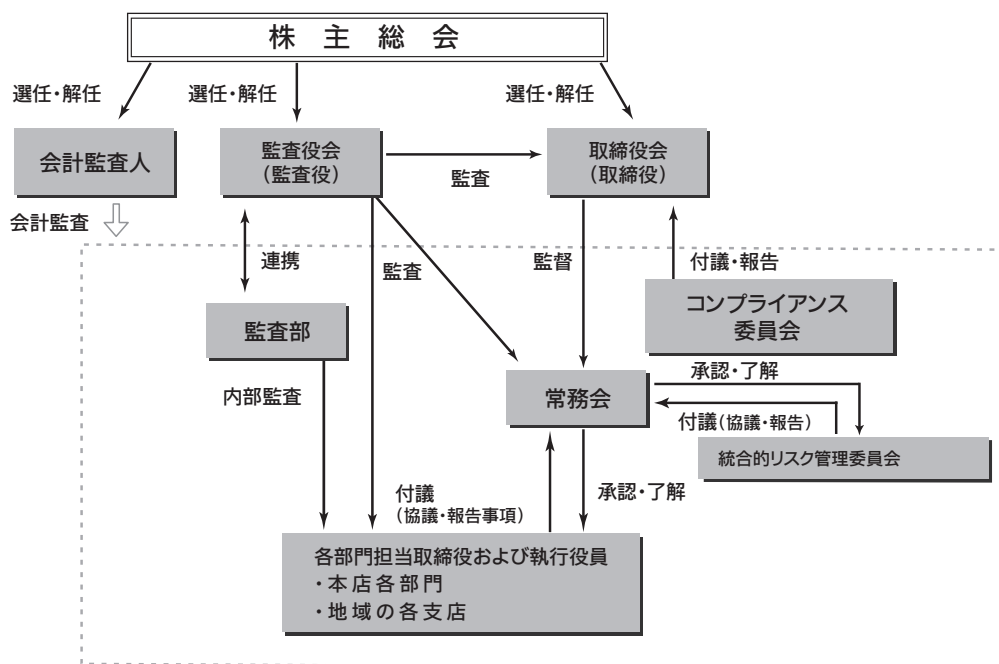
長へ向けて～」を策定しました。新中期経営計画の下、これまで取り組んできたInnovationを更に推し進め、デジタル技術を活用したビジネスモデル革新に取り組んでまいります。

(4) 組織の改編(数理室の新設)

数理的専門性を必要とする業務に対し、新たに数理室を設置することで、商品プライシング、収益管理、決算業務支援、統合的リスク管理における内部モデル・経済価値ベース規制対応等の高度化、ならびに数理的能力を有する人材の育成を行います。

6 コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、「お客様が原点」という経営理念にもとづき、安心と満足をすべてのステークホルダーに実現するためのコーポレート・ガバナンス態勢を構築しており、その態勢の概要は次の図のとおりです。



(1) 取締役会・監査役会

取締役会は常勤取締役5名、非常勤取締役5名の計10名で構成されています。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されています。非常勤(社外)監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

(2) コンプライアンスの推進態勢

法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題の一つと位置付け、「内部統制基本方針」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの一層の徹底を図っています。また、違反行為等の防止のため社内通報制度を設け、運用しています。

(3) リスクの管理態勢

全社的なリスク管理の体制および方針、リスク管理の運用・検証に関し、常務会に対する諮問機関として、またリスク管理の枠組みが有効に機能・維持され、基準が遵守されているかを検証する監視機関として、「統合的リスク管理委員会」を設置しています。また、基本方針の策定等、リスク管理に関する重要事項については常務会で協議の上、取締役会で審議・決定することとしています。

(4) 内部監査態勢

監査方針と重点監査項目を定め内部監査を実施しており、問題点は被監査部門に改善方法を提言しています。また、監査結果は常務会メンバーに報告し、概要および重要と認められる事項については取締役会に報告しています。

(5) 業務執行に関する意思決定プロセス

会社の全般的方針および重要な業務執行に関する事項については、常勤取締役5名、常勤監査役1名、執行役員1名の計7名で構成する常務会で協議し、決定しています。

7 内部統制システム構築に関する基本方針

(1) 当社では会社法および会社法施行規則にもとづき、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築および体制整備に努めております。

内部統制基本方針

第1編 総則

1. 目的

この基本方針は、当社の経営理念の具現化に向け、内部統制態勢全般の整備および運営に関する基本的な事項を定めることにより、会社業務の適正を確保することを目的とする。

2. 定義

内部統制とは、会社業務の適正を確保するための態勢を有効に機能させることをいう。また、それを達成し得る組織を整備・運用し、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守ならびに資産の保全を業務の目的として組み込み、全ての役職員によって遂行されるプロセスを指す。

3. 内部統制態勢の整備

当社は、当社の経営理念、事業の状況、財務の状況等を前提とし、業務の適正の確保の目的を達成するために、以下のとおり内部統制態勢の整備を行う。

(1) 取締役会による基本方針の決定と監督及び取締役の役割

取締役会は、内部統制の整備および運営に関する基本方針を決定し、常務会による内部統制の執行を監督する。

取締役は、善管注意義務・忠実義務を持って適正な内部統制の実現を図る。

(2) 組織・業務分掌・職務権限・規定

取締役会等は、経営理念及び事業計画を達成するために会社の経営組織および各組織の分掌業務を定め、業務執行の責任と権限を明らかにした職務権限を定めるとともに、この基本方針に基づき、必要な規定等を整備する。

(3) 内部統制態勢の検証

各組織は、自らが分掌する業務において適時に内部統制態勢の適正性を検証するとともに、検証結果について取締役会等に報告する。

取締役会等は、検証の有効性及び内部統制態勢の適正性を確認し、必要に応じて、組織・分掌業務・職務権限又は規定の改定を実施する。

(4) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および従業員の職務の執行にあたっては法令等の遵守が最重要事項であることを徹底するとともに、遵守する体制を整備する。

② 当社の事業活動において法令等の遵守違反あるいはその可能性のある事項を早期に発見し是正する体制を整備する。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に検索が可能な状態で保存・管理するとともに、閲覧可能な状態を維持する。

(6) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の健全性、収益性、あるいは信用等を失うような損害を未然に防止するための管理体制を整備する。

(7) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として3ヶ月に1回以上、定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 事業活動における迅速かつ効率的な意思決定を可能とするため常勤取締役をメンバーとする常務会を設置し、その役割および権限等は上記(2)で定められた規定に従うものとする。

③ 経営方針を踏まえた経営計画を定め、当社が達成すべき目標を明確化するとともに、この経営計画に基づく具体的施策として年度ごとに事業計画を策定し、実施する。

4. 内部統制態勢にかかる領域・項目

内部統制態勢にかかる領域および項目は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス

(2) 商品開発

(3) 業務品質の向上

(4) 保険募集管理

(5) お客様保護等管理

(6) 情報資産保護管理

(7) リスク管理

(8) 反社会的勢力への対応

(9) 財務報告の信頼性確保と情報開示

(10) 内部監査

5. 監査役による対応

内部統制の推進にあたっては、監査役・監査役会への報告体制を整備する等、監査役との連携を図り、法令等に従って監査が実効的に行われることを確保する。

(1) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員を監査役がおくことを求めた場合には、監査役補助者を任命することとし、その決定には監査役の同意を得る。また当該従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については監査役会の承認を得ることとする。
- ② 監査役補助者は、監査役会の業務を行うときは監査役の指揮命令に従い、当該指揮命令に関しては取締役会等あるいは取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(2) 監査役への報告および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、常務会その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等をいつでも閲覧することができる。
- ③ 取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- ④ 取締役および従業員は、業務または経営に重大な影響を与える事項が発生した場合、また、法令等違反その他のコンプライアンス上の問題が生じた場合には監査役へ速やかに報告する。
- ⑤ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑥ 取締役会等は、監査の実効性を確保するために、監査役が取締役、従業員、会計監査人等の間で積極的な意見・情報の交換ができる体制および必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備するものとする。

6. 改廃

この基本方針の改廃は、常務会の審議を経て、取締役会が決定する。

第2編 コンプライアンス

1. 基本的な考え方

当社は、損害保険事業の公共的使命と社会的な責任を認識し、業務の健全かつ適切な運営の確保および信頼される企業を目指して、全ての事業活動においてコンプライアンスの推進を図る。

2. 重点とする事項

(1) 法令等の遵守

法令、各種ルールおよび社内規定等を遵守し、社会的規範・企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行う。

3. コンプライアンス遵守態勢の整備

コンプライアンスを推進し、取締役を含む全ての従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) コンプライアンスプログラム

コンプライアンス体制の一層の充実と強化を図り、真のコンプライアンス確立のために会社全体の実施計画であるコンプライアンスプログラムを年度ごとに策定する。

(2) 規定・マニュアル等

全ての従業員が業務の遂行に際して遵守すべき事項を定めた「社員行動規範」および適正な法令等遵守態勢の確立を定めた「法令等遵守規定」を整備し、それに基づき必要な規定・マニュアル等を整備する。

(3) 体制

① 委員会

コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連情報を基に、コンプライアンス態勢の実効性ならびにコンプライアンスプログラムを評価し、取締役会に報告する。

② 統括責任者および統括部門

全社のコンプライアンスの統括責任者として、コンプライアンス統括責任者を設置する。また、コンプライアンスの統括部門を設置し、コンプライアンスに関する体制の構築・維持・向上を推進する。

③ コンプライアンス責任者

各部門におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、各部門の部門長をコンプライアンス責任者とする。

第3編 商品開発

1. 基本的な考え方

当社で取扱う全ての保険商品が、お客様等の保護を図りかつ収益性を確保するよう、商品の開発およ

び改廃に係る業務の健全かつ適切な運営を確保する。

2. 重点とする事項

- (1) 保険契約の内容が、お客様等の需要および利便等の社会的適合性を有するものであり、お客様等の保護に欠けるおそれのないものとする。
- (2) 保険契約の内容が、公序良俗に反し、または反する行為を助長し、もしくは誘発するおそれのないものとする。また、その他法令等の定めに対するものでないこととする。
- (3) 保険契約の内容および保険料が、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこととする。
- (4) 保険料および責任準備金等が、保険数理に基づき合理的かつ妥当であり、収益性を確保するものであることとする。

3. 商品の開発および改廃にかかる態勢の整備

適正な商品開発および改廃を実現するために、以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) 規定・マニュアル等

商品開発等の決定にかかる必要な事項等を定めた「保険商品の開発および改定に関する規定」を整備するとともに、その他必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制

① 委員会等

保険商品の開発または改廃を行うにあたり、募路面、法制面等あらゆる観点から検証を行い、総合的に協議することを目的とした委員会等を設置する。

② 商品開発部門

商品の開発および改廃等を行う商品開発部門を設置する。

第4編 業務品質の向上

1. 基本的な考え方

業務品質の向上を図ることにより、当社の経営理念に基づく安心と満足のお客様への提供を具現化する。

2. 重点とする事項

- (1) 業務の健全・適切な運営、公正な保険募集を確保し、適切なお客様保護を実現するために保つべき品質レベルを業務品質基準として策定する。
- (2) 業務品質の向上を実現するために、業務品質基準に基づく強固な内部管理態勢を「業務管理レベル」「業務遂行レベル」の階層で整備する。

3. 業務品質の向上に係る態勢の整備

(1) 規定・マニュアル等

業務品質向上の実効性確保に係る基本的事項を定めた「業務品質の向上に関する規定」を策定し、その他業務品質の向上に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制

業務管理レベルを担う部門を設置し、業務品質基準の策定および業務品質基準を前提とした管理態勢を整備する。

第5編 保険募集管理

1. 基本的な考え方

当社は、お客様に安心と満足を提供しお客様から信頼を得るために、業務の健全かつ適切な運営の維持、保険募集の公正およびお客様の保護を実現できる保険募集管理態勢を整備する。

2. 重点とする事項

- (1) 保険募集に関する法令等について、目的や主旨を十分に理解し、公正かつ適切に法令等を遵守した保険募集を実現する。
- (2) 保険募集の適正性を確保するための社内態勢や制度を確立し、全ての役職員・代理店・募集人に対する教育・指導を徹底する。
- (3) お客様が意向と実情に沿った適切な保険商品を選択できるよう保険契約の重要な事項について十分に説明し、お客様が理解できるように努める。

3. 保険募集管理態勢の整備

適正な保険募集管理の確立および推進をするために、以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) 規定・マニュアル等

保険募集に関して遵守すべき事項を具体的に示した「保険募集コンプライアンスマニュアル」を策定するとともに、「保険募集に関する管理規定」その他保険募集管理の業務遂行のために必要な規定・マニュアル等を整備する。また、保険募集における勧誘行為の適正性の確保に関する事項等を定めた「勧誘方針」を策定し、公表する。

(2) 体制

① 委員会等

新たな募集方法および募集形態等を実行する場合、その適切性を検証することを目的とした委員会等を設置する。

② 管理部門

保険募集管理が適正に機能するよう全社的な態勢整備を行う「保険募集（態勢）管理部門」および保険募集管理の遂行に関する事項の企画・立案・推進を実行する「保険募集（業務）管理部門」を設置する。

第6編 お客様保護等管理

1. 基本的な考え方

当社は、お客様の保護および利便の向上の重要性を認識し、保険契約管理および保険金等支払いに関する迅速性および適切性を確保するなど適正なお客様保護等管理態勢を整備する。

2. 保険契約管理

（1）目的

保険契約の成立、保全にかかる一連の業務において、迅速性および適切性を確保し、当社のお客様の保護および利便性を図る。

（2）重点とする事項

- ① お客様の保護の観点から迅速・適切な保険契約管理を行う。
- ② 全ての役職員および代理店に対し、保険契約業務における迅速性および適切性が重要であることを周知徹底する。
- ③ お客様の保護および利便性の向上の観点から、保険契約業務の遂行状況および保険契約管理の整備状況を検証の上評価し、必要に応じて見直しを図る。
- ④ 保険契約業務の遂行および保険契約管理の整備上、不適切な事象が発生した場合には、適切に対処する。

（3）保険契約管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

保険契約管理に係る基本的事項を定めた「保険契約管理に関する管理規定」を策定し、その他保険契約業務および保険契約管理に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

保険契約管理が適正に機能するよう全社的な態勢整備を行う「保険契約管理（態勢）管理部門」および保険契約管理の遂行に関する事項の企画・立案・推進を行う「保険契約管理（業務）管理部門」を設置する。

3. 保険金支払管理

（1）目的

保険金の支払業務が保険会社の最も重要な機能の一つであることを深く認識し、迅速かつ適

正な保険金の支払を行う。

（2）重点とする事項

- ① お客様保護の観点から、迅速・適正・誠実な対応を行う。
- ② 保険金の支払業務に係る社員に対して、中長期にわたる人材の育成と能力の開発・向上に努める。
- ③ 保険金の支払業務が適正に行われるよう、事務処理態勢の充実、システム開発投資、人員配置等の経営資源の配分を適切に行う。
- ④ 各種法令・社内規定等を遵守するとともに、不当な保険金の請求に対しては、断固たる姿勢で対応する。

（3）保険金支払管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

迅速・適切な保険金支払業務および公正かつ厳密な保険金支払管理業務について基本的事項を定めた「保険金支払に関する管理規定」を策定し、その他保険金支払に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

保険金支払に関する態勢整備を統括する「保険金支払（態勢）管理部門」および保険金支払に係る事務全般を統括管理する「保険金支払（業務）管理部門」を設置する。また、保険金支払結果に対してお客様が不服を申し立てた案件について、改めての審議を行う「保険金支払再審査委員会」を設置する。

4. お客様の声への対応管理

（1）目的

お客様の声を真摯に受け止め、誠実かつ迅速な対応を行うとともに、商品・サービスの改善に努める。

（2）重点とする事項

- ① お客様の声への対応を最優先の課題と位置づけ、迅速、適切かつ誠実に対応する。
- ② お客様の声に常に傾聴の姿勢で、積極的に収集に努める。
- ③ お客様の声を商品・サービスの改善に活かし、お客様満足度の向上に努める。

（3）お客様の声への対応管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

お客様の声への対応の適正性を確保するための管理について基本的事項を定めた「お客様の声対応に関する管理規定」を策定し、その他お客様の声対応管理に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

お客様の声対応管理が適正に機能するように全社的な態勢整備およびお客様の声対応管理の遂行に関する事項の企画・立案・推進を行う「お客様の声対応管理部門」およびお客様の声対応管理の遂行に関する事項の企画・立案・推進を行う「お客様の声対応（業務）管理部門」を設置する。また、お客様の声対応としての再発防止策・業務改善策の有効性の検証等を行う「お客様の声検討委員会」を設置する。

5. 外部委託管理

(1) 目的

保険募集以外の当社の業務を外部委託する場合において、委託業務の正確、的確かつ迅速な処理の確保ならびにお客様情報やお客様への対応の管理の適切性を確保する。

(2) 重点とする事項

- ① 外部委託する業務は、委託業務の品質が確保でき、効率の向上が確保できるものとする。
- ② 委託業務の品質を確保するために、公正かつ効率的に業務を遂行できる能力を有する事業者を選定する。
- ③ 委託する事業者、委託契約、委託業務が適切であることを適時かつ適切に管理する。
- ④ 業務委託契約において、個人情報保護などの安全対策等、お客様保護および当社の経営の健全性を確保するために必要となる事項を明確にする。

(3) 外部委託管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

当社の業務を社外事業者へ委託する場合のお客様情報の管理等の適切性を確保するための基本的事項を定めた「社外事業者との取引に関する管理規定」を策定し、その他社外事業者との取引に関する管理に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

外部委託管理の適切性の確保を図るため、外部委託管理を統括する部門を設置する。

6. 利益相反管理

(1) 目的

当社が行う取引に関して、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反管理を行う。

(2) 重点とする事項

- ① 当社が行う取引を検証し、利益相反のおそれのある取引を特定し、これを適切に管理する。

- ② 利益相反管理を適切に行うために、教育・研修を実施し、役職員に周知・徹底する。

(3) 利益相反管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

適切な利益相反管理のための基本的事項を定めた「利益相反管理規定」を策定し、その他利益相反管理に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

対象取引の特定および管理を統括するため、利益相反管理統括責任者および利益相反管理統括部門を設置する。

第7編 情報資産保護管理

1. 基本的な考え方

当社はお客様情報、財務情報、株主情報等の情報資産の重要性およびそれを保有する当社の社会的責任を踏まえ、個人情報の保護に関する法律等の関係法令およびその他社会的規範を遵守し、情報資産を適切に保護管理する。

2. 重点とする事項

- (1) 保有する情報資産を特定し、情報資産毎の重要度に応じた安全管理を行う。
- (2) 全ての役職員に情報資産の保護・管理の重要性およびその取扱いについて周知徹底する。
- (3) 常に進化・変化し続ける情報の送受信や保管に係る技術や環境等に適時・適切に対応する。

3. 情報資産保護管理態勢の整備

適切な情報資産保護管理を確保および推進するために、以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) 基本方針・規定

個人情報（特定個人情報を含む）の適正な取扱いに関する必要な事項を定めた「個人情報保護宣言（個人情報保護に関する基本方針）」、並びに当社の情報資産を安全に管理し、情報の機密性、完全性および可用性の維持の実現に必要な事項を定めた管理規定を整備し、これらに基づき、情報資産保護管理の業務遂行のために必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制

- ① 全社の情報セキュリティの統括責任者として、情報セキュリティ統括責任者を設置する。また、IT 情報セキュリティの統括部門および一般情報セキュリティの統括部門を設置する。
- ② 各部門における情報資産の使用と適切な管理について責任を負う情報セキュリティ管理者

を設置する。情報セキュリティ管理者は、部門における安全対策の周知・維持・管理を実施し、それを有効に機能させる義務を有する。

- ③ 個人情報管理の統括責任者として個人情報管理責任者を設置する。また、個人情報保護に関する実務を統括する部門として個人情報管理統括部門を設置する。
- ④ 各部門における個人情報の適切な管理に関する責任者として個人情報管理者を設置する。

第8編 リスク管理（損失の危険を適切に管理すること）

1. 基本的な考え方

リスクとは、『事業の目的達成または計画の実現を阻害し、影響を及ぼす恐れのある事象をいい、また、否定的な事態や出来事に留まらず、肯定的な事態や機会を失すること、十分に機会を生かせないこと』を言い、リスクを適切に管理する態勢を整備する。

2. リスク管理の分類

リスク管理はその目的から以下の2種に分類される。

- (1) 統合的リスク管理
- (2) 危機管理・業務継続体制管理（BCM）

3. 統合的リスク管理

(1) 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当社が直面するリスクを総体的に捉えた上で、定量的に把握したリスク量を自己資本等と比較・対照し自己管理型のリスク管理を行うこと、および定量的に把握が難しいリスクについても当社が重要と認識するものについて定性的に特定・把握し管理を行うことで、リスクを会社の定める許容範囲内に抑えることを目的とする。

(2) リスク管理に対する取組姿勢

当社が直面しているまたは将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識した上で、以下のとおり対応するものとする。

- ① リスク管理は、全ての業務範囲において統合的に実施する。
- ② リスク管理は、会社の組織を横断して継続的に実行する。
- ③ リスク管理は、全ての従業員により遂行する。
- ④ リスク管理は、潜在的事象を適切に管理するための手段として、顕在化事象を把握した上で遂行する。

(3) 統合的リスク管理の対象となるリスクカテゴリー

- ① 保険引受リスク

- ② 資産運用リスク
- ③ 資金繰りリスク
- ④ オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク、法令等リスク）
- ⑤ その他、当社が統合的リスク管理対象と定義したリスク

(4) 統合的リスク管理の管理態勢

- ① 経営レベル（取締役会、常務会、統合的リスク管理委員会）、リスク管理レベル（リスク管理部）、業務遂行レベル（各部門）の3階層がそれぞれの役割を果たすことで、リスク管理の実効性を確保する。
- ② 全社的なリスク管理の体制および方針、リスク管理の運用・検証に関し、常務会に対する諮問機関として、またリスク管理の枠組みが有効に機能・維持され、基準が遵守されているかを検証する監視機関として、「統合的リスク管理委員会」を設置する。
- ③ 統合的リスク管理の実現に必要な事項を定めた規定・マニュアル等を整備する。

(5) 各リスクカテゴリーの管理態勢

- ① 規定・マニュアル等
リスクカテゴリー毎に、各々のリスク管理の実現に必要な事項を定めた規定・マニュアル等を整備する。
- ② 体制
リスクカテゴリー毎に所管する管理部門を設置するとともに、リスク特性に応じて委員会等の体制を整備する。

(6) 許容するリスク

経営の健全性を確保するために、当社が許容するリスクは以下のとおりとする。

- ① 事業目標に整合するリスク
- ② コンプライアンスに適合するリスク
- ③ 経営レベル、リスク管理レベル、業務遂行レベルの各階層による適切な管理が可能なリスク
- ④ 収益、資本と適切にバランスするリスク

(7) リスク許容度

経営の健全性を確保するための管理手法として、リスク許容度を自己資本の一定の範囲内で設定し、統合リスク量がリスク許容度の範囲内かについて検証する。

4. 保険引受リスク管理

(1) 目的

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより当社が損失を被るリスクをいう。

保険引受リスク管理は、保険の引受けにかか

る様々なリスクを把握・管理し、経営の健全性の維持・向上を図ることを目的とする。

(2) 重点とする事項

- ① 保険商品ごとに損害率を定期的に把握し管理する。損害率の悪化が経営に重大な影響を与えることが予測される場合には、必要に応じて商品の改廃、引受基準の改定、商品政策の変更等、損害率改善のための方策を講じる。
- ② 保険商品ごとに適切な保有限度額を設け、再保険によるリスクの分散等、必要な措置を講じる。
- ③ 集積リスクに対する再保険手配については、集積額、予想最大損害額、異常危険準備金等の要素を総合的に勘案する。
- ④ 再保険（出再・受再）については、出再先または出再者の信用状況を確認し、保有限度額規定または引受基準の範囲内において、適度な再保険責任の分散または妥当な金額の引受けを行う。

5. 資産運用リスク管理

(1) 目的

資産運用リスクとは、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動等により当社が損失を被るリスクをいう。

資産運用リスク管理は、資産運用業務を遂行するうえで抱えるリスク要因を適切に把握・管理し、経営の健全性の維持・向上を図ることを目的とする。

(2) 重点とする事項

- ① 資産運用に関する戦略目標策定に際し、資産運用リスクを最小限度に抑えるのか、能動的に一定の資産運用リスクを引き受けたうえで収益を上げることが目標とするのか等を明確にする。また、負債特性および会社全体として許容できるリスク量を考慮した資産配分等を行う。
- ② リスク・リミットの設定は、自己資本、収益力、リスク管理能力、保険金等の支払能力等の経営体力を踏まえ、会社全体として許容できるものとする。
- ③ 資産運用部門からの牽制を確保するため、資産運用部門から独立した「資産運用リスク管理委員会」を設置し、資産運用リスクのモニタリング、リスクコントロールの検証等を行う。

6. 資金繰りリスク管理

(1) 目的

資金繰りリスクとは、収入の減少や支出の増

加により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより当社が損失を被るリスクをいう。

資金繰りリスク管理は、このリスクを把握・管理することにより、経営の健全性の確保を図ることを目的とする。

(2) 重点とする事項

将来キャッシュフローの適切な予測を行う。

7. オペレーショナルリスク管理

(1) 目的

オペレーショナルリスクとは、以下のリスクを指し、これらのリスクを把握・管理し、経営の健全性の維持・向上および信頼性の確保を図ることを目的とする。

① 事務リスク

役職員ならびに代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当社が損失を被るリスク

② システムリスク

システムの不適切な管理が、情報システムの利用目的の達成を阻害し、当社が損失を被るリスク

③ 法令等リスク

法令等の制定・改正等に起因するリスク、規制環境における変化に起因するリスク、あるいはコンプライアンスまたは規制の基準、方針、実務を正しく理解しない、または効果的に適用し遵守できないことによって起こるリスク

(2) 重点とする事項

① 事務リスク

正確・適正な事務処理を確保することにより、事務ミス発生防止、内部不正の防止に努めるとともに、それらが発生した場合は迅速な対応を行う。

② システムリスク

適切なシステム管理態勢を維持・発展させ、リスクの発現を防止するとともに、リスクが発現した場合には損失の最小化を図るなど、安定したシステムを提供する。

③ 法令等リスク

法令等の制定・改正等に起因するリスクの洗い出しを行うことにより、リスクの発現を防止する。また、リスクが発現した場合には損失の最小化を図る。

- ④ 顕在化した事務事故等の情報を共有することにより、潜在するリスクを早期に発見・処置し、顕在化を未然に防止するため、「オペレーショ

ナルリスク管理委員会」を設置する。

8. 危機管理・業務継続体制管理

(1) 目的

経営に重大な影響を及ぼす緊急事態である危機発生リスクに対し、平時より備えるとともに、危機発生または発生する恐れがある場合に、役職員等の生命及び身体、当社資産への被害を防止・削減し、当社が被る経済的損失を極小化したうえで、お客様や代理店の対応等への影響を最小限に抑えるため、当社事業を継続させる、もしくは当社業務を可及的速やかに復旧させる態勢の構築を目的とする。

(2) 重点とする事項

- ① 平時より、何が危機であるかを認識し、危機発生または発生する恐れがある場合に、全ての役職員の迅速・的確な対応を実現するために、危機管理・業務継続体制管理を所管する部門を設置し、必要な態勢（体制・規定・マニュアル等）の整備を行う。
- ② 危機が発生した場合は、関連規定、マニュアル等に基づき、適切な初期対応、復旧に向けた対応を行う。

第9編 反社会的勢力への対応

1. 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応に努め、警察や弁護士等とも連携して毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 反社会的勢力への対応にかかる態勢の整備

反社会的勢力との関係遮断のために、以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) 基本方針

反社会的勢力との関係遮断のために必要な事項を定めた「反社会的勢力に対する行動指針」を整備し、それに基づき、必要な規定・マニュアルを整備する。

(2) 体制の整備

反社会的勢力への対応に関する主管部門および統括窓口を設置する。主管部門と統括窓口は弁護士・警察との連携を図り対応する体制とする。

第10編 財務報告の信頼性確保および開示

1. 基本的な考え方

財務報告に係る内部統制態勢を整備・運用し、

評価することにより、財務報告の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性を確保する。また、財務報告の適正性を確認し、開示するための手続きを実施する。

2. 財務報告にかかる内部統制の整備

財務報告の信頼性確保および適切な開示のために、以下の態勢の整備および運用を行う。

(1) 規定・マニュアル等

保険金の支払いおよび保険契約上の債務を確実に履行するために、適切な責任準備金および支払備金の積立、ソルベンシー・マージン比率を指標とした経営の健全性の確保等を定めた「財務の健全性・保険計理の管理規定」を整備し、その他財務報告の信頼性確保および開示に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制の整備

責任準備金等およびソルベンシー・マージン比率の統括部門を設置し、作成部門および検証部門を責任準備金等の種類に応じて適切に定める。

第11編 内部監査

1. 内部監査の目的

内部監査は、内部管理の有効性について検討・評価し、経営目標の効果的な達成に役立つことを目的とする。

2. 内部監査の定義

内部監査とは、業務ラインから独立した立場で内部管理の主要目的（リスク管理の適切性、業務運営の効率性と有効性、財務報告の信頼性、法令等および社内諸規程の遵守等）の達成状況を客観的に評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・提言を行う一連のプロセスを指す。

3. 内部監査に対する取組姿勢

監査部長は、適切な内部管理態勢の構築を図る上で、内部監査が重要であるとの認識に基づき、内部監査の機能が十分発揮できる態勢を整備し、監査重点項目に対する適切かつ実効性ある監査の実施に努める。

4. 内部監査態勢の整備

監査部長は、適切かつ実効性のある監査の実施のために、以下の態勢を整備し、その運用を図る。

(1) 内部監査規定・内部監査実施要領

内部監査の実施、情報入手、守秘義務等の権限及び責任を明確にするために、内部監査規定を策定するとともに、内部監査の実効性を確保

するために内部監査実施要領を整備する。 (2) 内部監査重点項目の設定 内部監査の有効性および実効性を高めるため、当社における主要リスク、各部門における課題等を把握し、これらを基に内部監査重点項目を年度ごとに定める。 (3) 内部監査計画 内部監査重点項目をふまえ内部監査計画を策定し、効率的かつ実効性のある内部監査の実施に努める。 (4) 体制の整備 内部監査部門を設置し、その機能が十分に発揮され、被監査部門から不当な制約を受けることなく監査業務を遂行できるよう、独立性を確保した体制とする。更に、内部監査の独立性を確保するために、監査部門を担当する取締役は、他の業務執行部門を担当しないこととする。 (5) 取締役会への報告 取締役会に対して当年度の内部監査重点項目	および前年度の監査実施状況ならびに監査結果の報告を行うとともに、重要な監査指摘事項については、適時、適切な報告を行う。 (6) 監査役との連携 監査役監査および内部監査の役割を認識した上で、監査の効率性・実効性を高めるために、内部監査計画、項目および結果等の報告を監査役に対して行う。また、監査役から提供された課題等を、監査計画の策定および監査実施の際に活用する。 (7) 業務の連携 適切な内部監査の業務範囲を確保し、業務の重複を最小限にする為に、外部監査人および社内他部門等と、情報を共有し活動の連携を図るものとする。 (8) 問題点の是正 内部監査において発見・指摘された事項については、その重要度を勘案した上で改善計画を策定し、内部管理上の問題点の是正に努める。
---	--

(2) 運用状況について

2019年度の主な運用状況は以下の通りです。

- ① 2019年5月29日の取締役会において、執行役員規定の制定及び関連する常務会規定の一部改定を、また6月27日の取締役会で同じく関連する内部監査規定の一部改定を行いました。
- ② コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス態勢の実効性及びコンプライアンスプログラムを評価のうえ、常務会やコンプライアンス統括部門に必要な事項を指示し、取締役会に報告しています。
- ③ 保険募集管理については、保険募集の公正およびお客様の保護を実現するため、社内態勢や制度の確立を図っており、2019年度は、「損害保険代理店マニュアル」や「代理店総合点検制度」について、前年度あるいは今日的な課題を反映したり、実効性をより高めたりするために内容を改訂しました。
- ④ お客様保護等管理においては、迅速・適切な保険契約管理および適正な保険金の支払いに向けて、必要な規定・マニュアルを整備し、取り組んでいます。
また、お客様の声検討委員会を定期的開催し、商品・サービス改善への反映の検討・実施、再発防止策・業務改善策の有効性の検証等を行いました。お褒めのことばについても全社共有を行う等、さらなるお客様満足度向上に努めました。
- ⑤ 外部委託管理については、全部門対象に社外事業者の状況確認を行うと共に、対象事業者については、個人情報管理、BCP、サイバーセキュリティの観点での点検を実施しました。
- ⑥ 統合的リスク管理については、統合的リスク管理委員会を定期的開催し、全社的なリスク管理の諮問機関及び監視機関として機能させています。また、全社向けの「リスク管理ニュース」の発行およびe-learningによるリスク管理研修の実施により、社内リスクカルチャーの醸成に努めました。
- ⑦ 業務継続体制(BCP)の観点では、首都圏における大規模災害を想定した訓練及び、佐賀サービスセンターが台風等で短期間被災したケースを想定した訓練を行うとともに、BCPマニュアルの整備を行いました。

- ⑧ 本年1月以降世界的に蔓延した新型コロナウイルスへの対応として、全役員、部門長をメンバーとする緊急対策会議を定期及び随時開催し、情報収集、業務継続のための態勢づくり、ハード・ソフト両面での対応等に取り組みました。

8 法令遵守の体制

損害保険事業は、社会性・公共性の極めて高い事業であり、国民経済や国民の生活に密接にかかわり、必要不可欠な存在となっています。損害保険会社の使命は、その事業を健全かつ適切に運営し、保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることですが、それらにひずみが生じると契約者・被保険者はもとより、社会や経済の全般に大きな影響を及ぼすことになりかねません。そのために、損害保険会社には、ただ単に利潤を追求するのではなく、自己責任原則にもとづいて市場ルールに則り、公正・公平で自由な競争を行うことや、社会的規範に沿った行動を心がけるなど、一般の事業会社以上の高い企業倫理が求められています。当社は、社会的責任を認識しお客さまをはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)の皆さまに対して、この損害保険会社のあるべき姿を具現するために、法令等遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

(1)基本方針

当社では、法令等遵守(コンプライアンス)を、経営の最重要課題の一つと位置付け、その課題を達成するために「内部統制基本方針第2編コンプライアンス」(p.13参照)において、法令等遵守に係る基本方針等を定めています。

(2)コンプライアンスの運営・推進の体制

①コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンス関連情報を基にコンプライアンス態勢の実効性およびコンプライアンスプログラムを評価し、取締役会に付議するための組織として、コンプライアン

ス委員会を設置しています。

②コンプライアンス統括部門の設置

コンプライアンスに関する体制の構築・維持・向上を推進するため、コンプライアンス統括部門を設置しています。

③コンプライアンス責任者の配置

各部門にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部門である業務管理部と連携して各部門のコンプライアンスの推進にあたっています。

④内部通報制度の運用

業務の健全かつ適切な運営を確保し、あわせて公益に資することを目的として、社内・外に通報窓口を設けて運用しています。

(3)コンプライアンスプログラム

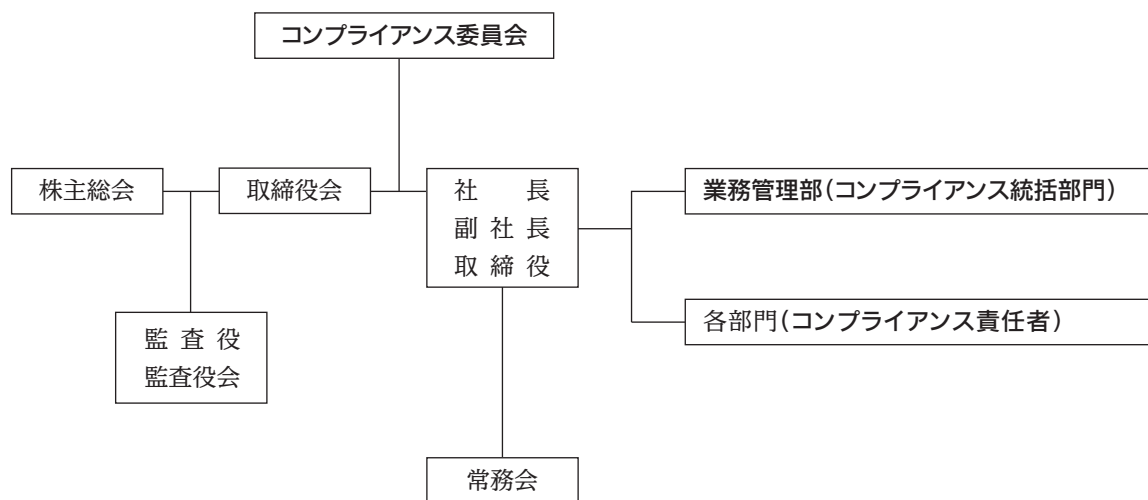
コンプライアンス体制の一層の充実と強化を図り、真のコンプライアンス確立のために会社全体の実施計画であるコンプライアンスプログラムを策定しています。同プログラムは、年度ごとに取締役会において決議の上、その計画にもとづいて組織的な取組みを推進しています。

(4)コンプライアンスの実現に向けて

以下のような取組みにより、実効性のあるコンプライアンスの推進に努めています。

- ①コンプライアンスに関する規定やマニュアルの整備・拡充
- ②コンプライアンスに関する教育、研修、啓蒙活動
- ③不祥事件の未然防止、再発防止のための内部統制(監査・モニタリング)
- ④各部門の自主点検の励行と評価
- ⑤監査結果の評価等の実施

【 コンプライアンスの推進体制 】



9 リスク管理の体制

(1) 基本的な考え方

お客様をはじめとするすべてのステークホルダーに安心と満足をもたらし、信頼される健全な経営確保のため、保険会社は多様化・複雑化するリスクを適切・的確に管理することが求められています。

当社は、全社的なリスク管理体制を構築し、リスクを特定・測定・評価し、リスクを適切、効率的に管理していくことを推進しています。

当社では、事業目的の達成や計画の実現を阻害する等の影響を与える恐れのあること、さらには否定的な事柄だけではなく肯定的な事柄や機会を生かせないこと等をもリスクと捉えています。また、リスク管理の目的を、リスクと収益の適切な均衡を図ることにより経営の健全性を確保しつつ、最小限のコストでリスクを想定される許容範囲内に抑えることに置いています。

(2) 組織体制

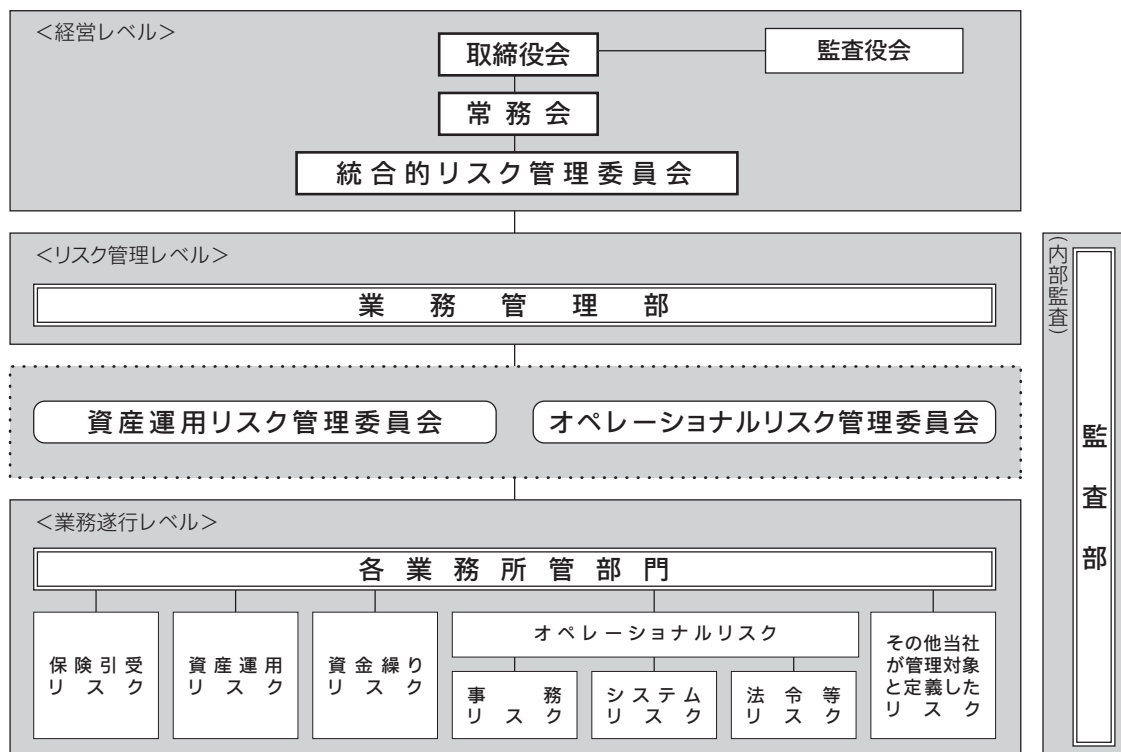
リスク管理体制は、組織横断的かつ継続的に、職位あるいは職務内容に関わりなく、役員全員がリスク管理の役割と責任を負うことを基本としています。その上で、経営レベル（取締役会、常務会、統合的リスク管理委員会）、リスク管理レベル（業務管理部）、業務遂行レベル（各業務所管部門）の3階層がそれぞれの役割を果たすことで、リスク管理の実効性を確保しています。

(3) 許容するリスク

当社が許容するリスクは、経営の健全性を確保するため以下のとおりとしています。

- ① 事業目標に整合するリスク
- ② コンプライアンスに適合するリスク
- ③ 経営レベル、リスク管理レベル、業務遂行レベルの各階層による適切な管理が可能なリスク
- ④ 収益、資本と適切にバランスするリスク

リスク管理体制図



(4) リスク管理の目的

当社のリスク管理は、直面するリスクを総合的に捉えた上で、定量的に把握したリスク量を自己資本等と比較・対照し自己管理型のリスク管理を行うこと、および定量的に把握が難しいリスクについても当社が重要と認識するものについて定性的に特定・把握し管理を行うことで、リスクを会社の定める許容範囲内に抑えることを目的としています。

(5) リスク管理に対する取組姿勢

当社が直面しているまたは将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識した上で、以下のとおり対応することとしています。

- ① リスク管理は、全ての業務範囲において統合的に実施する。
- ② リスク管理は、会社の組織を横断して継続的に実行する。
- ③ リスク管理は、全ての従業員により遂行する。
- ④ リスク管理は、潜在的事象を適切に管理するための手段として、顕在化事象を把握した上で遂行する。

(6) リスク管理の対象となるリスクカテゴリー

当社が管理するリスクの分類は以下のとおりとしています。

- ① 保険引受リスク
- ② 資産運用リスク
- ③ 資金繰りリスク
- ④ オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク、法令等リスク）
- ⑤ その他、当社がリスク管理対象と定義したリスク

(7) リスクの計量化

当社の様々なリスクが及ぼす影響を統合的に管理するため、分類された各リスクを統一的な尺度により計量化する取組を行っています。リスクを計量化する統一的な尺度として保有期間1年、信頼区間99.5%のバリュアットリスク（VaR）を用い、「保険引受リス

ク」および「資産運用リスク」のリスク量を算出しています。また、「オペレーショナルリスク」についても適宜計量化を行っています。

これら各リスクを統合して得られる統合リスク量を経営体力（自己資本）と対比することによって、リスク耐性の検証を実施しています。

また、バリュアットリスク（VaR）によるリスク管理を補完するため、ストレステストを実施することで、例外的であるものの蓋然性のある大規模な自然災害や金融市場の混乱等が発生した場合に、当社が被る潜在的な損失額を検証しています。

(8) リスクカテゴリー毎のリスク管理

① 保険引受リスク管理

保険引受では、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社の経営に重大な影響を及ぼすことを認識する必要があります。

そのために商品の開発・販売、既存商品の改廃または日常営業活動において目標の達成を優先するあまり想定以上のリスクを負担することのないよう、保険引受リスク管理規定等を定め、保険引受リスクの分析やリスク量の計測などを行っています。保険引受リスク管理上問題がある場合には、引受基準の強化、保険商品の改定、販売停止等の措置を行うことにより経営の健全性を確保することとしています。

◆再保険の方針

経営の健全性と事業収益の安定化を図るため、リスクの内容とその集積状況などを分析し、当社の資産、準備金の状況を鑑みた上で、引き受けたリスクを再保険（p.58参照）に付すこととしています。

出再にあたっては、経営の健全性を維持し、かつ効率的な再保険の取引条件を検討するとともに、各種格付などを参考として再保険会社の財務力（再保険金支払能力）を判断する信用度基準にもとづいたチェックを行ってお

り、再保険金回収に支障のないよう集中度も考慮して再保険会社を選定し、再保険に係る信用リスクの軽減に努めています。

②資産運用リスク管理

当社では、資産運用に関するリスクに的確に対応するため資産運用リスク管理規定等を定め、資産運用リスクの分析やリスク量の計測などを行っています。また、運用の現業部門である経理財務部とは独立した資産運用リスク管理委員会を設置して牽制機能を働かせるなど、リスク管理体制の整備とリスク管理手法の高度化に取り組んでいます。

資産運用に関する各リスクの対応は次のとおりです。

ア. 市場リスク(金利リスク、為替リスク、価格変動リスク)

当社では、金利、為替、有価証券等の時価変動などにより資産価値が下落するリスクが顕在化した場合でも、その損失が会社経営に深刻な影響とならないよう対処しています。その管理手法としてバリュアットリスク (VaR) 等を用い、リスクを定量的に管理しています。

イ. 信用リスク

当社では、資産運用額の大半を円建て債券とし、格付機関より高格付された債券に分散投資することにより、信用リスクの軽減、管理を行っています。

③資金繰りリスク管理

当社では、収入の減少や支出の増加により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされ当社が損失を被ることがないよう、資金繰り管理規定等を定め、資金繰りリスクの分析や将来キャッシュフローの適切な予測を行っています。

④オペレーショナルリスク管理

ア. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員や代理店等が正確な事務を怠ることおよび事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、事務リスク管理規定等を定め、事務リスクの特定・管理・計測・評価を行っています。

また、リスク顕在化事象を部門横断的に共有するためオペレーショナルリスク管理委員会を設置し、全社的な類似リスクを把握することで、更なるリスクの発現を予防しています。

イ. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備に伴い、お客様や当社が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることによりお客様や当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、システムリスク管理規定等を定めシステムリスクの管理を行うほか、リスク顕在化事象についてはオペレーショナルリスク管理委員会にて全社的な類似リスクを把握することで、更なるリスクの発現を予防しています。

ウ. 法令等リスク管理

法令等リスクとは、法令等の制定・改正等に起因するリスク、規制環境における変化に起因するリスク、あるいはコンプライアンスまたは規制の基準、方針、実務を正しく理解しない、または効果的に適用し遵守できないことによって起こるリスクをいいます。

当社では、法令等リスク管理規定等を定めリスクの洗い出しを行い、オペレーショナルリスク管理委員会における情報共有等により、リスクの発現を防止しています。また、リ

スクが発現した場合には損失の最小化を図ります。

10 第三分野保険に係る 責任準備金の確認

当社は平成10年大蔵省告示第231号に基づく第三分野保険のストレステストの対象となる契約は有しておりません。

11 個人情報保護宣言

(個人情報保護に関する基本方針)

当社は、個人情報保護の重要性を十分認識し、損害保険業について社会からより一層の信頼を得て、誠実に事業運営をするために、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」をはじめとして関連する法令や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人

人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じています。

また、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでおり、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

〔個人情報保護宣言〕

(個人情報保護に関する基本方針)

当社は、個人情報保護の重要性を十分認識し、損害保険業について社会からより一層の信頼を得て、誠実に事業運営をするために、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

*本宣言(基本方針)における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、キャンペーンやアンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせやご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得する場合があります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. から7. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客様にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等で公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

(1)当社が取り扱う損害保険商品の販売およびこれらに付帯・関連するサービスの案内・

提供(契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務を含みます。)を行うため。

- (2)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため。
- (3)他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- (4)市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。
- (5)各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供のため。
- (6)当社社員の採用、代理店の新設・維持管理を行うため。
- (7)その他、上記に付随する業務ならびにお客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

- (1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む国内・海外の業務委託先に提供する場合
 - ③損害保険会社等の中で共同利用を行う場合(下記5.情報交換制度等をご覧ください。)
- (2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

((4)については、7.の個人番号および特定個人情報を含みます。)

- (1)保険契約の募集に関わる業務
- (2)損害調査に関わる業務
- (3)情報システムの保守・運用等に関わる業務
- (4)個人番号関係事務に係わる業務

5. 情報交換制度等

- (1)損害保険業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

一般社団法人日本損害保険協会
 ホームページアドレス
<https://www.sonpo.or.jp/>

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員等の採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

一般社団法人日本損害保険協会
 ホームページアドレス
<https://www.sonpo.or.jp/>

6. センシティブ(機微)情報の取扱い

当社は、「個人情報保護法第2条第3項」に定める「要配慮個人情報」ならびに「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。

法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5.の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、4.9.10.12.をご覧ください。

8. 契約内容・事故に関する照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または下記12. のお問い合わせ窓口まで、また事故に関するご照会については「ご契約のしおり」もしくは保険証券に添付の「保

険の約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先または下記12. のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等の手続き

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等に関するご請求については、下記12. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。通知および開示の請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規定等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記12. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を128bit版SSL (Secure Sockets Layer) の高度なデータ暗号化システムを採用しお客様と通信しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

当社のホームページでは、クッキー(*)を使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

*クッキー：当社のホームページを訪問されたお客様がご使用されているコンピュータに対し一時的にデータを送信し、通信先を識別する仕組みのことをいいます。
なお、当社ではクッキーを用いた個人情報の収集は行っておりません。

11. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

③作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること

④作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

12. お問い合わせ窓口

当社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

ご本人からの求めがあった場合には、ダイレクトメールの発信停止など、自主的に利用停止等の対応を行います。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関するご連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いや、保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関するご照会・ご相談ならびに安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

所在地 〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー X 16階

ホームページアドレス <https://www.jihoken.co.jp/>

電 話 03-6634-4000(代表) 所管部門をご案内いたします。

(受付は、土日祝祭日および年末年始を除く午前9時～午後5時に行っています。)

なお、ご契約内容に関する照会につきましては、以下にお願いいたします。

0120-877030(フリーダイヤル)

なお、当社は、個人情報保護法第47条に規定する認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電 話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

12 反社会的勢力に対する行動指針

当社では、暴力団や総会屋など企業の経営、民事上の事件、スキャンダルなどに関連して、不当な利益等の要求を行ったり、脅迫、暴行その他の違法行為により不当な利益等の実現

を図る目的をもった集団である、反社会的勢力に毅然と対応するために、「内部統制基本方針第9編反社会的勢力への対応」（p.19参照）において、基本的考え方、態勢の整備を定め、これに基づいた「反社会的勢力に対する行動指針」を策定し、行動します。

反社会的勢力に対する行動指針

1. 目的

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応に努め、公共の信頼性を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することを目的とする。

2. 重点とする事項

(1) 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、組織全体として対応し、役員および社員の安全を確保する。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係（提携先を通じた取引を含む）を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求等は拒絶する。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当要求等が、事業活動上の不祥事や役員および社員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

13 利益相反管理方針

当社では、お客様の利益が不当に害されることがないように、「内部統制基本方針第6編 お客様保護等管理 6. 利益相反管理」(p.16 参照)に方針等を定め、「利益相反管理規定」、「利益相反管理マニュアル」によりお客様の利益の保護のための体制整備を図っています。

14 CSR（企業の社会的責任） 推進に向けた活動

（１）当社のCSRへの取り組み

社会公共性の高い事業である損害保険会社は、企業としての社会的責任がますます重要視されてきています。

CSR（企業の社会的責任）とは、「企業が社会という枠組みの中の一員として、社会とともに持続的発展を目指し、ステークホルダーとの交流を深めながら、経済・環境・社会に関する諸問題について、社会の信頼を得るために果たさなければならない自主的な取り組み」です。当社の経営理念にある「誠実で信頼される企業を目指す」ためには、CSRの取り組みは経営の最重要課題のひとつでもあります。

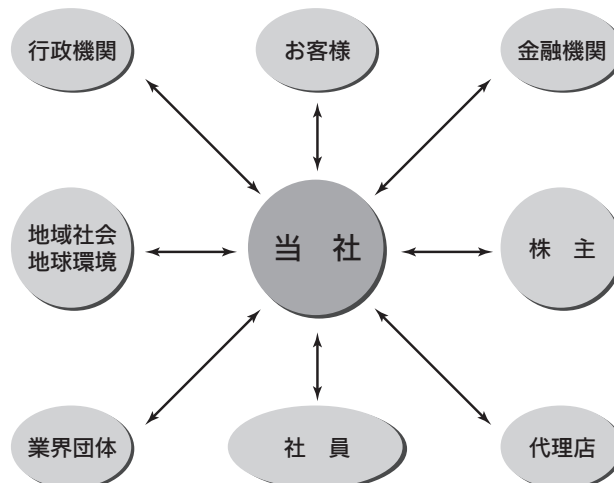
当社は、損害保険業という社会・公共性の高い事業を運営するために、広く社会や国民の信頼に応えるとともに、企業の社会的責任を十分認識し、「CSRを実現するための宣言」を制定し、推進しています。

当社は、お客様、株主、代理店、社員、行政機関、業界団体、地域社会などの当社を取り巻くステークホルダーの皆さんに支えられ、共生しています。社会・経済・環境のいわゆるトリプル・ボトムラインの3つの側面からの経営を行い、各ステークホルダーの皆さんと持続的に発展してまいります。

〔CSRを実現するための宣言〕

私たちはCSRを実現するために、次の7項目について宣言します

- 本業を通じて社会に貢献します
 - ・損害保険会社の本来業務である保険の引受、資産の運用を通じてすべてのステークホルダーの信頼を得ます。
- コンプライアンスに取り組みます
 - ・高い倫理観にもとづき、コンプライアンスを徹底し、公共的使命と社会的責任を果たします。
 - ・「内部統制基本方針」にもとづき、内部管理体制の充実に努めます。
- 商品・サービス向上に取り組みます
 - ・利用者ニーズを押し量り、商品の開発や改良をすることで、より良い商品の提供に努めます。
 - ・海外旅行保険に関するリスクマネジメントやサービスを積極的に提供します。
- 環境問題に取り組みます
 - ・地球温暖化防止に協力し、美しい地球を次世代に残します。
 - ・限りある資源を効率的に利用し、環境にやさしい社会の実現を目指します。
- 人を大切にする活動に取り組みます
 - ・個人情報の保護を徹底するとともに、基本的人権を尊重します。
 - ・働きがいのある職場環境を目指し、人材開発をはかります。
- ボランティア活動に取り組みます
 - ・ボランティア活動への積極的な参加を目指します。
 - ・社員のボランティア活動への参加を応援します。
- ステークホルダーとの対話に取り組みます
 - ・全てのステークホルダーとの対話に努めます。
 - ・利用者満足度を高めるためにステークホルダーの意見を積極的に取り入れます。



【当社を取り巻くステークホルダー】

2019年度は、本業を通じて地道な活動をしてきました。

①本業を通じた社会貢献

- お客様からの保険金請求について、迅速な審査と迅速な支払いに努めています。
- お客様の保険契約締結をより確かなものにするために、ご契約時に「重要事項説明書」や「ご契約内容確認書」を取り交わしています。
- パンフレット、保険契約申込書などについて、使用の状況やわかりやすさ・書きやすさの観点からの検討・分析をし、見直しに努めています。

②コンプライアンスの取り組み

- 社員一人ひとりがコンプライアンス意識をしっかりと認識するために、部門ごとに定期的に勉強会を実施しています。
- お客様の保険金請求に際して、保険金支払担当者が、費用保険などの支払い漏れを未然に防止する機能をもったシステムを構築しています。

③商品・サービスの向上の取り組み

- 高等学校や大学などにリスクマネジメントサービスを提供しています。
- 留学生や駐在員などにトータルヘルスケアサービスを提供しています。

④環境問題への取り組み

- 地球環境を保全し、CO₂(二酸化炭素)の排出量抑制に資するため、紙の使用を削減しペーパーレス化に取り組んでいます。
- 一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)等と連携しながら、環境問題に関する情報の収集等に努めています。

⑤人を大切に活動への取り組み

- お客様の苦情、紛争が費用や手間暇のかかる裁判になる前に、公正・中立な立場の指定紛争解決機関(指定ADR)を紹介し、お客様の権利を保護する制度を導入

しています。

- 個人情報の管理を徹底し、管理に関して自主点検の実施をしています。
- 個人情報データなどが社外に持ち出されないよう、データの保管を、サーバーでの管理としています。
- 学生の就業経験の場を提供するため、インターンの受入れを行っています。
- 世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材の育成に貢献したいという思いから、「ほっかいどう未来チャレンジ基金(北海道未来人材応援基金)」を支援しています。主な活動として、渡航前リスクマネジメントセミナー等を通じて、若者の海外留学や実践活動をサポートしています。



⑥ボランティア活動への取り組み

- 使用済みのプリペイドカードや使用済み切手を収集し、福祉活動の財団法人に寄贈する収集ボランティア活動を継続的に実施しています。
- 社員の一人ひとりがボランティア活動に積極的に参加できるよう、ボランティア休暇を制定し、ボランティア活動への参加を奨励しています。

⑦ステークホルダーとの対話への取り組み

- お客様からのご意見・ご要望を積極的にお伺いするために、ホームページ窓口を開設しています。
- ホームページにお客様からいただいた、さまざまな声を公表しています。
- お客様からいただいた苦情やご意見を今後の業務運営に役立てるため、業務管理部で一元的に管理しています。

(2) 損保協会の社会貢献への取り組み

当社は、損保協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献しています。

主な取り組みは以下のとおりです。

①交通安全対策



ア. 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

イ. 交通安全啓発活動

1) 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

2) 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。



3) 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、反射材つき啓発チラシの作成や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

4) 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

②防災・自然災害対策



ア. 地域の安全意識の啓発

1) 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

2) 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べ

る防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています。

イ. 地域の防災力・消防力強化への取り組み

1) 軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

2) 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター(総務省消防庁後援・約20万枚作成)に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識の啓発・PR等に使用されます。

過去5年間の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語
2016年度	消しましょう その火その時 その場所で
2017年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
2018年度	忘れてない? サイフにスマホに 火の確認
2019年度	ひとつずつ いいね! で確認 火の用心
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル

3) ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読本「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぼう! ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

③ 犯罪防止対策



ア. 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

イ. 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金が使えろ」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシ等を作成し、啓発活動を行っています。

ウ. 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、身の回りに起こりうる危険に対処できる知識を学習しておくことが大切です。万一の事態が起こった時、直ちに身を守る行動に繋がれるよう、大人と子どもと一緒に学べる事前学習型の教材(手引き)を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。



④ 環境問題への取り組み

ア. 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

イ. 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO2の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

ウ．エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、ビデオクリップ(DVD)とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

エ．環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO2排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

⑤保険金不正請求防止に向けた取組み



ア．保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



イ．保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役

に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

ウ．保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

15 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2018年度に火災保険を契約された方のうち、約3分の2の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



16 品質向上への取組みについて

(1) 保険金のお支払状況について

当社は、お客様からの信頼にお応えする取組みを推進し、さらなる品質向上を図るた

め、保険金のお支払状況についてお知らせしています。

保険金のお支払状況

〈2019年度〉

(単位：件)

		海外旅行保険 ※注1	その他 ※注2	(合 計)
お支払件数		57,508	41,834	99,342
お支払対象とならなかった件数 ※注3	詐欺無効	0	0	0
	告知義務違反解除	0	0	0
	通知義務違反解除	0	0	0
	重大事由解除	0	0	0
	支払事由非該当	3,906	947	4,853
	免責事由該当	1,440	290	1,730
	(合 計)	5,346	1,237	6,583

(注1) 海外旅行保険には、リスク細分型特定手続用海外旅行保険 (t@biho たびほ) を含みます。

(注2) その他とは、旅行総合保険、国内旅行保険、普通傷害保険、火災保険等のことをいいます。

(注3) お支払対象とならなかった件数の内訳に関しては、下記用語の解説をご覧ください。

〈上表の用語解説〉

用語	解説
詐欺無効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、保険契約が無効となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいただけなかったことなどにより、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
免責事由該当	携行品の紛失など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。

〈半年毎のお支払状況の推移〉

		お支払件数	お支払対象とならなかった件数
2019年度	上半期	45,676	2,909
	下半期	53,666	3,674

不服申出制度

保険金支払業務の適切性を確保し、お客様保護をはかることを目的とし、保険金をお支払いしたケースやお支払いにいたらなかったケースに関して、その内容に対する不服申出

窓口を設置し、お客様にご案内しております。不服申出がなされた事案については、検討・保険金支払再審査を行い、お客様保護の観点、法令や約款、医学的見地、募集行為等に照らして、支払査定の適切性をはかっています。

（２）「お客様の声」への取組み

当社では、2007年8月に「お客様の声相談室」を新設し、2009年2月に「お客様の声統括室」、2010年3月に「業務品質管理部」、2015年3月に「業務管理部」への名称変更と組織改編を行い、お客様からのご不満ご要望などの声を一元的に管理しております。業務管理部では、お客様からお寄せいただいた声を分析し、お客様満足度向上のための業務改善に取り組んでおります。

①お客様の声に関する基本方針

（内部統制基本方針より）

お客様の声を真摯に受け止め、誠実かつ迅速な対応を行うとともに、商品・サービスの改善に努めます。

○お客様の声への対応を最優先の課題と位置づけ、迅速、適切かつ誠実に対応しま

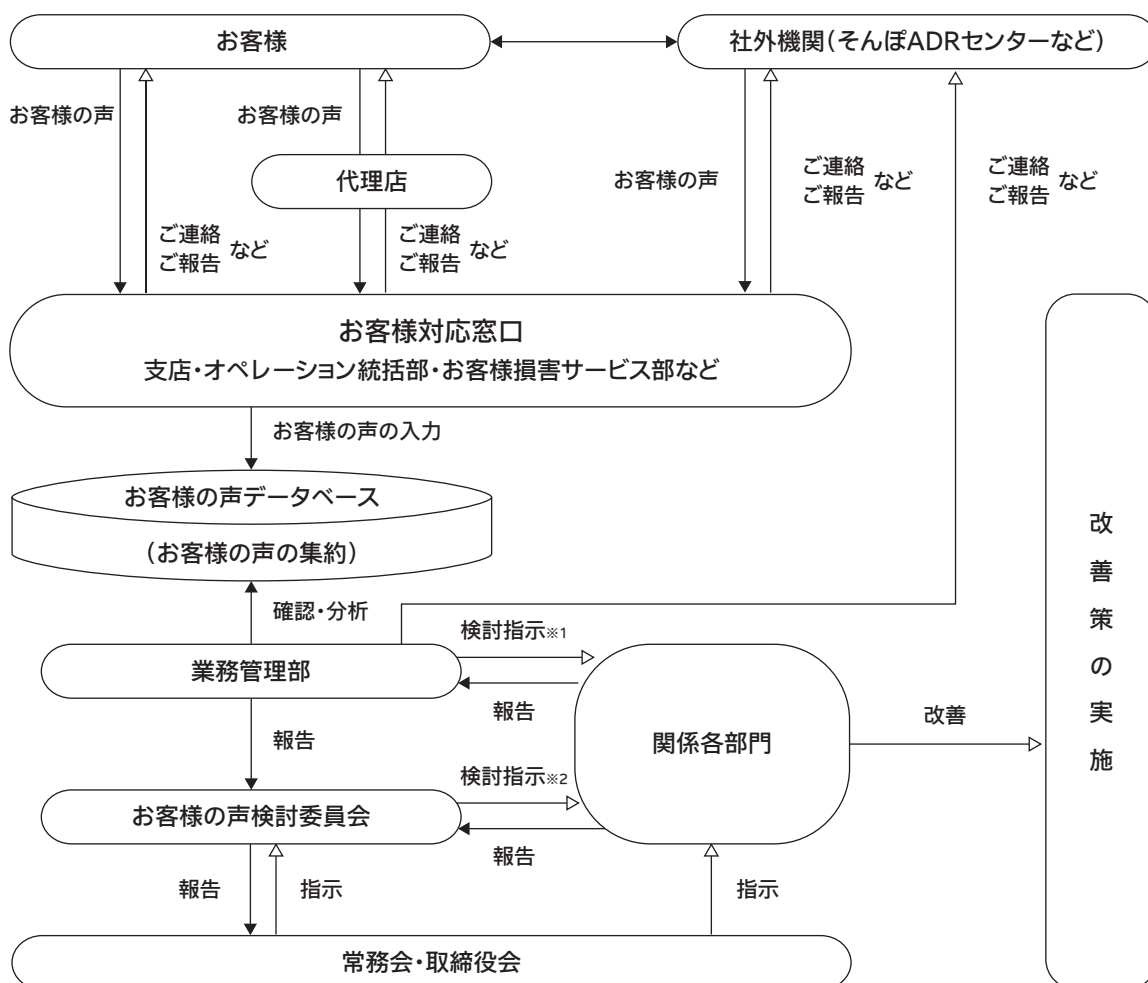
す。

○お客様の声に常に傾聴の姿勢で、積極的に収集に努めます。

○お客様の声を商品・サービスの改善に活かし、お客様満足の向上に努めます。

②お客様の声を経営に活かす態勢

お客様からお寄せいただいたご不満・ご要望などは、業務管理部に集約され、内容の分析を行います。分析の結果、改善の検討が必要であると判断した内容については、お客様の声検討委員会で検討が行われ、関係各部門に改善を指示します。また、改善が適正に行われているかどうかの進捗管理も行い、お客様の声が着実に経営に反映されるよう万全の態勢を構築しています。



※1個別案件 ※2重要案件

③お客様の声(ご不満・ご要望)の受付件数

2019年度にお客様からお寄せいただいたご不満・ご要望の受付状況は次のとおりです。

お客様の声区分	代表的な事例	件 数
1. ご契約の手続き		
(1) 商品内容(補償内容、契約規定等)	保険商品の内容に関するもの	11
(2) 契約更改手続き	満期のご案内の連絡不足・遅延に関するもの	5
(3) 契約内容などの説明不足	商品内容の説明不足に関するもの	6
(4) 契約内容などの誤案内	商品内容の説明誤りに関するもの	7
(5) 契約の引受(制限・謝絶等)	ご契約のお引受条件、制限に関するもの	5
(6) 募集方法	ご契約手続きに関するもの	6
(7) 接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	1
(8) 帳票類	申込書・パンフレット等帳票に関するもの	21
(9) インターネット	インターネット契約に関するもの	19
(10) その他(不明を含む)	上記以外のご契約の手続きに関するもの	2
小 計		83
2. ご契約の管理		
(1) 証券未着	保険証券の未着に関するもの	5
(2) 証券表示誤り	保険証券の記載内容の誤りに関するもの	1
(3) 異動(期間延長、被保険者増減員等)	ご契約の変更手続きの遅延や誤りに関するもの	3
(4) 取消・解約	ご契約の取消や解約手続きの遅延や誤りに関するもの	12
(5) 接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	0
(6) その他(不明を含む)	上記以外のご契約の管理に関するもの	2
小 計		23
3. 保険金のお支払い		
(1) 認定金額	保険金のお支払い金額に関するもの	13
(2) 有無責	保険金が支払われないことに関するもの	21
(3) 処理遅延	保険金お支払い手続きの遅延に関するもの	9
(4) 処理方法・説明不足	保険金お支払い手続きの対応方法に関するもの	108
(5) 接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	6
(6) その他(不明を含む)	上記以外の保険金のお支払いに関するもの	5
小 計		162
4. 個人情報に関するもの		2
5. その他		1
合 計		271

④お客様の声に基づいた主な開発・改善例

当社にお寄せいただいたお客様の声にもとづき、以下のような開発・改善を行いました。

お客様の声	取 組 み
① 「大型台風が原因で飛行機が欠航したため、フリーダイヤルの事故受付に電話をしたが、つながるまでに何分も時間がかかった。」	当社ホームページのトップ画面に、「インターネット事故受付フォーム」を設置しました。 電話の一時的な集中を防ぐとともに、お客様の利便性向上を目的としています。
② 「今週末に海外旅行を予定していますが、台風が近づいています。 飛行機が欠航や遅延となった場合に、保険での補償はありますか？また、保険金請求に必要な書類を教えてください。」	大型台風によりお問い合わせが増えることが予想される場合に、公式ホームページのトップ画面に「お知らせ」として、台風のQ & Aと連絡先番号の掲載を始めました。
③ 「賃貸住宅を退去するので、契約時に一括払いしたリビングサポート保険を解約したいが、日中になかなか連絡する時間がとれない。」 (変更前) WEBでの受付はありませんでした。	当社ホームページのトップ画面に、「WEB解約受付※」を設置しました。 24時間お客様のご都合の良いタイミングでご連絡をいただけます。 ※賃貸向け保険料一括払専用受付となっております。 (変更後) WEB受付を新設しました。 転居等に伴う解約は、解約受付ホームページからお手続きください。 リビングサポート保険 WEB解約受付
④ 「国内旅行保険のオンライン契約をした。夫婦2人で申込みができていると考えていたが、よく確認すると1名ずつ申込をするように小さな字で案内があることに気づいた。わかりにくいように思う。」 (変更前) ご説明が目立つ位置にありませんでした。	国内旅行保険のオンライン契約システムでは一度に1名様のご契約となっています。ご契約画面のトップページに、【ご契約にあたってのご注意】として記載し、よりわかりやすく変更しました。 (変更後) ご説明を契約画面のトップページ上部に移し、赤字で記載しました。 ● ご契約の流れ 【ご契約にあたってのご注意】 ・ 1回のお申込みにつき、1名様のご契約となります。一度に複数名のお申込みはできません。 ・ お申込人(契約者)とご旅行者(被保険者)が異なる場合で、お申込人(契約者)と同姓のご家族以外の方を被保険者とするご契約はお申込みいただけません。

⑤事故対応に関するお客様満足度調査

お客様の意見を把握し当社のサービスの改善・向上につなげ、経営改善に取り組む方策として、お客様満足度調査を実施しております。この調査は、保険金をお支払いしたお客様に、事故受付から保険金支払いまでの事故対応について、アンケート協力をいただく調査で1998年9月より実施いたしております。実施結果は次のとおりです。

①対象

保険金をお支払いしたお客様全員にアンケートハガキを郵送し実施。

②実施期間

2019年4月～2020年3月

③アンケート項目

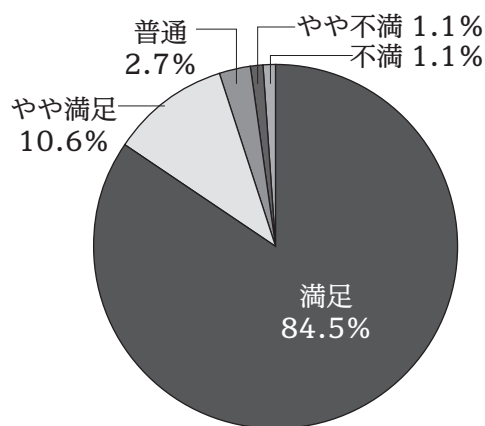
5の設問

④回答率等

- ・ 発送者数;81,675名
- ・ 回答者数;7,247名
- ・ 回答率;8.9%

⑤調査結果

事故対応についての全体的な評価



- ・ 「満足」「やや満足」以上の合算が、95.1%となっています。
- ・ 「満足」「やや満足」「普通」以上の合算が、97.8%となっています。
- ・ 「やや不満」「不満」の合算が2.2%となっています。

⑥お客様からのご不満・ご要望を承る窓口

お客様の声相談センター

フリーダイヤル 0120-532-200

受付時間:平日の午前9時～午後5時

* 年末年始は除きます。

⑦手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)

0570-022808

IP電話からは 03-4332-5241

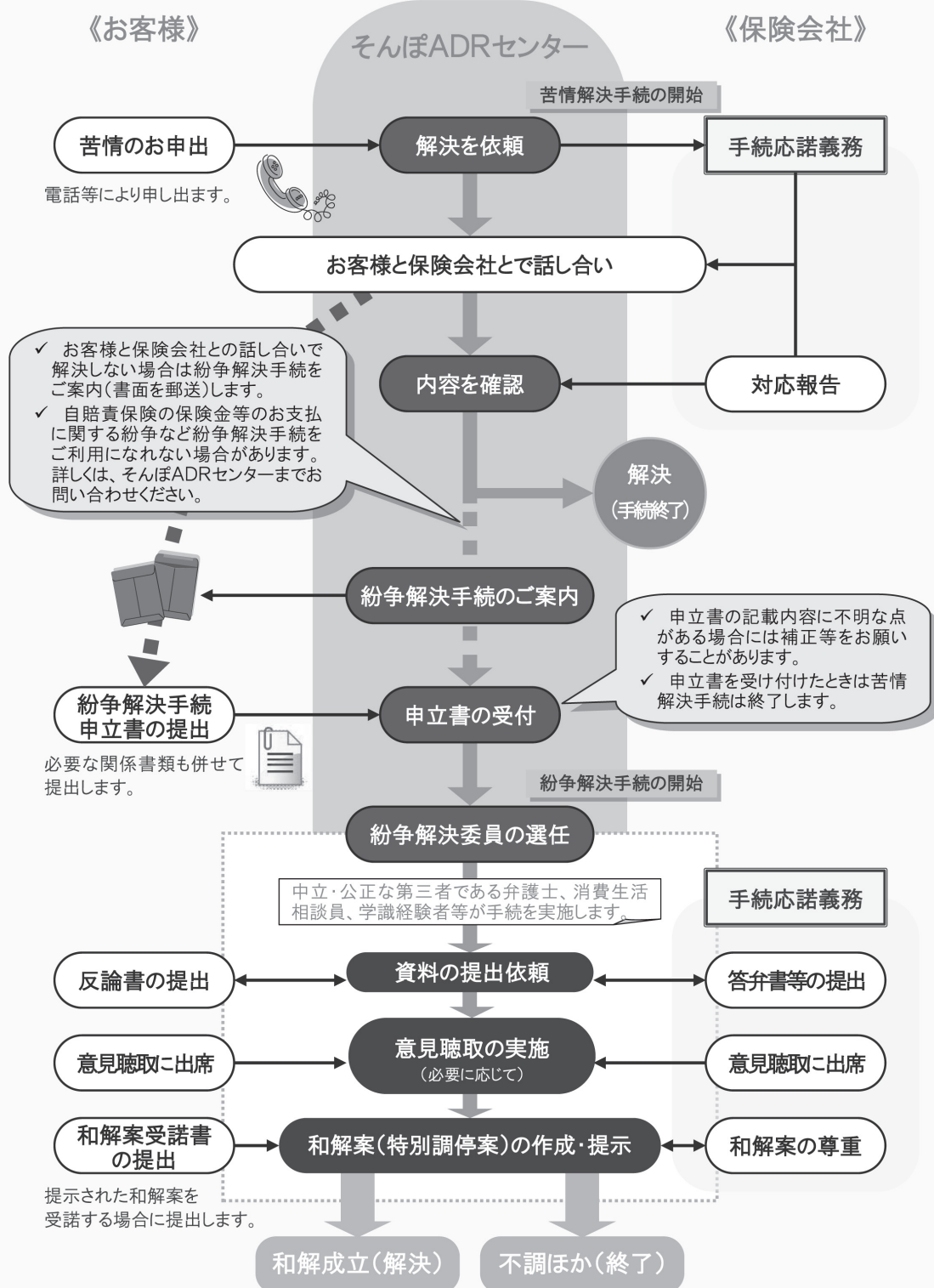
(受付時間:平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



17 取扱い商品

(1) 販売商品の一覧

からだとレジャーの保険

海外旅行保険

海外旅行中の事故によるケガのほか、病気、携行品損害、損害賠償責任、救援者費用、航空機が遅延した場合の費用等についての保険金をお支払いするなど、旅行中の危険を補償する保険です。また、事故にあったお客様に日本語が話せるガイド等が付き添う費用を補償する特約を2016年4月より販売開始しました。家族旅行またはハネムーンには、家族旅行特約をセットしたファミリー&ウエディングプランのご用意もございます。現地にてきめ細かい日本語サービスをご提供する「Jiデスク」等の海外サービスも自慢です。



インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」 (リスク細分型特定手続用海外旅行保険)

旅行方面と年齢により保険料が異なるインターネット専用の海外旅行保険です。ご契約手続をインターネットに限定し、旅行先・年齢によりリスクを細分化した保険商品です。保険契約締結後は、専用のマイページを開設し、契約内容の確認やこれまでの契約履歴を確認できます。また、契約内容変更などのお手続をインターネット上で行うことができます。この商品は、インターネット専用商品のため、上記の海外旅行保険とは、ご提供する

商品内容・サービスが異なります。

国内旅行保険

国内旅行中の事故によるケガについて保険金をお支払いするとともに、特約をセットすることにより損害賠償責任、携行品損害、救援者費用、航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用等についても保険金をお支払いする保険です。

普通傷害保険

国内・国外を問わず、家庭内、職場内、通勤途上、旅行中等日常生活における事故によるケガ等を補償する保険です。また、特約により損害賠償責任に対する補償をセットすることもできます。

交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、自動車・電車・航空機・船舶等に乗っている間および歩行中の交通事故（駅構内での事故を含みます。）によるケガ等を補償する保険です。

ファミリー交通傷害保険

1枚の保険証券で家族全員を被保険者（保険の対象となる方）とすることができる交通事故傷害保険のファミリー版です。

こども総合保険

満23歳未満または学校教育法に定める学校等の学生・生徒・児童のための総合保険で、本人に生じた事故によるケガ等や、損害賠償責任のほか、扶養者が事故によるケガ等で死亡または重度後遺障害（※）となった場合の育英費用に関する保険金をお支払いします。

※重度後遺障害とは、①両眼失明、②咀嚼および言語の機能を廃した障害、③神経系統の機能または精神の著しい障害により常に介護を要する障害等をいいます。

青年アクティブライフ総合保険

事故によるケガ、携行品損害、個人賠償責任、レンタル用品賠償責任、旅行等の特定の

サービスのキャンセル費用を24時間国内外を問わず補償します。また、就業時間外の事故により被ったケガについては傷害保険金を2倍にしてお支払いします。

自転車総合保険

自転車に関する事故によるケガや損害賠償責任等について保険金をお支払いする保険です。

旅行事故対策費用保険

旅行会社等が取り扱った旅行に参加中の旅行者が事故によってケガ等をした結果、その会社が負担する見舞費用、救援者費用やその他の費用等について保険金をお支払いする保険です。

旅行特別補償保険

企画旅行参加中の旅行者がケガまたは携行品の事故に遭ったことにより、旅行業約款に基づき旅行会社が支払う補償金に対して保険金をお支払いする保険です。

学校旅行総合保険

学校教育の一環として行われる国内および海外への修学旅行、遠足等を対象とする保険です。旅行参加者に対してはケガ、病気(海外のみ)、個人賠償責任、救援者費用等を、学校に対しては緊急対応費用、損害賠償責任、参加者が死亡した場合の弔慰費用等の保険金をお支払いします。

住まいの保険

インターネット専用ダイレクト火災保険
「iehoいえほ」(補償選択型住宅用火災保険)

住宅物件を対象としたインターネット申込専用の住宅用火災保険です。必要な補償内容を選択してインターネットから申し込む保険商品で、建物の所在地、構造および築年数に応じた保険料体系となっています。保険契約締結後は、インターネット上に開設した専用のマイページで、契約内容の確認や、契約内容変更などのお手続を行うことができます。

リビングサポート保険

生活用動産(家財)について生じた偶然な事故による損害に対して保険金をお支払いする保険です。さらに、引越中に生活用動産に生じた損害、家主に対する借用住宅の修理費用等についても保険金をお支払いします。また、特約をセットすることでドアロック交換費用、給排水管修理費用等についても保険金をお支払いします。

地震保険

住まいの火災保険にセットして引き受け、住居として使用される建物や家財についての地震、噴火、津波による火災、損壊、埋没、流失により生じた一定基準以上の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

企業・商店の保険

興行中止保険

偶然な事故や気象状況等によりコンサート、スポーツ・イベント等の興行が中止になったことによる主催者の損害等について保険金をお支払いする保険です。

レジャー・サービス施設費用保険

ホテル・旅館、デパート、スーパーマーケット、鉄道等のレジャー・サービス施設内で発生した事故により施設の所有・使用・管理を行う者が負担した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、災害広告費用について保険金をお支払いする保険です。

店舗総合保険

店舗または店舗併用住宅の建物や収容物について普通火災保険の補償内容のほか、外部からの物体の落下・衝突、水濡れ、騒擾、盗難、水災によって生じた損害や持ち出し家財(旅行、買物等のために一時的に持ち出された家財)の損害についても保険金をお支払いする保険です。また、特約をセットすることにより店舗賠償責任、借家人賠償責任についても保険金をお支払いします。

動産総合保険

動産を対象として、火災による損害、盗難、破損など幅広い偶然な事故による損害について保険金をお支払いする保険です。

施設所有(管理)者賠償責任保険

工場、デパート、学校、劇場、看板等の各種施設の管理不備もしくは欠陥等による事故、または施設を拠点として行われる業務中の偶然な事故によって生じる法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

請負業者賠償責任保険

ビル建設、土木工事等の請負作業中の事故や業務遂行のために所有・使用・管理している

施設の管理不備や欠陥による事故によって生じる法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

生産物賠償責任保険

製造・販売した財物、または行った仕事の結果が原因となって発生した事故によって生じた法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

受託者賠償責任保険

他人から預かっている物を保管している間に損壊・紛失したまたは盗まれたために、貸し主または預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

《その他の企業向け保険》

旅行業者賠償責任保険…等

(2) 主な商品改定

2017年4月～2019年3月における主な商品内容・料率の改定状況は以下のとおりです。

○インターネット専用火災保険「ieho(いえほ)」の販売

インターネットで申込手続を行う住まいの保険として「ieho(いえほ)」(正式名称:補償選択型住宅用火災保険)の販売を開始しました。

(2018年3月)

○インターネット専用海外旅行保険

「t@bihoたびほ」(リスク細分型特定手続用海外旅行保険)の改定

2018年12月1日以降の旅行開始契約から、保険料率の改定を行いました。

(2018年12月)

○火災保険の改定

店舗総合保険、リビングサポート保険等について、2019年1月1日以降の保険責任開始契約から、長期係数および未経過料率係数の改定を行いました。

(2019年1月)

○地震保険の改定

2019年1月1日以降の保険責任開始契約から、保険料率ならびに長期係数および未経過料率係数の改定等を行いました。

(2019年1月)

18 各種サービスのご案内

海外旅行保険の各種サービス

SERVICE ①	日本語で事故・トラブルの相談ができる、海外50都市以上の「Jiデスク」
SERVICE ②	キャッシュレスで治療が受けられる、「Jiキャッシュレス提携病院」
SERVICE ③	重症時に24時間迅速に対応する「緊急メディカルサービス」
SERVICE ④	旅行に関する各種情報提供や予約・手配ができる「トラベルサービス」
SERVICE ⑤	大型団体への安心サービスである「ウェルカムサービス」
SERVICE ⑥	独自の海外ネットワークを駆使して提供する「危機管理サービス」
SERVICE ⑦	よりお客様に満足いただくための「お客様サポートサービス」

※インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」の海外サービスは、上記の内容と異なります。

SERVICE①

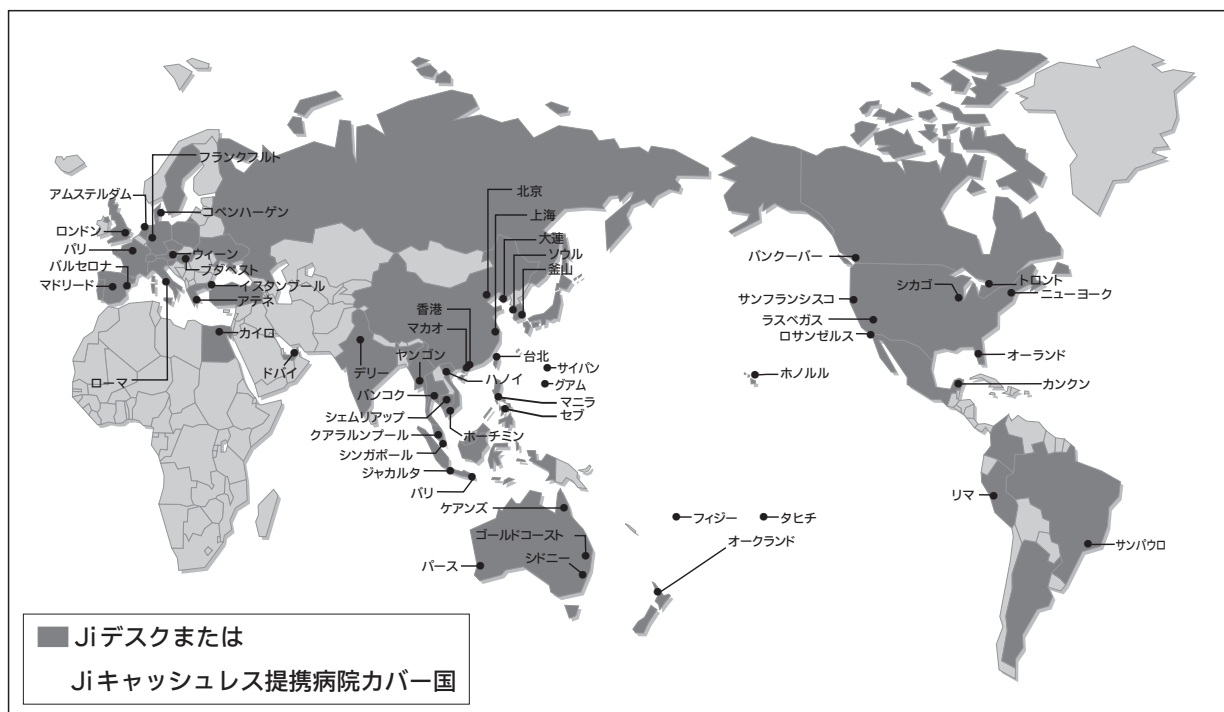
【Jiデスク】

Jiデスクは、日本からの旅行者の多い海外50都市以上に設置されたサービスデスクです。

お客様がお困りになったり、トラブルに巻き込まれたりした時、旅行先において、日本語で相談できる窓口がJiデスクです。来店または電話で相談を受け付けます。



【Ji デスク所在地】（2020年 4 月 1 日現在）



【事故発生時のサービス内容】

※一部都市については、現地事情により提供できないサービスもございます。



●トラブル時の各種ご相談
受付



●パスポート等の盗難時の
手続きのご案内



●医師・病院の案内・予約



●病院等への支払保証



●医療通訳・日本語ガイドの
手配



●移送機関の手配



●ご家族への連絡
（ご希望に応じ）



●救護者の渡航時の
お手伝い



●ご遺体の移送

SERVICE②

【Jiキャッシュレス提携病院】

【キャッシュレスメディカルサービス】

当社では、海外の医療機関と「Jiキャッシュレス提携病院」として提携し「キャッシュレスメディカルサービス」を提供しております。

一般的に海外では治療費が高額ですが、治療費の持ち合わせがなくても、キャッシュレス治療を受けることが可能であり、便利なサービスとして好評です。

〔特 徴〕

- ・すべての「Jiキャッシュレス提携病院」で金額の多少に関わらず「キャッシュレスメディカルサービス」がご利用いただけます。
- ・日本語を話す医師が治療を行う病院もあります。
- ・言葉でお困りの場合はJiデスクがお手伝いいたします。



SERVICE③

【緊急メディカルサービス】

海外で発生する事故・トラブルを円滑に解決するため、当社の海外ネットワークを活用し、関係個所と連携を行い対応しております。

〔主なサービス〕

現地で緊急入院が必要な場合等、お客様の容態が重症の場合は、Jiアシスタンスセンターが緊急対応を行います。

- ・病状・治療の経過報告
- ・治療費の支払い保証
- ・ご家族への連絡(ご希望に応じ)
- ・救護者の渡航時のお手伝い
- ・移送機関の手配
- ・医療搬送時の付添医師・看護師の手配

SERVICE④

【トラベルサービス】

当社では海外旅行保険にご加入いただいたお客様に、事故の場合以外でもご利用いただけるように旅行に関連した「トラベルサービス」を提供しております。

海外50都市以上のJiデスクで行うサービスであり、ホテル・レストランのご案内や予約、交通機関やイベントのチケット手配などのサービスを提供しております。

SERVICE⑤

【ウェルカムサービス】

大型団体旅行の場合、オーガナイザーまたは旅行会社の不安も大きくなります。当社では、事前に現地での受入体制を整え、スムーズに団体旅行が進むようにお手伝いするサービスを提供しております。

ア. インフォメーションサービス

被保険者の情報(団体名・氏名・保険契約内容・旅行行程等)をJiデスクへ事前に知らせ、緊急対応に備えます。

イ. Jiデスクセミナーサービス

団体旅行の視察に際し、Jiデスク内で、現地の医療事情や事故例等のセミナーを行います。

SERVICE⑥

【危機管理サービス】(学校法人様向け)

近年、危機管理の重要性が叫ばれるようになりました。しかし、言葉・慣習が日本とは大きく違う海外における危機管理体制を整えることは、学校法人にとって大きな負担です。当社が持つ海外ネットワークを駆使し、そのノウハウを提供するサービスです。

ア. 平時リスクマネジメントサービス

各種セミナー、情報提供、緊急時対応シミュレーション訓練支援等を実施いたします。

イ. 緊急時クライシスコンテインメントサービス

重大事故の場合、学校法人様の緊急対策本部の運営支援等を行います。

SERVICE⑦

【お客様サポートサービス】

お客様によりご満足いただけることを目指し、様々なサービスを提供しております。

ア. スーツケース引取・修理・お届けサービス

スーツケースが破損した場合に、ご自宅まで宅配業者がお引取りに伺い、専門業者が修理を行った後、返却するサービスです。(見積もりのみのご利用も可能です。)修理の有無にかかわらず、お引取費用の負担はありません。

イ. みんな安心BOOK

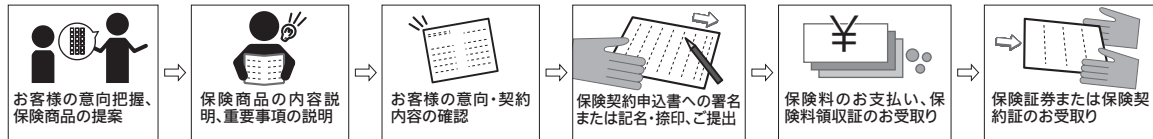
盗難やテロ、ケガや病気など、海外で起こる様々なトラブルへの対策や必要な準備をまとめています。出発前にチェックいただくことで、より安全な旅行に繋がります。当社の代理店で冊子を配布している他、インターネットでの閲覧も可能です。

ウ. Jiたび情報局

インターネットで海外150都市以上の様々な情報をお届けしています。お客様が渡航先の情報を事前に入手しておくことで、旅の楽しみも広がります。

*海外サービス全般において、状況によりサービスが提供できない場合、また実費が発生する場合がございます。詳細につきましては、ご契約時にお渡しする「海外安心サービスガイドブック」または「海外旅行保険ご契約のしおり」をご参照いただくか、当社までお問い合わせください。

19 保険募集



(1) 契約締結の仕組み

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社から保険契約を結ぶ権限を付与された代理店が行っています。

保険会社の社員または代理店は、お客様の意向を把握し、パンフレットや重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)などを用いて、保険商品の内容をわかりやすく説明します。

お申込みいただく保険商品がお客様のご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことをご確認いただき、保険契約申込書にご署名または記名・捺印をいただきます。

お客様から保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行します。

後日、保険証券をお送りしますので、お申込みの内容どおりになっているか確認をお願いします。なお、海外旅行保険等については、保険契約の手続き完了と同時に、保険証券に代えて保険契約証を発行することにしています。

また、海外旅行保険等、インターネットによる保険契約の締結も行っております。

(2) クーリング・オフ制度

契約者保護の観点から、保険契約を締結した後であっても、ご契約をお申込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明が記載された書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金等を負担することなくお申込みの撤回または解除を行うことができる制度です。

クーリング・オフ制度は、保険期間が1年を超える個人向けの契約(通信販売特約により申し込まれた契約や営業または事業のため

の契約等を除きます)について適用されます。

(3) 契約内容等の確認

ご契約締結前に、契約内容確認書や重要事項説明書などにより、保険商品がお客様のご意向に沿った内容になっているか、ご契約内容や保険料が適切であるかを、お客様自身にご確認いただく手続きを実施しています。

(4) 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社との間に締結した代理店委託契約にもとづき、保険会社に代わってお客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的な業務としています。

代理店の重要な役割は、適切な保険商品やサービスを提供し、お客様を様々なリスクからお守りすることです。このために、お客様のご意向に沿った保険商品やサービスを提供できるよう常に心がけています。

[代理店の主な業務内容]

- ① 保険相談
- ② お客様の意向把握、保険商品の提案、保険商品の内容説明、重要事項(契約概要・注意喚起情報)の説明
- ③ お客様の意向および契約内容の確認
- ④ 保険契約の締結、保険会社への報告
- ⑤ 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- ⑥ 保険契約証の発行・交付
- ⑦ 保険契約の維持・管理(保険契約の内容変更・解約等の受付け・手続きを含む)
- ⑧ 事故の受付け、保険会社への通知
- ⑨ その他保険募集・契約の締結に必要な業務

(5) 代理店登録

代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条にもとづき内閣総理大臣の登録を受けることが必要です。また、代理店に所属して保険募集を行う募集人も、保険業法第302条にもとづき内閣総理大臣に届出を行うことが必要です。

注) 保険業法第275条では保険業法第276条に定める登録を受けた代理店若しくはその役員や使用人でなければ何人も保険募集をしてはならない、としています。

(6) 代理店の資質向上

当社では、代理店が、お客様のニーズを的確に把握し、ニーズに適応した保険商品やサービスの提供を常に行うことを目指しています。

そのために、代理店に対して所定の教育制度を設け運用したり、お客様対応状況、法令等遵守状況、業務遂行状況などについて確認・指導を行ったりして代理店の資質向上をはかっています。

(7) 代理店教育

一般社団法人日本損害保険協会では、募集人がお客様に対して保険商品に関する重要事項を適切に説明するための知識について、損害保険業界共通の内容で教育する制度として、「損保一般試験」を実施しています。本試験は、「基礎単位」と「商品単位」から構成されており、いずれも5年ごとの更新制となっています。

当社は本試験を活用し、募集人のさらなる知識向上に取り組んでいます。

基礎単位とは

損害保険の販売に携わるうえで必要となる、代理店の役割、コンプライアンス、損害保険の基礎などの基本的事項を習得することを目的とした内容です。損害保険業界の自主ルールとして基礎単位の合格を代理店登録・募集人届出の要件としています。

商品単位とは

保険商品の知識を習得することを目的とした内容で、「傷害疾病保険単位」「火災保険単位」等があります。募集人自身を取り扱う保険商品に応じた商品単位を取得する必要があります。

また、当社は、お客様にさらにご満足いただけるよう、主力商品を中心に学習教材を代理店に提供し独自の教育を実施しています。

(8) 代理店数

2020年3月末時点における当社の代理店数は、993店です。

20 勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様に保険商品を販売する場合の勧誘方針に関して、次の通り定め、適正な商品の販売活動に努めてまいります。

〔勧誘方針〕

1. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます。
 - 販売等に当たっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
 - お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法等を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行います。
2. お客さまの意向と実情に応じた勧誘に努めます。
 - お客さまの保険商品に関する知識・加入経験、加入目的、資力の状況等、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った商品の説明および販売に努めます。
 - お客さまと直接対面しない販売等（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等を創意工夫し、お客さまにご理解いただけるよう努めます。
 - 販売・勧誘活動は、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分な配慮をいたします。
3. 保険金の不正取得防止に努めます。
 - 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう常に努力してまいります。
4. お客さま情報の取扱いに万全を尽くします。
 - お客さまに関する情報については適正な取扱いを行い、プライバシー保護の観点から、その管理に万全を努めます。
5. 保険事故が発生した場合には、適切な対応に努めます。
 - 保険事故が発生した場合には、迅速かつ公正な対応に努めます。
6. お客さまの満足度を高めるよう努めます。
 - お客さまの様々なご意見の収集に努め、その後の販売・勧誘活動に活かすことにより、お客さまの満足度が高まるよう努めます。

21 保険の仕組み

(1) 保険の仕組み

損害保険制度とは、偶然な事故による損害を補償するために、同一の危険にさらされている多数の人々が統計学に基づいて算出された保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

(2) 保険契約の性格

保険契約は、所定の事故による損害について保険金を支払うことを保険会社が約し、その対価として保険料を支払うことを保険契約者が約する契約(有償・双務契約)です。当事者の合意のみで成立する諾成契約の性質を持っていますが、多数の契約を迅速・正確にお引受するため、実務上は所定の申込書を作成し、ご契約の証として保険証券を発行しています。

(注) 当社では、「保険証券の発行に関する特約」を付帯して保険証券の発行を省略する場合があります。

(3) 再保険

再保険とは、保険会社が負担する保険責任の一部または全部を他の保険会社に引き受けてもらうことにより、危険の平準化、分散化を図ることをいいます。

この再保険により巨大損害や異常災害の発生に備えるとともに、保険会社の引受能力を増大させることで事業の安定を図っています。

(※) 当社の再保険の方針については、p.24 参照

22 約 款

(1) 約款の位置づけ

保険約款は、目に見えない無形の商品である保険契約の内容、即ち保険契約の当事者である保険契約者と保険会社双方が持つ権利、義務等について定めたものです。

保険約款は、保険種目ごとに標準的な内容を定めた普通保険約款と、個々の保険契約によって普通保険約款の内容に変更を加えたり、普通保険約款に規定されていない事項について定めたりする目的で、付属的にセットする特別約款(特約)により構成されます。

保険約款には、主に次の規定を記載しています。

- ①用語の定義
- ②保険金をお支払いする場合
- ③保険金をお支払いしない場合
- ④お支払いする保険金の種類、内容および金額
- ⑤保険契約締結の際に、当社が重要な事項として求めた事項にご回答いただく告知義務
- ⑥保険契約締結の後に、当社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご通知いただく通知義務
- ⑦保険契約の終了に関する事項(無効、失効、取消し、解除)
- ⑧事故が発生した場合の義務
- ⑨保険金の請求手続

(2) ご契約時の留意事項

当社では、ご契約にあたり、保険商品の内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)、お申込みに際してお客さまに特にご注意いただきたい情報(「注意喚起情報」)をわかりやすく記載した書面(「重要事項説明書(※)」)をご用意しております。ご契約の際には、これらの書面を必ずご一読いただき、内容をよくご確認のうえ、また普通保険約款・特別約款(特約)の内容について十分な説明を受け、以下の点にご注意ください。

- ① ご契約内容を十分にご確認ください。
- ② 保険申込書は正しくご記入ください。
- ③ 適切な保険金額でご契約ください。

申込書に記載された内容も契約内容として保険契約者と損害保険会社の双方を拘束します。

(※) 名称は保険商品により一部異なることがあります。以下同じです。

なお、「重要事項説明書」の内容をご理解いただいた旨の確認として、所定欄に署名または捺印いただき、また、ご契約内容のご確認のため、申込書の写等を交付することとしております。

保険商品により、契約締結前のお客様の意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを意向確認書で確認しております。

(3) 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたって保険の内容をよくご理解いただくために、当社では、パンフレットや「ご契約のしおり」、「重要事項説明書」を用意し、約款の内容の概略をご案内しています。

これらのご案内には、告知義務(ご契約時に保険会社が求めた事項について、ご回答いただく事項)・通知義務(ご契約後の変更に関して保険会社に連絡していただく必要のある事項)、保険金がお支払いできない場合、保険金の支払い方、ご契約金額の決め方、失効・

解約の取り扱いなど重要な事項が記載されています。ご契約にあたっては、必ずご一読ください。

23 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

お支払いいただく保険料は、傷害保険や火災保険など保険金額(ご契約金額)に保険料率を乗じて算出するものと、賠償責任保険など保険金額(ご契約金額)別に保険料が定められるものがあります。

保険料は、原則として保険契約の締結と同時に保険会社が領収すること(保険料即収の原則)となっており、保険期間(保険の契約期間)が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険会社は保険金をお支払いできません。

保険期間(保険の契約期間)中に危険の減少・増加などが生じた場合、また、保険契約が失効・解除した場合には、保険料の返還または請求をします。

(2) 保険料率

保険料率は、保険金の支払いに充てられる純保険料率(純保険料)と保険事業を運営するための費用に充てられる付加保険料率(付加保険料)によって構成されています。

火災保険料率ならびに普通傷害保険、交通事故傷害保険などの傷害保険(基本)料率については、損害保険料率算出機構が金融庁に届け出た参考純率を使用または準用した料率を適用しています。

地震保険料率については、損害保険料率算出機構が金融庁に届け出た基準料率を適用しています。

その他の保険料率(保険料)については、当社が金融庁の認可を受けた、または届け出た純保険料率(純保険料)を使用または準用した料率を適用しています。

24 保険金のお支払い

(1) 保険金のお支払いの仕組み

お客様が万が一事故にあわれた場合、ご契約いただいた保険の内容に従い、迅速に保険金のお支払いをさせていただくことが保険会社の使命です。当社では、事故にあわれたお客様に対し、親切・丁寧な事故の処理と迅速な保険金のお支払いをさせていただくために、本店（東京）ならびに佐賀の二拠点に損害サービス担当者を配置し、一方の拠点が災害等により業務不能の状況となった場合でも、継続して事故の受付・ご相談・保険金のお支払いを行えるよう体制を整えております。また、その他の各支店でも事故のご相談を行っています。

事故の発生から保険金のお支払いまで

- ① 万一、事故にあわれた場合には、直ちに当社または当社代理店に事故の報告をお願いいたします。その際、ご契約者名、事故の日時、場所、事故状況、現状等をお伺いいたします。証券番号やご契約の内容もおわかりでしたら、併せてご連絡をお願いいたします。事故の報告が遅れますと、保険金のお支払いが遅延したり、お支払い出来なくなる場合もありますのでご注意ください。
- ② 事故の報告を受付けますと、当社はコンピューター処理により、事故の受付登録、保険の契約内容等の確認を行います。
- ③ 当社社員または当社が依頼した損害調査会社の調査員が事故の調査、確認等を行います。
- ④ 保険金請求に必要な書類を担当者からご案内いたします。
- ⑤ ご契約者および関係者との折衝、ご提出書類にもとづく調査・確認等により、お支払

いさせていただく保険金の額を決定いたします。

- ⑥ 保険金のお支払いは、国内においては、当社より直接お客様の銀行口座にお振り込みし、また海外へは、直接小切手を送付、もしくは、海外送金することにより、迅速なお支払いをいたしております。

(2) 新規事故受付窓口

事故にあわれたお客様からの24時間・365日体制にて、事故の受付および必要書類のご案内を行っております。

① 新規事故受付センター

フリーダイヤル 0120-395-470

TEL 03-6634-4151

② 佐賀サービスセンター

以下の支店では事故の相談のみとなります。各支店の住所、電話番号等はp.73に記載の所在地一覧表をご参照ください。

- ③ 北海道支店
- ④ 東北支店
- ⑤ 首都圏支店
- ⑥ 中部支店
- ⑦ 西日本支店
- ⑧ 中国四国支店
- ⑨ 九州支店

(3) 保険金請求書類の受付窓口

保険金請求書類は、保険金請求書類受付センターにて受付し、データ処理を行い、損害サービス担当者はイメージ画面により保険金お支払い手続きを行っています。

① 郵便物受付窓口

〒330-9890

さいたま新都心郵便局私書箱70号

「ジェイアイ傷害火災保険(株)

保険金請求書類受付センター」

②宅急便等受付窓口

〒330-0801

埼玉県さいたま市大宮区土手町2-15-1

小島MNビル2F

「ジェイアイ傷害火災保険(株)

保険金請求書類受付センター」

(4)事故相談のご案内(新規事故受付は上記)

本店および佐賀サービスセンター、支店においては平日 午前9時～午後5時の営業時間中に、事故のご相談をお受けしています。事故受付は上記(2)①新規事故受付センターにおいて営業時間外・夜間・休日についても国内外からの事故の受付・ご相談に対応しています。

25 業務の代理・事務の代行

当社は、2020年3月31日現在、保険業法第98条の規定にもとづき、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、ソニー損害保険株式会社から委託を受け、それぞれの会社を元受とする「海外旅行保険に係る業務の代理および事務の代行」を行っております。

26 損害保険用語の解説

保険約款に用語の定義がある場合は、保険約款の定義によります。

〔一部保険〕

保険の対象である物の保険価額よりも設定した保険金額が少ない保険を一部保険といいます。この場合には、損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が減額されて支払われることがあります。

〔解除〕

保険期間中に、保険契約者または保険会社の意思により保険契約を取りやめることをいいます。

〔解約〕

保険期間中に、保険契約者の意思により保険契約を取りやめることをいいます。

〔解約返戻金〕

保険契約を取りやめた場合に、保険会社が保険契約者に支払うお金のことをいいます。なお、保険の種類や契約方式、取りやめた事由等により返戻金の有無や金額は異なります。

〔価格変動準備金〕

株式等の価格変動リスクに備え、支払い能力を確保するため保険業法115条によって定められている準備金で、積み立てる対象資産ごとの一定割合を積立限度額に達するまで毎期積み立てる積立金のことをいいます。株式等の売買等による損失の額が同利益の額を超え、その差額をてん補に充てる場合を除いては、原則として取り崩せないこととされています。

〔過失相殺〕

過失とは、事故の際の不注意のことであり、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

〔過失割合〕

過失とは、事故の際の不注意のことであり、事故が起きた際、その事故の自分の過失と相手の過失を割合にしてあらわしたものをいいます。

〔共同保険契約〕

リスク分散その他の事情により一つの損害保険契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態をい

います。

〔クーリング・オフ制度〕

保険契約の取消し請求権をいいます。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば契約の取消しができます。ただし、営業または事業のための契約等、対象外となる場合もあります。

〔契約の更新〕

既に保険契約に加入済みの保険の対象について、保険期間の終了に際して、引き続き新しい保険契約を締結し直すことをいいます。

〔告知義務〕

保険契約締結の際に、危険に関する重要な事項のうち、保険会社が重要な事項として求めた事項について、保険契約者または被保険者になる方に事実を正確にご回答いただく義務をいいます。

〔再調達価額〕

損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を新たに建築または購入するために必要な金額のことをいいます。

〔再保険〕

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

〔参考純率〕

損害保険料率算出機構が算出した、保険料率のうち事故が発生したときに保険会社が支払う保険金にあてられる部分をいいます。

〔時価〕

再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額のことをいいます。

〔事業費〕

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称していいます。

〔地震保険料控除制度〕

所得税法上および地方税法上、地震保険契約について、その支払保険料に応じた一定の額を保険契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

〔示談〕

損害賠償の解決方法の一つで裁判によらず賠償額などを当事者間で交渉して決める和解契約のことをいいます。

〔質権設定〕

債権者が債権の担保として債務者または第三者から受け取ったものを債務が弁済されるまでに留置して、弁済されない場合にはそのものから優先的に弁済を受けることができる権利を設定することをいいます。

〔失効〕

保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより、保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。

〔実損てん補〕

保険契約時にあらかじめ定めた保険金額を上限として、実際の損害額を保険金としてお支払いすることをいいます。

〔自動継続〕

保険契約者または保険会社のいずれかより特段の意思表示がない場合、保険契約が満了した時に同じ補償内容で自動的に契約を更新することをいいます。

〔主契約と特約〕

主契約は保険契約の基本となる部分で、主契約だけで契約は成立します。特約は主契約に付けるオプション部分で、特約だけで契約はできませんが、この特約により契約条件の変更、補償範囲の変更あるいは保険料を分割払いにするなど希望にあった契約内容とすることができます。

〔正味収入保険料〕

元受正味保険料に受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除したものをいいます。

〔責任準備金〕

将来において生ずる保険契約上の支払義務(債務)に備えて積み立てる準備金の総称をいいます。

〔全損〕

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことです。前者の場合を現実全損(絶対全損ともいいます。)、後者の場合を経済的全損といいます。なお、全損に

至らない損害を「分損」・「一部損」といいます。

〔相互扶助〕

保険は「相互扶助」つまり「助け合い」で成り立っています。

「自分が払い込んだものが他の多くの人を助けるために使われ、自分が助けられるときには、他の人が払い込んだものが使われる」ということになります。

〔ソルベンシー・マージン比率〕

保険会社が、大災害など通常の予測を超えて発生する危険に対し支払余力をどのくらい有しているかを判断するための、保険会社の経営の健全性を示す指標のことをいいます。

〔損害てん補〕

保険事故によって生じた損害に対して保険会社が保険金を支払うことをいいます。

〔損害保険契約者保護機構〕

経営破綻した損害保険会社の保険契約者を保護し、これにより損害保険事業に対する信頼を維持することを目的として、保険業法にもとづき設立された法人です。

〔損害保険代理店〕

保険会社の委託を受けて、保険会社の代わりに保険契約の締結、保険料の領収などの業務を行う者をいいます。

〔損害保険料率算出機構〕

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された団体です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考純率の算出等を行っています。

〔損害率〕

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えた額を正味保険料で除した割合を指します。

〔代位〕

権利を有する人に代わってその人の権利を取得することをいいます。

〔第三分野〕

第一分野・第二分野のいずれにも属さない傷害・疾

病・介護などの保険分野のことをいいます。

第一分野:終身保険などの生命保険

第二分野:自動車保険、火災保険などの損害保険

〔大数(たいすう)の法則〕

サイコロを振って「1」の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど「6分の1」に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを「大数の法則」といいます。個々人にとっては偶然な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

〔超過保険〕

保険金額が保険の対象である物の保険価額を超える保険を超過保険といいます。

〔重複保険〕

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価(額)を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

〔通知義務〕

保険契約締結の後に、保険会社が告知を求めた事項のうち保険会社があらかじめ指定した事項に変更が生じた場合に、ご通知いただく義務をいいます。

〔ディスクロージャー資料〕

保険業法にもとづいて作成する保険会社の事業年度ごとの経営状況(業績および資産)を掲載した資料です。損害保険会社は毎年、ディスクロージャー誌を発行し、本店および営業所等の窓口に備え付けてあり、自由に閲覧することができます。本誌は当社の「ディスクロージャー誌」です。

〔被保険者〕

保険の対象となる方または保険の補償を受ける方をいいます。

〔被保険利益〕

損害の発生によって滅失する利益のことをいいます。ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人

とある物にある利害関係が該当します。損害保険契約には、被保険利益があることが必要です。

〔比例てん補〕

保険事故が生じたときの保険価額に対する保険金額の割合に応じて、保険金額が削減して支払われることをいいます。

〔分損・一部損〕

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

〔保険価額〕

被保険利益を金銭に評価した額。つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

〔保険期間〕

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

〔保険業法〕

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む1939年(昭和14年)制定(1995年(平成7年)全面改正)の法律のことをいいます。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために定められています。

〔保険金〕

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

〔保険金受取人〕

保険金を受け取る者として保険契約で定める方をいいます。

〔保険金額〕

保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

〔保険金が支払われない場合〕

保険金が支払われない保険契約上の事由のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合に、保険契約にもとづいて保険金支払いの義務を負いま

すが、特定の事柄が生じたときには例外としてその義務を免れることが保険契約上規定されている場合があります。

例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故などによる損害については保険金を支払わないと規定している保険約款があります。

〔保険契約者〕

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

〔保険契約準備金〕

保険契約にもとづく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

〔保険契約申込書〕

保険契約を申込みする際に保険契約者が記入・捺印し、保険会社に提出する所定の書類のことです。

〔保険事故〕

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

〔保険者〕

保険事故が生じたときに保険金の支払い義務を負う者のことをいいます。
一般的には、保険会社がこれにあたります。

〔保険証券〕

保険契約の申込み後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成し保険契約者に交付する書面のことです。

〔保険の対象〕

保険をつける対象のことをいいます。火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

〔保険約款〕

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知義務、保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・

排除する特別約款(特約)とがあります。

〔保険料〕

保険契約者が保険契約にもとづいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

〔保険料即収の原則〕

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

〔保険料率〕

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。例えば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」、または「1‰(パーミル)」と表現されることがあります。

〔満期日〕

契約で定められた保険期間が終了する日のことをいいます。

〔無効〕

ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

〔明記物件〕

火災保険において、家財を保険の対象とする場合、1個または1組の価額が一定金額(30万円など)を超える貴金属、宝石、書画、骨董品などのことをいいます。これらについては、保険証券に明記して契約する必要があります。

〔免責金額〕

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小さな損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。免責金額を超える損害については、損害額から免責金額を控除した金額を支払う方式(ディダクティブル方式)と損害額の全額を支払う方式(フランチャイズ方式)とがあります。

〔元受収入保険料〕

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

〔元受正味保険料〕

元受収入保険料から諸返戻金を控除したものです。

〔元受保険〕

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合もあります。

〔予定利率〕

保険会社は積み立てられた保険料を運用しています。そのため、運用によって得られる利益を予定して、あらかじめ保険料を一定の利率で割り引いています。この時に使用する利率を「予定利率」といいます。

〔リスク〕

損害保険では、危険のことを「リスク」という言葉で表現しますが、この場合の「リスク（危険）」は偶然な事故により損失が発生する可能性や不確実性という意味で使います。

会社概要

1 会社の沿革

(1989年7月～2019年6月)

年 月 主 な 出 来 事

1989年

- 7月 ジャパン・インターナショナル傷害火災保険株式会社設立
資本金 50億円
本店所在地 東京都港区新橋6丁目1番11号
- 8月 事業免許取得
- 9月 営業開始
- 9月 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各支店を開設
- 10月 大宮支店を開設

1990年

- 4月 自動車損害賠償責任保険発売
- 6月 海外主要都市で日本語で事故サービスを行う「Jiデスク」の設置
(ホノルル、パリ、ロンドン等海外主要26都市に設置)
- 12月 東京支店を廃止、本店営業部設置

1991年

- 4月 「特色ある営業展開による企業基盤の健全化・安定化」をキャッチフレーズとした、第1次長期経営計画(フォーチュン200)スタート
- 4月 AIGグループのレキシントン インシュアランス カンパニーから、株式の40%、40,000株をJTB(日本交通公社)へ、10%、10,000株をJTBトラベランドへ譲渡
- 4月 自動車総合保険発売
- 5月 Jiデスク28都市に拡充
- 10月 企業費用・利益総合保険発売
- 11月 レジャー・サービス費用保険発売

1992年

- 3月 Jiデスク30都市に拡充
- 4月 社名をジェイアイ傷害火災保険株式

会社へ変更

- 7月 たびたび(旅行券前払いプランナーJTB)、貯蓄保険(生保一平和生命)、傷害保険(損保)をセットした複合型商品「たびたびクラブ」発売
- 10月 Jiデスク31都市に拡充
- 11月 本店を千代田区一番町20番地5に移転

1993年

- 4月 横浜支店を開設
- 6月 Jiデスク34都市に拡充
- 7月 キャンパー保険(賠償責任保険・ファミリーキャンプ特別約款)発売
- 7月 経営企画室設置
- 10月 代理店研修生(Jiレディース)制度導入

1994年

- 2月 財務部設置
- 4月 Jiデスク東京設置
- 9月 「お客様第一主義に徹し、風通しの良い会社であること」を経営理念とした第2次長期経営計画スタート

1995年

- 4月 旅行保険営業部、人事部設置
- 7月 米国駐在員のためのトータルサポートプログラム発売
- 12月 首都圏営業本部設置

1996年

- 2月 旅行保険部設置
- 2月 Jiデスク35都市に拡充
- 2月 海外情報をFAXで提供する「Jiデスクたび情報局」開始
- 4月 Jiデスクにて「Jiトラベルサービス」開始
- 4月 Jiデスク36都市に拡充
- 6月 海外サービス部設置

1996年

- 7月 「Jiインフォメーションデスク」を海外34カ所に設置
- 10月 「インターカルテ」のサービス開始
- 10月 Jiデスク37都市に拡充
- 11月 Jiデスク38都市に拡充

1997年

- 2月 ダイレクトマーケティング部設置
- 2月 Jiデスク39都市に拡充
- 3月 ウェルカム医療サービス(人工透析病院の手配)開始
- 7月 自動車通販および割安自動車保険販売
- 7月 ニッセイ損害保険株式会社との業務提携開始
- 7月 新潟空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 8月 ホノルル駐在員事務所「Jiデスクホノルルラウンジ」開設
- 9月 旅行中断特約発売
- 11月 Jiデスク45都市に拡充
- 12月 成田空港第2PTBに海外旅行傷害保険自動販売機設置

1998年

- 3月 営業開発部とダイレクトマーケティング部の統合によるマーケティング部設置
- 10月 たびネットによる傷害保険の発売開始
- 10月 「在宅酸素療法患者」向けサービス開始
- 11月 広島空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 12月 仙台空港、関西空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置

1999年

- 1月 クレジットカード専用自動販売機の設置開始
- 3月 成田空港第1PTBに海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 4月 営業推進本部設置
- 4月 名古屋空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 5月 福岡空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 6月 バリアフリー自動車保険発売
- 7月 白馬連峰遭難救助保険発売

- 7月 岡山空港、那覇空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 8月 インターネットによる海外旅行傷害保険の募集開始
- 9月 新旅行発券システム稼働開始
- 10月 グアムラウンジ設置
- 10月 Jiデスク54都市に拡充
- 10月 営業推進本部、本店営業本部の改編およびダイレクトマーケティング部設置
- 12月 マルチメディアステーションによる保険募集開始
- 12月 富山空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置

2000年

- 2月 首都圏営業本部営業3部の移転
- 3月 インフォクルーによる国内旅行傷害保険等の募集開始
- 3月 羽田空港駅に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 4月 広島支店の移転
- 4月 Jiデスク55都市に拡充
- 6月 創業10周年記念全国社員表彰式開催
- 7月 破損スーツケースの修理・集配サービス開始
- 7月 保険金の海外即時引き出しシステムの導入
- 7月 海外旅行傷害保険の死亡特別保険金等担保特約、航空機搭乗中倍額支払特約、航空機帰宅手荷物遅延特約、航空機遅延費用特約発売
- 7月 経営企画室と総務部の統合による企画総務部設置、代理店部を業務部に併合
- 8月 首都圏営業本部の移転
- 9月 営業推進本部、ダイレクトマーケティング事業部の改編
- 9月 シドニーオリンピック対策本部設置
- 10月 自動車保険の取扱を中止
- 12月 人事部を企画総務部に併合

2001年

- 1月 中部営業センターの移転
- 1月 首都圏北営業センターの移転
- 3月 西日本営業センターの移転
- 4月 中期事業計画スタート

2001年

- 4月 iモードによる旅行傷害保険募集開始
- 4月 銀行窓販開始
- 4月 北海道営業センターの移転
- 4月 東北営業センターの移転
- 4月 九州営業センターの移転
- 7月 インターネットによる海外旅行傷害保険の家族プラン等の引受開始
- 9月 テロ対策本部設置

2002年

- 1月 法務・コンプライアンス部設置
- 1月 首都圏北営業センターの移転
- 2月 治療・救済者費用担保特約および入院一時金担保特約の引受開始
- 2月 首都圏北営業センターを首都圏営業センターに統合
- 4月 新千歳空港ターミナルビルに海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 7月 お客様サポートデスク設置
- 12月 旅行総合保険「トラベル365」発売

2003年

- 4月 北海道営業センターの移転
- 8月 商品企画部設置
- 10月 那覇空港ビルディングに海外旅行傷害保険自動販売機設置

2004年

- 4月 情報システム部事務管理課を事務統括部に改編
- 5月 中部営業センターの移転
- 6月 「メディカル総合保険」発売
- 7月 「シニアライフ総合保険」発売

2005年

- 2月 営業本部設置、営業企画部・営業推進部の2部体制に改編、営業サポートセンター設置
- 2月 中部国際空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 4月 「新幹線運休保険」発売
- 8月 個人向け危機対応サービス「red24alert」取扱開始

2006年

- 3月 中部営業センターの移転
- 4月 営業本部内に事業開発部設置

- 4月 中国四国営業センターを開設
- 6月 「海外旅行保険」発売
- 6月 成田空港南ウィングに保険募集カウンター設置
- 10月 「インバウンド保険」発売
- 11月 損害サービス管理部設置
- 11月 「メディカル総合保険」「シニアライフ総合保険」取扱中止

2007年

- 1月 「個人情報漏洩賠償責任保険」「学校総合賠償責任保険」発売
- 5月 宇宙旅行保険の認可取得
- 8月 お客様の声相談室設置

2008年

- 4月 海外ナビゲーションサービス「Global NAVITIME」にJi デスク・Ji キャッシュレス提携病院等の情報提供開始
- 6月 統合リスク管理部設置
- 7月 個人向け危機対応サービス「red24alert」の取扱中止
- 8月 北京オリンピックに向け、「オリンピックサポートセンター」を開設
- 11月 西日本営業センター、西日本損害サービスセンターの移転
- 11月 富士火災海上保険株式会社との業務提携開始

2009年

- 1月 朝日火災海上保険株式会社との業務提携開始
- 2月 営業企画部・営業サポートセンターの組織改編、お客様の声相談室をお客様の声統括室に改編
- 2月 JTBグループのJTBトラベランドから、株式の10%、10,000株をJTBへ譲渡
- 3月 代理店専用ホームページを開設
- 5月 ソニー損害保険株式会社との業務提携開始
- 12月 「個人情報漏洩賠償責任保険」「学校総合賠償責任保険」取扱中止

2010年

- 3月 営業本部を廃止、事業開発部を廃止、営業センターを支店に改編、法人営業

支店設置、統合リスク管理部をリスク管理部に改編、損害サービス管理部、お客様の声統括室の統合による業務品質管理部設置、商品企画部と業務部の統合による商品業務部設置、事務統括部を契約管理部に改編、損害サービス部をお客様損害サービス部に名称変更、西日本損害サービスセンターを廃止

- 5月 中国四国支店の移転
- 7月 アシスタンスサービス付き「インバウンド保険」の販売開始
- 10月 「提携病院Web検索システム」の運用開始
- 10月 羽田空港新国際ターミナルビルに海外旅行保険自動販売機設置
- 11月 「学校法人向け危機管理サービス」の提供開始
- 12月 チャーティスグループのレキシントン インシュアランス カンパニーから、株式の50%、50,000株をチャーティス・ファア・イースト・ホールディングスへ譲渡

2011年

- 3月 契約管理部を事務管理部に改編
- 4月 「メディカルアドバイス・サービス」の提供開始
- 4月 営業サポートセンターを営業サポート部に改編
- 9月 中部支店の移転
- 10月 「修学旅行変更保険天災補償付プラン」、「国内旅行保険(学校団体用)天災補償付プラン」の販売開始

2012年

- 1月 本店オフィスの全面的なリニューアル工事の実施
- 3月 「学校法人向け危機管理サポートサービス付海外留学生保険」のサポートを拡充
- 4月 営業企画部内にWeb事業部を設置
- 6月 インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」の販売開始
- 7月 ロンドンオリンピックに向け、現地事故対応を強化
- 7月 ロンドン旅行者向け無料アプリ「たびほロンドン」の提供開始

- 11月 株式の50%、50,000株を持つチャーティス・ファア・イースト・ホールディングスがAIGジャパン・ホールディングスへ商号変更

- 11月 インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」に保険金請求・事故受付機能を追加

2013年

- 3月 インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」のスマートフォン表示最適化の実施
- 4月 代理店部と営業推進部を統合し営業統括部に改編、Web事業部をWeb営業部に改編
- 11月 サービスセンターの新設に向け、佐賀市と進出協定を締結

2014年

- 1月 海外旅行保険のパンフレットおよび申込書がUCDA「伝わるデザイン認証」を取得
- 2月 公式ホームページのリニューアルを実施
- 3月 営業サポート部と事務管理部を統合し、オペレーション統括部に改編、佐賀サービスセンター開設準備室を設置
- 4月 海外旅行保険の商品改定(年齢別料率の導入、緊急歯科治療費用補償特約の新設、旅行中断費用補償特約、旅行キャンセル費用補償特約の新設)を実施
- 6月 佐賀サービスセンターの設置
- 6月 ブラジル・サッカー世界大会において、現地サポートサービスを強化
- 8月 インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」がご契約者専用スマホアプリ『t@biho “スマートガイド”』サービス提供を開始
- 9月 首都圏支店の移転
- 12月 仙台空港において、デジタルサイネージ(電子看板)によるインターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」加入サービスを開始

2015年

- 2月 大規模災害時の事業継続体制の一環として、第二データセンターを高松に構築
- 3月 首都圏支店に法人営業支店を統合、業務品質管理部、法務・コンプライアンス部およびリスク管理部を統合し業務管理部に改編、経理部と財務部を統合し経理財務部に改編
- 4月 自動車損害賠償責任保険の認可返上
- 7月 インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」の商品改定（料率改定、リピーター割引の導入）

2016年

- 1月 本店、首都圏支店を中央区晴海1-8-10に移転
- 4月 海外旅行保険において「日本語ガイド等費用補償特約」の販売開始
- 7月 インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」の商品改定（年齢別リスク細分の導入と補償特約を新設）
- 8月 リオデジャネイロオリンピックに向け、現地事故対応を強化
- 9月 インターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」にクレジットカードによる分割払いを導入
- 11月 国内事業者向け訪日インバウンド用海外旅行保険「おもてなし安心プラン」の販売開始

2017年

- 4月 海外55都市のサービスネットワークを拡充。ヤンゴン（ミャンマー）にサービスデスクを新設
- 10月 海外旅行保険の商品改定（保険料、補償内容の一部改定）

2018年

- 1月 株式の50%、50,000株を持つ株式会社ジェイティービーが株式会社JTBへ商号変更
- 2月 MICE特有のリスクに対する補償をパッケージ化した保険商品「MICE保険」を販売開始

- 3月 住居用途のみに使用される建物、およびその建物に収容される家財を対象としたインターネット専用のダイレクト火災保険「iehoいえほ」を販売開始
- 11月 日本最大の医療グループ徳洲会と提携。インバウンド向けにキャッシュレスメディカルサービスの提供を開始

2019年

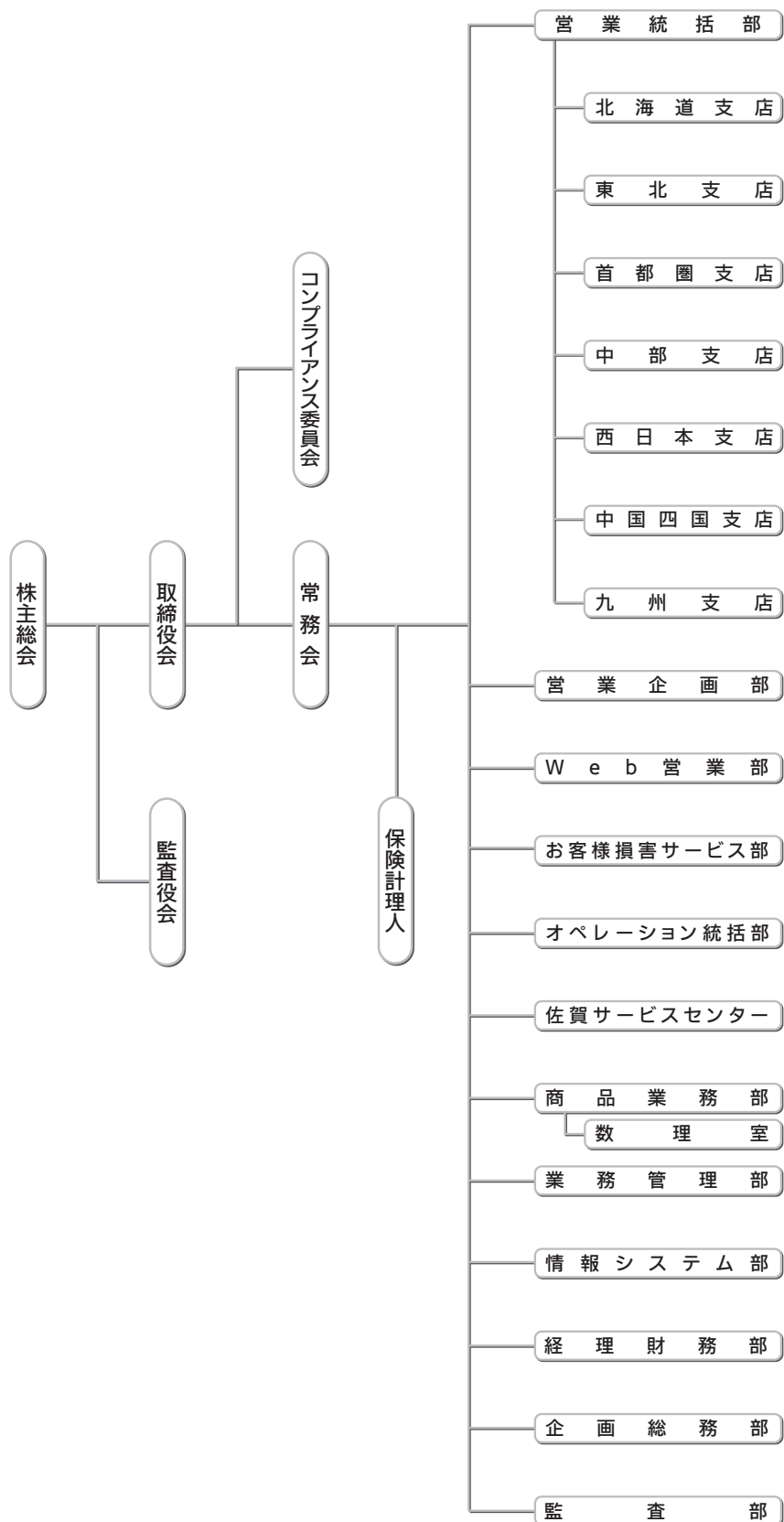
- 2月 海外55都市のサービスネットワークを拡充。セブ（フィリピン）にサービスデスクを新設
- 3月 広島空港・福岡空港において、新型タブレット端末によるインターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」加入サービスを開始
- 4月 羽田空港・関西空港において、新型タブレット端末によるインターネット専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」加入サービスを開始
- 9月 創業30周年
 ・本社周年パーティー開催
 ・J・愛・Street 創業30周年特別号発行
- 12月 中部支店の移転

2020年

- 3月 商品業務部内に数理室を設置
- 4月 海外55都市のサービスネットワークを拡充。ハノイ（ベトナム）、タヒチ（フランス領ポリネシア）にサービスデスクを新設

2 会社の組織

(1) 当社の機構(2020年6月30日現在)



(2) 営業体制(2020年6月30日現在)

名 称	住 所	電話番号
本 店	〒104-6016 東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー X16階	03 (6634) 4000
北 海 道 支 店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西四丁目1 北海道ビル8階	011 (210) 0301
東 北 支 店	〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目1番1号 仙台第一生命ビル8階	022 (225) 2911
首 都 圏 支 店	〒104-6016 東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー X16階	03 (6634) 4311
中 部 支 店	〒451-0042 名古屋市西区那古野二丁目25番11号 スクエアオフィス名駅8階	052 (563) 6111
西 日 本 支 店	〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー 12階	06 (6342) 1880
中 国 四 国 支 店	〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目1番22号 広島興銀ビル11階	082 (545) 8700
九 州 支 店	〒810-0072 福岡市中央区長浜一丁目1番35号 新KBCビル4階	092 (715) 6111

3 株主・株式の状況

当社の発行する株式は2020年6月30日現在、授権株式数は40万株、発行済株式数は10万株、資本金は50億円となっています。

(1) 基本事項

① 定時株主総会開催時期

毎事業年度終了後4カ月以内に招集し、開催いたします。

② 決算期日

3月31日

③ 基準日

定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終株主名簿に記載された株主とします。

④ 公告掲載の方法…インターネット

(アドレス) https://www.jihoken.co.jp/company/corp_zaimu.html

(2) 株式の分布状況、大株主

2020年3月31日現在の株主は2名で、以下の大株主に記載のとおりです。

① 大株主

■AIGジャパン・ホールディングス株式会社
東京都港区虎ノ門4-3-20
(所有持株数)50,000株 (持株比率)50%

■株式会社JTB

東京都品川区東品川2-3-11
(所有持株数)50,000株 (持株比率)50%

計	100,000株	100%
---	----------	------

(3) 資本金および発行済株式の推移

当社は1989年7月に資本金50億円にて設立されました。その後、増資および転換社債の転換による資本金の推移はありません。

(4) 株主総会

① 定時株主総会

第31回定時株主総会は、2020年6月29日(月)、当社本店役員会議室で開催されました。報告事項、決議事項は次のとおりです。

[報告事項]

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件

本件は、上記事業報告、計算書類の内容を報告いたしました。

[決議事項]

第1号議案

令和元年度剰余金の配当に関する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案

定款の一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第3号議案

取締役全員任期満了に伴う10名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の新保稔氏、説田正親氏、米田秀司氏、丸山昌敬氏、金子和彦氏、小林高広氏、藤原卓行氏、ポール・ブラウン氏、首藤透氏、ケント・ガーノー氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案

監査役1名辞任に伴う1名補充選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に山添信俊氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、退任取締役の山添信俊氏、伊藤智氏に対し、当社の定める基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会の協議に一任することに決定いたしました。

第6号議案

辞任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、辞任監査役の道山幸一氏に対し、当社の定める基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役会の協議に一任することに決定いたしました。

4 配当政策

剰余金の配当については、業績および今後の経営環境等を勘案し、内部留保の充実と安定的な配当を基本方針としています。

この方針にもとづき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた厳しい経営環境等から、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることといたしました。

5 役員の状況

(2020年6月30日現在)

〈取締役・監査役〉

役名および 職名	氏名（生年月日）	略歴および他の会社の代表状況	担当部門
取締役社長 （代表取締役）	新保 稔 （1956年4月3日生）	2003年 4月 株式会社ジェイティービー 大宮支店支店長 2005年 6月 株式会社ジェイティービー 事業創造本部副本部長 2006年 4月 株式会社JTBビジネスイノベーターズ 代表取締役社長 2006年 10月 株式会社JCBトラベル 代表取締役社長 2010年 4月 株式会社ジェイティービー 人事企画部長 2011年 6月 同社執行役員人事企画部長 2012年 6月 同社取締役人事企画部長 2013年 2月 同社取締役人事部長 2016年 4月 当社取締役 2017年 6月 代表取締役社長（現職）	監査部
取締役副社長 （代表取締役）	説田 正親 （1964年7月18日生）	2012年 12月 AIU保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 執行役員 首都圏地域事業本部長 2015年 6月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 執行役員 首都圏本部長 2017年 4月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 執行役員 関西地域事業本部長 兼 AIU損害保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 執行役員 関西地域事業本部長 2018年 1月 AIG損害保険株式会社 執行役員 関西地域事業本部長 2018年 12月 当社代表取締役副社長（現職）	情報システム部 お客様損害 サービス部 オペレーション 統括部 佐賀サービス センター
取締役	米田 秀司 （1963年7月17日生）	2009年 2月 株式会社ジェイティービー 事業創造部 PLUS担当部長 2010年 10月 同社事業創造部 PLUSチームマネージャー 2013年 2月 株式会社J&J事業創造 カード推進本部長 兼営業企画部長 2013年 6月 同社執行役員 カード推進本部長兼営業企画部長 2017年 4月 当社企画総務部 調査役 2017年 6月 取締役（現職）	企画総務部
取締役	丸山 昌敬 （1966年3月14日生）	2007年 1月 AIG株式会社 経理部長 2007年 5月 AIGファイナンシャル・アシュランス・ジャパン株式 会社 取締役 2010年 6月 AIGビジネス・パートナーズ株式会社 経理部長 2012年 3月 同社 コーポレートアドミ部長 2016年 9月 富士マネジメントサービス株式会社 代表取締役 2017年 5月 AIGハーモニー株式会社 非常勤取締役 2018年 1月 AIG損害保険株式会社 コーポレートアドミ部長 2018年 6月 当社取締役（現職）	経理財務部 業務管理部
取締役	金子 和彦 （1961年1月18日生）	2006年 4月 株式会社JTB 取締役コーポレートデザイン本部長 2009年 6月 同社常務取締役経営企画本部長 2011年 4月 株式会社ジェイティービー 事業創造部長 株式会社JTBビジネスイノベーターズ 代表取締役社長 2011年 6月 当社取締役（非常勤） 2012年 4月 株式会社ジェイティービー グループ本社執行役員事業創造部長 2014年 6月 同社取締役 経営企画部長 2018年 4月 株式会社JTB 取締役 経営戦略本部長 2018年 6月 同社 常務取締役 経営戦略本部長 2019年 6月 同社 取締役 専務執行役員 経営戦略本部長（現職） 2020年 4月 当社取締役（現職）	営業統括部 Web営業部 営業企画部

役名および 職名	氏名（生年月日）	略歴および他の会社の代表状況	
取締役	小林 高広 (1965年6月6日生)	2007年 10月 株式会社JTB首都圏 本社調査役 2008年 3月 同社 営業企画課長 2009年 2月 同社 営業企画チームマネージャー 2011年 4月 株式会社ジェイティービー 経営企画部 経営企画チームマネージャー 2015年 4月 株式会社JTBグローバル&マーケティングトラベル 取締役総務部長 2018年 4月 株式会社JTB 執行役員 財務部長 2018年 6月 当社 取締役（非常勤） 2019年 6月 株式会社JTB取締役 常務執行役員 財務部長 2020年 4月 同社 取締役 常務執行役員 経営戦略本部長（現職） 2020年 6月 当社取締役（非常勤）（現職）	
取締役	藤原 卓行 (1969年1月20日生)	2013年 1月 株式会社JTBコーポレートセールス 第三事業部長 2015年 4月 同社 霞が関第二事業部長 2016年 4月 同社 執行役員 東京中央支店長 2018年 4月 株式会社JTB 法人事業本部 東京中央支店長 2019年 2月 同社 個人事業本部 海外仕入商品事業部 航空仕入部長 2020年 2月 同社 個人事業本部 事業統括部長 2020年 4月 同社 執行役員 個人事業本部 事業統括部長（現職） 2020年 6月 当社取締役（非常勤）（現職）	
取締役	ポール・ブラウン (1972年11月28日生)	2013年 5月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 自動車保険におけるアジア及び日本担当 リージョナル・バイスプレジデント 2016年 5月 当社取締役（非常勤）（現職） 2016年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 シニアバイスプレジデント 自動車・個人保険日本担当 2019年 3月 テックマーク株式会社 取締役（非常勤）（現職） 2019年 5月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 自動車・個人保険担当執行役員（現職）	
取締役	首藤 透 (1959年6月25日生)	2010年 3月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 執行役 2011年 6月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 取締役兼代表執行役副社長 2011年 9月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 代表取締役副社長 2013年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 AIU損害保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 取締役（非常勤）（現職） 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 取締役（非常勤） 2018年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員経営企画 2018年 6月 アメリカンホーム医療・傷害保険株式会社 取締役（非常勤）（現職） 2019年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役（現職） 当社取締役（非常勤）（現職）	
取締役	ケント・ガーノー (1974年4月20日生)	2017年 5月 ゴールドマン・サックス・ジャパン アジア・パシフィック証券部門 最高ファイナンス責任者（CFO） 2019年 9月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 FP&A(Financial Planning & Analysis) 責任者（現職） AIGビジネス・パートナーズ株式会社 財務企画部長（現職） 2020年 1月 当社取締役（非常勤）（現職）	
監査役	山添 信俊 (1963年7月23日生)	2004年 4月 株式会社ジェイティービー東日本営業本部 経営管理担当マネージャー 2008年 2月 同社総務部人事・制度チームマネージャー 2010年 2月 同社グローバル事業本部人事企画担当部長 2013年 4月 当社企画総務部調査役 2013年 6月 取締役企画総務部長 2019年 3月 取締役 2020年 6月 常勤監査役（現職）	
監査役	山岡 修 (1955年7月1日生)	2013年 4月 AIU損害保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 監査役 2014年 6月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社） 監査役（非常勤） 2018年 1月 AIG損害保険株式会社 社外監査役（非常勤）（現職） 2018年 12月 当社社外監査役（非常勤）（現職）	
監査役	長谷川 俊哉 (1965年6月10日生)	2015年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員 リージョナルトレジャラー 2016年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 監査役（非常勤） 2017年 7月 T-PEC株式会社 取締役（非常勤）（現職） 2018年 11月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員 リージョナルトレジャラー 兼 資本管理担当（現職） 2018年 12月 当社社外監査役（非常勤）（現職）	

〈執行役員〉

役名および 職名	氏名（生年月日）	略歴および他の会社の代表状況	担当部門
執行役員	竹木 達也 (1964年5月10日生)	2011年 4月 当社商品業務部長 2019年 6月 執行役員商品業務部長（現職）	商品業務部

6 会計監査人の状況

会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

7 従業員の状況

(1) 在籍数、平均年齢、平均勤続年数、平均給与
(2020年3月31日現在)

区 分	総平均
平 均 年 齢	41.1歳
平 均 勤 続 年 数	10.2年
平 均 給 与 月 額	415,143円
従 業 員 数	254名

- (注) 1. 従業員には使用人兼務役員、休職者を含んでいません。
2. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位を切捨てて小数点第1位まで表示しています。
3. 平均給与月額、2020年3月の税込定例給与に残業代を含んだものであり、賞与を含んでいません。

(2) 採用方針

当社が経営理念に掲げる「お客様第一主義」に共鳴・共感をして実践できる自立創造型の人材を確保するため、人物本位・面接重視の採用をしています。

(3) 教育研修制度

社員教育研修プログラムにもとづき、体系的な教育研修を実施しています。プログラムは全社教育研修と部門別教育研修とに大別されます。全社教育研修では導入研修や階層別の集合研修を中心に、必要な対人スキル・専門スキル・戦略スキル等をキャリアに応じて習得できるよう研修を実施しています。

また、自社の海外サービス体制や海外オペレーションへの理解を深めるため、毎年、海

外研修を実施しております。

部門別教育研修ではOJTを基本としながら、営業・損害査定・経理・システム・商品開発等、各部門で必要とされる専門的な実務知識を習得するために、外部機関とも連携した研修を実施しています。

また、損害保険事業総合研究所主催の講座やセミナーへの参加はもちろん、グループ内各種通信講座プログラムによる研修も実施しています。

(4) 福利厚生制度

法定福利厚生のほか、以下の諸制度を実施しています。

- ・慶弔金・災害見舞金・ホームヘルパー補助金支給制度
- ・各種貸付金制度
- ・財形貯蓄制度
- ・契約保養施設・健保組合保養施設
- ・各種クラブ活動

8 社外・社内の監査・検査体制

(1) 社外の監査・検査

当社は、社外の監査として会社法436条第2項に基づき、PwCあらた有限責任監査法人による外部監査を受けております。また、保険業法に基づく金融庁の検査等を受けることになっています。

(2) 社内の監査

当社は、会社法に基づく監査役監査のほか、社長直轄の組織である監査部による内部監査を行っております。内部監査は「内部監査基本方針」に基づき、他部門から独立した立場にある監査部が、業務遂行状況や内部管理態勢の適正性・有効性を検証し、発見された重要事項を経営に報告、経営課題の解決に向けた取組を実施しています。

業績データ



B U S I N E S S R E P O R T 2 0 2 0

I 事業の概要

1 保険の引受

(1) 保険料・一人当たり保険料

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2017 年度			2018 年度			2019 年度		
		構成比		増収率	構成比		増収率	構成比		増収率
			%	%		%	%		%	%
火 災		1,505	9.0	△ 0.6	1,464	8.4	△ 2.8	1,588	9.0	8.5
傷 害		14,429	86.1	5.5	15,152	86.8	5.0	15,254	86.4	0.7
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任		310	1.9	7.6	284	1.6	△ 8.1	291	1.7	2.4
費 用 ・ 利 益		416	2.5	2.3	467	2.7	12.2	459	2.6	△ 1.8
そ の 他		87	0.5	△ 2.9	78	0.4	△ 11.0	60	0.3	△ 21.9
合 計		16,749	100.0	4.8	17,446	100.0	4.2	17,654	100.0	1.2

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2017 年度			2018 年度			2019 年度		
		構成比		増収率	構成比		増収率	構成比		増収率
			%	%		%	%		%	%
火 災		878	5.4	1.7	902	5.4	2.7	956	5.8	6.1
傷 害		14,344	88.8	5.9	14,968	89.1	4.3	14,715	88.8	△ 1.7
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任		381	2.4	7.1	357	2.1	△ 6.5	361	2.2	1.3
費 用 ・ 利 益		461	2.9	0.8	483	2.9	4.9	477	2.9	△ 1.3
そ の 他		89	0.6	△ 5.5	87	0.5	△ 2.3	60	0.4	△ 30.4
合 計		16,155	100	5.5	16,798	100.0	4.0	16,572	100.0	△ 1.3
従業員一人当たり 元受正味保険料		64		4.6	64		1.2	65		0.6

(注) 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。
従業員一人当たり元受正味保険料：元受正味保険料÷従業員数

(2) 受再正味保険料の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	764	792	819
傷 害	369	449	810
自動車損害賠償責任	—	—	—
賠 償 責 任	2	—	—
費 用 ・ 利 益	—	—	—
そ の 他	23	16	2
合 計	1,160	1,258	1,632

(3) 支払再保険料の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	136	230	187
傷 害	285	265	271
自動車損害賠償責任	—	—	—
賠 償 責 任	74	72	70
費 用 ・ 利 益	44	16	18
そ の 他	24	25	2
合 計	566	610	550

(4) 解約返戻金の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	80	74	78
傷 害	81	86	175
自動車損害賠償責任	—	—	—
賠 償 責 任	1	0	0
費 用 ・ 利 益	—	—	—
そ の 他	0	0	0
合 計	163	162	254

(注) 解約返戻金とは元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

(5) 保険引受利益の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	△ 208	△ 519	△ 1,047
傷 害	843	1,682	2,079
自動車損害賠償責任	—	—	—
賠 償 責 任	△ 50	178	67
費 用 ・ 利 益	204	143	21
そ の 他	53	43	21
合 計	842	1,528	1,143

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
保 険 引 受 収 益	16,920	17,694	17,656
保 険 引 受 費 用	12,103	11,785	12,174
営業費及び一般管理費	3,975	4,379	4,339
そ の 他 収 支	—	—	—
保 険 引 受 利 益	842	1,528	1,143

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載の 2017 年度 4,021 百万円、2018 年度 4,531 百万円、2019 年度 4,467 百万円のうち保険引受に係る金額です。
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。
 3. 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

(6) 正味支払保険金・損害率の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017 年度			2018 年度			2019 年度		
		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率
		%	%		%	%		%	%
火 災	320	6.1	26.0	348	6.3	28.0	489	8.2	35.0
傷 害	4,581	87.8	35.6	4,858	87.4	35.3	5,111	85.8	36.7
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任	209	4.0	71.4	89	1.6	35.2	92	1.5	37.2
費 用 ・ 利 益	97	1.9	24.7	240	4.3	53.0	263	4.4	58.9
そ の 他	6	0.1	8.7	24	0.4	33.9	3	0.1	9.2
合 計	5,215	100.0	35.0	5,560	100.0	35.2	5,960	100.0	37.1

(注) 正味支払保険金：元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
 正味損害率：(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料により算出しています。

(7) 元受正味保険金の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	151	163	241
傷 害	4,383	4,690	4,806
自動車損害賠償責任	—	—	—
賠 償 責 任	242	109	112
費 用 ・ 利 益	115	240	264
そ の 他	5	20	6
合 計	4,898	5,224	5,432

(8) 受再正味保険金の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	168	190	265
傷 害	247	220	358
自動車損害賠償責任	—	—	—
賠 償 責 任	—	—	—
費 用 ・ 利 益	—	—	—
そ の 他	2	17	0
合 計	418	429	623

(9)回収再保険金の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災	0	5	18
傷 害	49	53	53
自動車損害賠償責任	—	—	—
賠 償 責 任	33	19	20
費 用 ・ 利 益	17	0	1
そ の 他	1	13	2
合 計	101	92	95

(10)事業費率の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
保 険 引 受 に 係 る 事 業 費	8,730	9,188	9,219
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	3,975	4,379	4,339
(諸 手 数 料 及 び 集 金 費)	4,754	4,809	4,879
正 味 事 業 費 率	52.1%	52.7%	52.2%

(注) 正味事業費率：保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

(11)正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2017年度			2018年度			2019年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	26.0	90.5	116.6	28.0	105.8	133.8	35.0	119.4	154.4
傷 害	35.6	49.0	84.7	35.3	48.4	83.7	36.7	45.8	82.5
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任	71.4	39.6	110.9	35.2	40.6	75.8	37.2	43.9	81.1
費 用 ・ 利 益	24.7	32.8	57.6	53.0	33.4	86.4	58.9	36.5	95.5
そ の 他	8.7	35.5	44.2	33.9	40.0	74.0	9.2	59.2	68.4
合 計	35.0	52.1	87.2	35.2	52.7	87.8	37.1	52.2	89.3

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷(正味収入保険料)
 2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷(正味収入保険料)
 3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(12)出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2017年度			2018年度			2019年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	19.2	86.7	105.9	26.7	101.0	127.7	37.1	122.7	159.8
傷 害	34.9	48.7	83.7	34.6	48.5	83.1	37.3	44.0	81.4
賠 償 責 任	66.2	39.2	105.4	△ 7.8	37.1	29.3	31.0	40.3	71.3
費 用 ・ 利 益	30.8	33.0	63.8	47.9	32.4	80.3	59.7	35.8	95.5
そ の 他	△ 3.5	33.4	30.0	24.6	35.7	60.3	70.6	53.0	123.6
合 計	33.8	51.5	85.3	33.3	52.5	85.8	37.9	50.5	88.4

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

(13)国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度
国 内 契 約	100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

(14)出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	2017 年度	2018 年度	2019 年度
出再先保険会社の数	8 (一)	7 (一)	8 (一)
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)	72.7% (一)	84.3% (一)	79.1% (一)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。
2. (一) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りします。）

(15)出再保険料の格付ごとの割合

格 付 区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度
A 以 上	90.4% (一)	76.4% (一)	80.1% (一)
B B B 以 上	0% (一)	0% (一)	0% (一)
その他(格付なし・不明・BB以下)	9.6% (一)	23.6% (一)	19.9% (一)
合 計	100% (一)	100% (一)	100% (一)

(注) 1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
〈格付区分の方法〉
①スタンダードアンドプアーズ社（S&P）とエーエムベスト社（AM Best）の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。
②これら2社の格付けがない場合は日本格付研究所社の格付けを使用しています。この場合、A- 以上は「A 以上」、BBB+およびBBB- は「BBB 以上」、BBB 未満は「その他（格付なし・不明・BB 以下）」に区分しています。
2. (一) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りします。）
3. 2017 年度、2018 年度および 2019 年度の「その他」に該当する再保険者については、留保金の手当て、および Letter of Credit 等の手配により安全性を確保しております。

(16)未収再保険金の推移

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度
1	年度開始時の未収再保険金	41 (一)	29 (一)	21 (一)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	101 (一)	92 (一)	95 (一)
3	当該年度回収等	114 (一)	100 (一)	87 (一)
4	1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	29 (一)	21 (一)	29 (一)

(注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。
2. (一) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。
(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りします。)

(17)契約者配当金の推移

該当事項はありません。

2 資産の運用

(1) 資産運用方針

当社は損害保険会社としてお客様に対し、どんな時にも確実に保険金をお支払い出来る体制を維持するという社会的使命を継続的に果たすことが最も重要な事と考えています。資産運用方針においてもこの考えをもとに、より多くの収益を上げることのみならず、資産の劣化を防ぐといった観点から、資産運用を行っております。

運用資産の大半を有価証券による運用としていますが、内90%以上を円建て債券に振り分けることにより安定した利息収入の確保に努める一方、株式や外貨建て商品への投資など価格変動が相対的に大きいものには、各々のマーケット環境を十分に考慮し、社の許容する限度の中で慎重な運用を図っております。

(2) リスク管理体制

当社は、資産運用担当部である経理財務部から独立した資産運用リスク管理委員会を設置し、資産運用に関わるリスクを把握することにより、限度を超えたリスクをとることの無いよう、リスク管理体制を整備しています。

特に、資産運用において様々なリスクが存在する中で、信用リスク、市場リスク、流動性リスクの管理に重点を置いて管理しております。

信用リスクについては、格付け制度などを利用し、社で一定の基準を設け、低格付け債券への投資を行わないようにしています。

市場リスクについては、為替が絡む有価証券や株式などの価格変動が相対的に大きい投資には一定の制限を設けています。

さらに円建て債券以外への投資については、一定水準を超えた価格下落時に損切りをするロスカット・ルールも採用しています。

流動性リスクについては、重大な事故に対しても保険金支払いに支障が出ないよう、十分な流動性を持つ有価証券の保有を心がけております。

(3) 運用資産の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預 貯 金	3,870	12.6%	4,179	13.1%	9,089	29.0%
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	21,061	68.5%	21,091	66.3%	14,783	47.2%
貸 付 金	—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物	104	0.3%	95	0.3%	93	0.3%
運 用 資 産 計	25,036	81.4%	25,365	79.8%	23,966	76.5%
総 資 産	30,762	100.0%	31,792	100.0%	31,344	100.0%

(4) 資産運用収益・運用資産の内訳と運用利回り推移

① 資産運用収益・利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区 分	2017年度		2018年度		2019年度	
	年 度	利回り	年 度	利回り	年 度	利回り
預 貯 金	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	133	0.63%	118	0.54%	344	1.66%
貸 付 金	—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物	—	0.00%	—	0.00%	—	0.00%
小 計	133	0.56%	118	0.48%	344	1.36%
そ の 他	0	2.84%	0	2.86%	0	1.06%
合 計	133	0.56%	118	0.48%	344	1.36%

時価会計導入を機に、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益の寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする「資産運用利回り」を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、「時価総合利回り」を併せて参考開示することが適切と判断し、各社の判断で任意に開示することとなりました。

時価ベースでの運用効率を示すという観点からは、「時価総合利回り」が適切と考えられますが、損害保険会社の資産構成の現状を考えると、マーケット（特に株式相場）の変動による影響が大きいため、時価評価差額の影響を排除した「資産運用利回り」を基本指標といたしました。

② 資産運用収益・資産運用利回り

(単位：百万円)

区 分	資産運用損益 (実現ベース)		平均運用額 (取得原価ベース)		利回り	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
預貯金	0	0	2,572	4,422	0.00%	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	136	△ 128	21,870	20,771	0.62%	△ 0.62%
公社債	20	16	13,814	13,911	0.15%	0.12%
株式	10	△ 17	554	548	1.85%	△ 3.28%
外国証券	16	2	957	875	1.68%	0.28%
その他証券	90	△ 129	6,543	5,436	1.38%	△ 2.38%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	98	92	0.00%	0.00%
金融派生商品	—	—	—	—	—	—
その他	0	0	5	5	2.86%	1.06%
合 計	136	136	24,547	25,292	0.56%	△ 0.51%

(注) 分子：資産運用損益＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
 分母：平均運用額＝取得原価又は償却原価による平均残高

③資産運用収益・(参考)時価総合利回り

(単位：百万円)

区 分	資産運用損益 (時価ベース)		平均運用額 (時価ベース)		利回り	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
預貯金	0	0	2,572	4,422	0.00%	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	103	△ 261	21,991	20,860	0.47%	△ 1.25%
公社債	22	△ 33	13,827	13,926	0.16%	△ 0.24%
株式	△ 3	△ 65	627	608	△ 0.56%	△ 10.76%
外国証券	72	49	831	806	8.76%	6.19%
その他証券	11	△ 212	6,704	5,519	0.17%	△ 3.85%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	98	92	0.00%	0.00%
金融派生商品	—	—	—	—	—	—
その他	0	0	5	5	2.86%	1.06%
合 計	103	△ 261	24,668	25,380	0.42%	△ 1.03%

(注) 分子：資産運用損益等＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額*－前期末評価差額*)＋繰延ヘッジ損益増減

* 税効果控除前の金額による

分母：平均運用額＝取得原価又は償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(5)海外投融資の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分		2017年度		2018年度		2019年度	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外貨建	外国公社債	834	16.8%	886	17.3%	813	100.0%
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外貨建資産計	834	16.8%	886	17.3%	813	100.0%
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	その他	4,132	83.2%	4,243	82.7%	0	0.0%
	円貨建資産計	4,132	83.2%	4,243	82.7%	0	0.0%
合 計		4,966	100.0%	5,129	100.0%	813	100.0%
利回り	運用資産利回り	1.02%		0.86%		5.98%	
	資産運用利回り	△ 0.51%		0.86%		5.54%	
	(参考)時価総合利回り	△ 1.28%		2.55%		5.13%	

(注) 1. 「海外投融資」には有価証券の発行体が非居住者であるものを表示しています。

2. 円貨建の「その他」は円貨建外国株式型投資信託です。

3. 海外投融資利回りは海外投融資に関わる資産運用収益を当該資産の月末平均残高で除した比率です。

(6) 公共関係投融资の内訳と推移(新規引受ベース)

(単位: 百万円)

区 分		2017年度		2018年度		2019年度	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	特 別 法 人 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸 付	公 社 ・ 公 団	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(7) 各種ローン金利の内訳と推移

2018年度

(単位: %)

	2018年									2019年		
一般貸付標準金利	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(短期プライムレート)	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475
(長期プライムレート)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

2019年度

(単位: %)

	2019年									2020年		
一般貸付標準金利	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(短期プライムレート)	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475
(長期プライムレート)	1.000	1.000	1.000	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950	0.950

3 特別勘定に関する指標

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

4 国債等の窓口販売業務

該当事項はありません。

5 単体ソルベンシー・マージン情報

(単位：百万円、%)

	第30期 (2019年3月31日現在)	第31期 (2020年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	20,373	21,804
資本金又は基金等	8,184	8,951
価格変動準備金	85	4
危険準備金	—	—
異常危険準備金	11,714	12,285
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	79	△ 45
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	308	607
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6$	2,739	2,783
(一般保険リスク相当額 R_1)	2,137	2,247
(第三分野保険の保険リスク相当額 R_2)	—	—
(予定利率リスク相当額 R_3)	0	0
(資産運用リスク相当額 R_4)	739	532
(経営管理リスク相当額 R_5)	65	63
(巨大災害リスク相当額 R_6)	411	409
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率		
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	1,487.6%	1,566.7%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（単体ソルベンシー・マージン）および第 87 条（単体リスク）ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出された比率です。

＜単体ソルベンシー・マージン比率＞

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険(*1)、予定利率上の危険(*2)、資産運用上の危険(*3)、経営管理上の危険(*4)、巨大災害に係る危険(*5)の総額

*1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

*2 予定利率上の危険(予定利率リスク)

実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

*3 資産運用上の危険(資産運用リスク)

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

*4 経営管理上の危険(経営管理リスク)

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1~*3および*5以外のもの

*5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)

通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

Ⅱ 経理の状況

1 計算書類

(1) 貸借対照表

[資産の部]

(単位：百万円)

科 目	年 度	2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
		金 額	金 額
現金及び預貯金		4,179	9,089
現金		—	—
預貯金		4,179	9,089
有価証券		21,091	14,783
国債		700	—
社債		12,875	13,422
株式		614	537
外国証券		886	813
その他の証券		6,014	10
有形固定資産		235	272
建物		95	93
リース資産		1	0
その他の有形固定資産		138	178
無形固定資産		1,254	1,611
ソフトウェア		765	618
リース資産		1	—
その他の無形固定資産		487	993
その他資産		775	1,134
未収保険料		16	12
代理店貸		168	206
共同保険貸		3	0
再保険貸		71	81
外国再保険貸		2	9
未収金		324	618
未収収益		14	27
預託金		131	139
仮払金		42	38
前払年金費用		63	67
繰延税金資産		4,192	4,385
資産の部合計		31,792	31,344

[負債の部]

(単位：百万円)

科 目	年 度	2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
		金 額	金 額
保険契約準備金		19,601	20,354
支払備金		1,815	2,148
責任準備金		17,786	18,205
その他負債		2,187	1,262
共同保険借		1	2
再保険借		96	129
外国再保険借		144	178
未払法人税等		339	101
預り金		34	12
未払金		780	562
仮受金		716	200
リース債務		3	2
資産除去債務		70	72
退職給付引当金		550	559
役員退職慰労引当金		81	64
賞与引当金		238	180
特別法上の準備金		85	4
価格変動準備金		85	4
負債の部合計		22,744	22,424

[純資産の部]

(単位：百万円)

資本金	5,000	5,000
利益剰余金	3,984	3,951
利益準備金	2,230	2,390
その他利益剰余金	1,754	1,561
繰越利益剰余金	1,754	1,561
株主資本合計	8,984	8,951
その他有価証券評価差額金	63	△ 31
評価・換算差額等合計	63	△ 31
純資産の部合計	9,047	8,919

負債及び純資産の部合計	31,792	31,344
-------------	--------	--------

(貸借対照表注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券のうち、時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) その他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. (1)有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産の減価償却は、定額法により、行っております。
- (2)無形固定資産(リース資産を除く)
自社利用ソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により、行っております。
- (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
4. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める資産の自己査定基準及び償却・引当処理基準に基づき、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査して、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
5. 退職給付引当金は、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)の簡便法を適用しております。従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付にかかわる期末自己都合要支給額による退職給付債務(559百万円)に基づき、企業年金基金制度部分については、直近の年金財政計算上の責任準備金による退職給付債務(389百万円)及び年金資産(456百万円)に基づき退職給付引当金及び前払年金費用を計上しております。
6. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内部規定による支給見込額を計上しております。
7. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
9. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は、460百万円であります。
12. 関係会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は168百万円であります。
13. 繰延税金資産の総額は4,401百万円、繰延税金負債の総額は3百万円で、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は13百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因は、異常危険準備金3,289百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金3百万円であります。
評価性引当額の発生の主な原因は、資産除去債務9百万円等であります。
14. 貸借対照表に計上した動産のほか、事務機器の一部についてはリース契約により使用しております。
15. (1)支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	2,254百万円
同上にかかる出再支払備金	105百万円
差引(イ)	2,148百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	－百万円
計(イ+ロ)	2,148百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	6,244百万円
同上にかかる出再責任準備金	323百万円
差引(イ)	5,920百万円
その他の責任準備金(ロ)	12,285百万円
計(イ+ロ)	18,205百万円

16. 1株当たりの純資産額は、89,196円79銭であります。

算定上の基礎である純資産は、8,919百万円であり、その全額が普通株主に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、100千株であります。

17. 重要な後発事象

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う海外渡航の制限および令和2年4月7日に日本政府が発出した緊急事態宣言を受けた国内における外出自粛要請等により、当社が主力とする旅行保険の販売に重要な影響を及ぼす可能性があります。これによる翌期以降の事業年度における当社の業績に与える影響については、収束時期が見通せないため、現時点で合理的に見積もることは困難であります。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険事業を行っており、利用者保護の観点から、保険契約者に対し如何なる時にも確実に保険金をお支払できる体制を維持することが最も重要であると考えております。この社会的使命を継続的に実現するため、資産運用を行うにあたっては、安全性、流動性の確保を最も重視し、その上で、収益性の向上を目指した効率的な資産ポートフォリオを構築することを、金融商品に対する取組方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有している主な金融商品は有価証券であり、その内訳は、円貨建債券、外貨建債券、投資信託、国内株式であります。当社はこれらの有価証券を純投資目的および事業推進目的で保有し、すべて、その他有価証券に区分しているため、売買目的有価証券、満期保有目的の債券はありません。これらの有価証券は、信用リスク、市場（金利、為替、価格変動）リスク、流動性リスクといったリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、資産運用方針および資産運用リスク管理方針に基づき策定された、資産運用規定および資産運用リスク管理規定に従い、資産運用および資産運用に係るリスクを管理しております。資産運用および資産運用リスク管理の状況については、取締役会、常務会、統合的リスク管理委員会、資産運用リスク管理委員会等において、定期的に審議や報告が行われております。また、これらの管理の状況については、資産運用リスク管理委員会および監査部が検証しております。

① 信用リスクの管理

当社では、経理財務部において、有価証券発行体の信用情報や時価の把握を定期的に行っております。加えて、同一の投資先・グループに投資が集中しないよう、同一先・グループの債券の保有額に一定の制限枠を設けております。また、内部信用格付けBBB-以下の債券の保有額に一定の制限枠を設ける等、信用力の低い投資先への与信を限定し、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社では、経理財務部において、円貨建債券、外貨建債券について、一定の金利変動に対するBPV（ベース・ポイント・バリュエーション）、デュレーションおよびVaR（バリュエーション・アット・リスク）、ストレス・テスト等を定期的に算出、あるいは実施しております。

(ii) 為替リスクの管理

当社では、経理財務部において、外貨建債券について、一定の為替変動に対するBPVおよびVaR、ストレス・テスト等を定期的に算出、あるいは実施しております。加えて、外貨建債券の保有額に一定の制限枠を設ける等、リスクの軽減を図っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当社では、経理財務部において、内外投資信託、国内株式について、TOPIX等指数の一定の価格変動に対するBPVおよびVaR、ストレス・テスト等を定期的に算出、あるいは実施しております。加えて、株式資産の保有額に一定の制限枠を設ける等、リスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、経理財務部において全社の資金管理を行い、金融機関と当座借越契約を締結しております。また、市場流動性の高い有価証券を一定額以上保有するなどによって、流動性リスクの管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注2)参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	9,089	9,089	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	14,420	14,420	—
資産計	23,510	23,510	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2)有価証券」には含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額352百万円)および一般社団法人への出捐金(貸借対照表計上額10百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	9,089	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	—	—	—	—
社債	2,200	11,200	—	—
外国証券	—	761	—	—
その他	—	—	—	—
合計	11,289	11,961	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 又は償却原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得原価 又は償却原価を 超えるもの	公社債	1,803	1,802	1
	株式	114	98	16
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	1,918	1,900	17
貸借対照表 計上額が取得原価 又は償却原価を 超えないもの	公社債	11,618	11,653	△35
	株式	70	75	△4
	外国証券	813	834	△21
	その他	—	—	—
	小計	12,502	12,564	△61
合計		14,420	14,464	△44

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
公社債	499	0	△0
株式	38	0	△22
外国証券	—	—	—
その他	2,380	153	△585
合 計	2,918	154	△607

なお、上記に記載のないものは、該当がないか、重要性が乏しいため記載しておりません。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

年 度 科 目		2018年度 (2018年4月 1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月 1日から 2020年3月31日まで)
		金 額	金 額
経常 損益 の 部	経常収益	17,984	18,260
	保険引受収益	17,694	17,656
	正味収入保険料	17,446	17,654
	支払備金戻入額	247	—
	為替差益	0	—
	その他保険引受収益	—	2
	資産運用収益	199	498
	利息及び配当金収入	118	344
	有価証券売却益	81	154
	その他経常収益	90	105
	その他の経常収益	90	105
	経常費用	16,381	17,269
	保険引受費用	11,785	12,174
	正味支払保険金	5,560	5,960
	損害調査費	575	581
	諸手数料及び集金費	4,809	4,879
	支払備金繰入額	—	333
	責任準備金繰入額	840	419
	為替差損	—	0
	資産運用費用	63	627
	有価証券売却損	63	607
	有価証券評価損	—	7
	有価証券償還損	—	11
	営業費及び一般管理費	4,531	4,467
	その他経常費用	0	0
	貸倒損失	0	—
	その他の経常費用	0	0
	経常利益	1,602	991
特別 損益 の 部	特別利益	—	81
	特別法上の準備金戻入額	—	81
	価格変動準備金戻入額	—	81
	特別損失	7	6
	固定資産処分損	0	6
	特別法上の準備金繰入額	7	—
	価格変動準備金繰入額	7	—
税引前当期純利益		1,594	1,066
法人税及び住民税		667	454
法人税等調整額		△ 211	△ 154
法人税等合計		455	299
当期純利益		1,139	767

(損益計算書注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は1,583百万円、費用の総額は2,903百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	18,204百万円
支払再保険料	550百万円
差引	17,654百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	6,056百万円
回収再保険金	95百万円
差引	5,960百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	5,007百万円
出再保険手数料	127百万円
差引	4,879百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	368百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	35百万円
差引(イ)	333百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	－百万円
計(イ+ロ)	333百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備繰入額(出再責任準備金控除前)	△159百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△8百万円
差引(イ)	△151百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	570百万円
計(イ+ロ)	419百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	332百万円
その他利息・配当金	11百万円
計	344百万円

3. 1株当たりの当期純利益は、7,674円11銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は、767百万円であり、その全額が普通株主に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、100千株であります。

4. 損害調査費、営業費及び一般管理費の退職給付費用は、64百万円であります。

5. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
その他の 関係会社	株式会社JTB	被所有 直接 50.0%	損害保険代理 店の委託	手数料	2,461	未払金	168

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 代理店手数料は、合理的に設定した手数料率によっております。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書
(直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	年 度	2018年度 (2018年4月 1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月 1日から 2020年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー				
保険料の収入		18,849	16,949	△ 1,899
積立保険料の収入		—	—	—
保険金の支出		5,587	6,102	515
損害調査費の支出		531	524	△ 7
諸手数料及び集金費の支出		6,002	4,761	△ 1,240
満期返戻金の支出		—	—	—
契約者配当金の支出		—	—	—
商品有価証券の売却による収入		—	—	—
商品有価証券の取得による支出		—	—	—
営業費及び一般管理費の支出		4,153	3,994	△ 158
その他		68	73	4
小計		2,643	1,639	△ 1,004
利息及び配当金等の受取額		153	359	205
利息の支払額		—	—	—
社員配当金の支払額		—	—	—
その他		5	5	0
法人税等の支払額		836	787	△ 48
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,966	1,216	△ 749
投資活動によるキャッシュ・フロー		—	—	—
預貯金の純増加額		—	—	—
買入金銭債権の取得による支出		—	—	—
買入金銭債権の売却・償還による収入		—	—	—
金銭の信託の増加による支出		—	—	—
金銭の信託の減少による収入		—	—	—
有価証券の取得による支出		5,115	4,604	△ 511
有価証券の売却・償還による収入		4,678	9,773	5,094
貸付けによる支出		—	—	—
貸付金の回収による収入		—	—	—
その他		△ 32	△ 30	2
資産運用活動計		△ 470	5,138	5,608
(営業活動及び資産運用活動計)		(1,496)	(6,354)	(4,858)
有形固定資産の取得による支出		687	644	△ 43
有形固定資産の売却による収入		—	—	—
その他		—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,157	4,494	5,652
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—	—
借入れによる収入		—	—	—
借入金の返済による支出		—	—	—
社債の発行による収入		—	—	—
社債の償還による支出		—	—	—
株式の発行による収入		—	—	—
自己株式の取得による支出		—	—	—
配当金の支払額		500	800	300
その他		—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 500	△ 800	△ 300
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		308	4,910	4,602
現金及び現金同等物期首残高		3,870	4,179	308
現金及び現金同等物期末残高		4,179	9,089	4,910

(注) 現金及び現金同等物の範囲：貸借対照表に掲記されている現金及び預貯金

(4)貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

年 度		2017年度	2018年度	2019年度
科 目				
資 産 の 部	現金及び預貯金	3,870	4,179	9,089
	有価証券	21,061	21,091	14,783
	有形固定資産	205	235	272
	無形固定資産	939	1,254	1,611
	その他資産	667	775	1,134
	前払年金費用	44	63	67
	繰延税金資産	3,972	4,192	4,385
	資産の部合計	30,762	31,792	31,344
負 債 の 部	保険契約準備金	19,008	19,601	20,354
	その他負債	2,399	2,187	1,262
	退職給付引当金	483	550	559
	役員退職慰労引当金	89	81	64
	賞与引当金	270	238	180
	特別法上の準備金	77	85	4
	負債の部合計	22,329	22,744	22,424
純 資 産 の 部	資本金	5,000	5,000	5,000
	利益剰余金	3,344	3,984	3,951
	株主資本合計	8,344	8,984	8,951
	評価・換算差額等合計	87	63	△31
	純資産の部合計	8,432	9,047	8,919
負債及び純資産の部合計		30,762	31,792	31,344

(5) 損益計算書(主要項目)の推移

(単位: 百万円)

区分	科 目	年 度	2017年度	2018年度	2019年度
経常 損益 の 部	経常収益		17,214	17,984	18,260
	保険引受収益		16,920	17,694	17,656
	正味収入保険料		16,749	17,446	17,654
	支払備金戻入額		171	247	—
	為替差益		—	0	—
	その他保険引受収益		—	—	2
	資産運用収益		228	199	498
	利息及び配当金収入		133	118	344
	有価証券売却益等		95	81	154
	その他経常収益		65	90	105
	経常費用		16,215	16,381	17,269
	保険引受費用		12,103	11,785	12,174
	正味支払保険金		5,215	5,560	5,960
	損害調査費		652	575	581
	諸手数料及び集金費		4,754	4,809	4,879
	支払備金繰入額		—	—	333
	責任準備金繰入額		1,480	840	419
	為替差損		0	—	0
	資産運用費用		89	63	627
	有価証券売却損等		89	63	627
	営業費及び一般管理費		4,021	4,531	4,467
	その他経常費用		1	0	0
	経常利益		999	1,602	991
益の特別 部損	特別利益		—	—	81
	特別損失		8	7	6
	税引前当期純利益		990	1,594	1,066
	法人税及び住民税		695	667	454
	法人税等調整額		△ 424	△ 211	△ 154
	法人税等合計		270	455	299
	当期純利益		719	1,139	767

(6) 株主資本等変動計算書

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	5,000	2,130	1,214	3,344	8,344	87	87	8,432
当期変動額	－	100	539	639	639	－	－	639
剰余金の配当	－	100	△ 600	△ 500	△ 500	－	－	△ 500
当期純利益	－	－	1,139	1,139	1,139	－	－	1,139
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△ 23	△ 23	△ 23
当期変動額合計	－	100	539	639	639	△ 23	△ 23	615
当期末残高	5,000	2,230	1,754	3,984	8,984	63	63	9,047

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	5,000	2,230	1,754	3,984	8,984	63	63	9,047
当期変動額	－	160	△ 192	△ 32	△ 32	－	－	△ 32
剰余金の配当	－	160	△ 960	△ 800	△ 800	－	－	△ 800
当期純利益	－	－	767	767	767	－	－	767
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△ 95	△ 95	△ 95
当期変動額合計	－	160	△ 192	△ 32	△ 32	△ 95	△ 95	△ 128
当期末残高	5,000	2,390	1,561	3,951	8,951	△ 31	△ 31	8,919

(7) 1株当たり純資産の推移

	2017年度	2018年度	2019年度
1株当たり配当金	5,000円	8,000円	—円
配当性向	69.5%	70.2%	0.0%
1株当たり純資産額	84千円	90千円	89千円

(8) 1人当たり総資産の推移

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度
1人当たり総資産	122	122	123
内 務 職 員	(252人)	(259人)	(254人)

2 資産・負債の明細

(1) 預貯金の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
当 座 預 金	—	69	44
普 通 預 金	3,870	4,110	9,045
預 貯 金 計	3,870	4,179	9,089

(2) 保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017年度末		2018年度末		2019年度末	
		構成比		構成比		構成比
		%		%		%
国 債	2,705	12.8%	700	3.3%	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—
社 債	10,189	48.4%	12,875	61.0%	13,422	90.8%
株 式	621	2.9%	614	2.9%	537	3.6%
外 国 証 券	834	4.0%	886	4.2%	813	5.5%
そ の 他 の 証 券	6,711	31.9%	6,014	28.5%	10	0.1%
合 計	21,061	100.0%	21,091	100.0%	14,783	100.0%

(3) 保有有価証券の内訳別利回りの推移

区 分 \ 年 度	2017年度			2018年度			2019年度		
	インカムベース利回り	資産運用利回り	時価総合利回り	インカムベース利回り	資産運用利回り	時価総合利回り	インカムベース利回り	資産運用利回り	時価総合利回り
公 社 債	0.21%	0.21%	0.02%	0.15%	0.15%	0.16%	0.12%	0.12%	△ 0.24%
株 式	2.05%	2.05%	6.74%	1.96%	1.85%	△ 0.56%	2.17%	△ 3.28%	△ 10.76%
外 国 証 券	1.54%	△ 2.06%	△ 5.22%	1.68%	1.68%	8.76%	1.62%	0.28%	6.19%
そ の 他 の 証 券	1.18%	2.02%	3.82%	1.09%	1.38%	0.17%	5.56%	△ 2.38%	△ 3.85%
合 計	0.63%	0.66%	1.05%	0.54%	0.62%	0.47%	1.66%	△ 0.62%	△ 1.25%

(注) 資産運用利回り、時価総合利回りの計算方法については、前掲しておりますので、そちらを参照して下さい。

(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高

2018年度

(単位：百万円)

区 分 \ 残存期間	1年未満	1年超 3年未満	3年超 5年未満	5年超 7年未満	7年超 10年未満	10年超(*)	合 計
国 債	700	—	—	—	—	—	700
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,900	4,900	6,000	—	—	—	12,800
株 式	—	—	—	—	—	614	614
外 国 証 券	110	—	443	332	—	—	887
そ の 他 の 証 券	—	933	—	1,406	1,903	1,770	6,014

2019年度

(単位：百万円)

残存期間 区 分	1年未満	1年超 3年未満	3年超 5年未満	5年超 7年未満	7年超 10年未満	10年超(*)	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,200	5,200	6,000	—	—	—	13,400
株 式	—	—	—	—	—	537	537
外 国 証 券	—	217	544	—	—	—	761
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	10	10

(*) 期間の定めのないものも含む

(5)業種別保有株式の内訳と推移

(単位：株数千株 / 金額百万円)

年 度 区 分	2017年度末			2018年度末			2019年度末		
	株 数	金 額	構成比率	株 数	金 額	構成比率	株 数	金 額	構成比率
			%			%			%
水 産 ・ 農 林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
食 料 品 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
織 維 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紙 ・ パ ル プ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
化 学 工 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石 油 ・ 石 炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴ ム 製 品 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝子土木製品業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄 鋼 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非 鉄 金 属 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機 械 工 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電 気 機 器 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸 送 用 機 器 業	5	52	8.5	5	52	8.6	5	52	9.9
精 密 機 器 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 保 険 業	44	93	15.0	44	86	14.1	44	79	14.9
不 動 産 業	4	268	43.3	4	268	43.7	4	268	50.0
陸 海 空 運 業	36	151	24.4	36	144	23.5	40	93	17.3
情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	5	4	0.7	—	—	—
電 気 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	50	54	8.7	50	54	8.9	50	42	8.0
そ の 他	—	—	—	0	2	0.4	—	—	—
合 計	140	621	100.0	145	614	100.0	144	537	100.0

(6)貸付金の残存期間別残高

該当事項はありません。

(7)貸付金担保別内訳と推移

該当事項はありません。

(8)貸付金使途別内訳と推移

該当事項はありません。

(9)貸付金の業種別内訳と推移

該当事項はありません。

(10)貸付金企業規模別内訳と推移

該当事項はありません。

(11)貸付金地域別内訳と推移

該当事項はありません。

(12)国内企業向け貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(13)劣後特約付貸付残高

該当事項はありません。

(14)貸付金償却の額

該当事項はありません。

(15)住宅関連融資

該当事項はありません。

(16)リスク管理債権の推移

該当事項はありません。

(17)元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

(18)債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

(19)有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
土 地	—	—	—
営 業 用	—	—	—
賃 貸 用	—	—	—
建 物	104	95	93
営 業 用	104	95	93
賃 貸 用	—	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—	—
営 業 用	—	—	—
賃 貸 用	—	—	—
合 計	104	95	93
営 業 用	104	95	93
賃 貸 用	—	—	—
有 形 リ ー ス 資 産	5	1	0
その他の有形固定資産	95	138	178
合 計	205	235	272

(20)その他資産明細表

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
未 収 保 険 料	17	16	12
代 理 店 貸	167	168	206
共 同 保 険 貸	0	3	0
再 保 険 貸	68	71	81
外 国 再 保 険 貸	0	2	9
未 収 金	244	324	618
未 収 収 益	14	14	27
預 託 金	124	131	139
仮 払 金	29	42	38
合 計	667	775	1,134

(21) 支払承諾の残高内訳と推移

該当事項はありません。

(22) 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

(23) 長期性資産

該当事項はありません。

(24) 保険契約準備金の推移

① 支払備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災		152	163	166
傷 害		1,631	1,501	1,819
自動車損害賠償責任		—	—	—
賠 償 責 任		238	131	119
費 用 ・ 利 益		25	14	29
そ の 他		13	3	12
合 計		2,062	1,815	2,148

② 責任準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2017年度	2018年度	2019年度
火 災		2,430	2,444	2,624
傷 害		13,556	14,467	14,734
自動車損害賠償責任		—	—	—
賠 償 責 任		411	409	410
費 用 ・ 利 益		320	255	239
そ の 他		227	209	197
合 計		16,946	17,786	18,205

③責任準備金積立水準

区 分		2018年度末	2019年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	該当なし	該当なし
積 立 率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立金に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝(実際に積立されている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(25)期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2015年度	2,417	1,996	624	△ 203
2016年度	2,145	1,561	340	243
2017年度	2,096	1,563	378	153
2018年度	2,003	1,583	281	139
2019年度	1,722	1,431	329	△ 38

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(26)事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

○賠償責任保険

(単位：百万円)

事故発生年度		2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払 備金	事故発生年度末	275			290			300			106			87		
	1年後	190	0.69	△85	213	0.73	△76	127	0.42	△172	108	1.02	1			
	2年後	190	1.00	0	138	0.65	△75	126	0.99	△1						
	3年後	191	1.01	1	144	1.04	5									
	4年後	199	1.04	7												
最終損害見積り額		199			144			126			108			87		
累計保険金		183			114			119			92			15		
支払備金		16			29			7			15			71		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の数字であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
4. 傷害保険については、事故発生から支払期間が長期に及ぶと認められないため記載しておりません。
5. 自動車保険については、2000年度より引受を中止し、全ての契約が終了していますので記載しておりません。

(27) 責任準備金の残高の内訳

① 普通責任準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2018年度	2019年度
火 災	災 害	1,526	1,645
傷 害		4,202	3,981
自動車損害賠償責任		—	—
賠償責任		191	186
費用・利益		99	69
その他		51	37
合 計		6,072	5,920

② 異常危険準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2018年度	2019年度
火 災	災 害	918	978
傷 害		10,264	10,753
自動車損害賠償責任		—	—
賠償責任		217	223
費用・利益		155	170
その他		158	159
合 計		11,714	12,285

③ 危険準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2018年度	2019年度
火 災	災 害	—	—
傷 害		—	—
自動車損害賠償責任		—	—
賠償責任		—	—
費用・利益		—	—
その他		—	—
合 計		—	—

④ 払戻積立金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2018年度	2019年度
火 災	災 害	—	—
傷 害		—	—
自動車損害賠償責任		—	—
賠償責任		—	—
費用・利益		—	—
その他		—	—
合 計		—	—

⑤契約者配当準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2018年度	2019年度
火 災		—	—
傷 害		—	—
自動車損害賠償責任		—	—
賠 償 責 任		—	—
費 用 ・ 利 益		—	—
そ の 他		—	—
合 計		—	—

(28)引当金明細表

2018年度

(単位：百万円)

区 分		2017年度末 残高	2018年度 増加額	2018年度減少額		2018年度末 残高	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		483	76	10	—	550	
役員退職慰労引当金		89	25	34	—	81	
賞与引当金		270	238	270	—	238	
価格変動準備金		77	7	—	—	85	
合 計		921	348	315	—	954	

2019年度

(単位：百万円)

区 分		2018年度末 残高	2019年度 増加額	2019年度減少額		2019年度末 残高	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		550	53	43	—	559	
役員退職慰労引当金		81	21	38	—	64	
賞与引当金		238	180	238	—	180	
価格変動準備金		85	4	85	—	4	
合 計		954	259	405	—	808	

3 損益の明細

(1) 有価証券売却損益及び評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	第30期（2018年度）			第31期（2019年度）		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等	—	—	—	0	0	—
株 式	1	△ 1	—	0	△ 22	△ 7
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	80	△ 61	—	153	△ 585	—
合 計	81	△ 63	—	154	△ 607	—

(2) 有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券

該当事項はありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分		第30期（2019年3月31日現在）			第31期（2020年3月31日現在）		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公 社 債	10,546	10,565	18	1,802	1,803	1
	株 式	198	257	59	98	114	16
	外 国 証 券	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	3,193	3,453	259	0	0	0
	小 計	13,939	14,276	337	1,900	1,918	17
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公 社 債	3,013	3,010	△ 2	11,653	11,618	△ 35
	株 式	4	4	0	75	70	△ 4
	外 国 証 券	955	886	△ 68	834	813	△ 21
	そ の 他	2,728	2,551	△ 176	0	0	0
	小 計	6,701	6,452	△ 248	12,564	12,502	△ 61
合 計		20,640	20,728	88	14,464	14,420	△ 44

④ 当会計年度中に売却した満期保有目的債券

該当事項はありません。

⑤ 期中売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	第30期（2019年3月31日現在）			第31期（2020年3月31日現在）		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	1,668	81	△ 63	2,918	154	△ 607

⑥時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

a. 満期保有目的債券

該当事項はありません。

b. その他有価証券

非上場株式 352 百万円

一般社団法人出捐金 10 百万円

2020年3月31日現在

(単位：百万円)

種 類	主な内容	2018年度	2019年度
そ の 他 有 価 証 券	非上場株式	352	352
そ の 他 有 価 証 券	出捐金	10	10

⑦当期における保有目的の変更

該当事項はありません。

⑧償還予定額

(単位：百万円)

種 類	2018年度				2019年度			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	700	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	0
社 債	1,900	10,900	0	0	2,200	11,200	0	0
外 国 証 券	110	443	332	0	0	761	0	0
そ の 他	0	933	3,310	0	0	0	0	0
合 計	2,710	12,277	3,643	0	2,200	11,961	0	0

⑨金銭の信託に係る時価情報

該当事項はありません。

⑩デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

⑪保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

⑫先物外国為替取引

該当事項はありません。

⑬有価証券関連デリバティブ取引(⑩に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

⑭金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

(3) 事業費の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2017年度	2018年度	2019年度
人 件 費	2,391	2,420	2,301
物 件 費	2,173	2,570	2,631
税 金	109	116	115
火災予防拠出金・交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—	—
手 数 料・ 集 金 費	4,754	4,809	4,879
合 計	9,428	9,916	9,929

(注) 金額は当該年度の損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費並びに投資経費の合計です。

(4) 減価償却費明細表

2018年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2018年度 償却額	償却累計額	2018年度末 残 高	償却累計率
建 物	157	11	61	95	39.3%
有形リース資産	188	4	187	1	99.2%
その他の有形固定資産	395	50	257	138	65.0%
無 形 固 定 資 産	2,168	229	913	1,254	42.2%
合 計	2,909	295	1,420	1,489	

2019年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2019年度 償却額	償却累計額	2019年度末 残 高	償却累計率
建 物	164	10	71	93	43.4%
有形リース資産	188	0	187	0	99.7%
その他の有形固定資産	379	39	201	178	52.9%
無 形 固 定 資 産	2,313	215	701	1,611	30.3%
合 計	3,046	265	1,161	1,884	

(注) 減価償却の基準及び方法は、税法に定める定額法により償却しています。

(5) 固定資産等処分損益及び評価損明細表

2018年度

(単位：百万円)

区 分	処 分 益	処 分 損	評 価 損
有 形 固 定 資 産	—	0	—
無 形 固 定 資 産	—	—	—
合 計	—	0	—

2019年度

(単位：百万円)

区 分	処 分 益	処 分 損	評 価 損
有 形 固 定 資 産	—	6	—
無 形 固 定 資 産	—	—	—
合 計	—	6	—

(6) リース取引

①リース物件が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

②オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
1 年 内	8	8
1 年 超	24	19
合 計	33	27

(7) デリバティブ取引情報

該当事項はありません。

(8) 連結貸借対照表

該当事項はありません。

Ⅲ 子会社等について

子会社はありません。

Ⅳ 財務諸表の適正性・内部監査の有効性について

本誌に記載の2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について、会社法第436条第2項の規定に基づきPwCあらた有限責任監査法人の監査を受けています。

また、本誌に記載の財務諸表は、所定の手続きにより適正に作成されたこと、およびこれに係る内部監査が有効に実施されたことを確認いたしました。

- (1) 財務諸表の作成にあたって、その業務の分担と所管部分が明確化されており、所管部門において適切な業務体制を整備しています。
- (2) 内部監査部門が所管部門における内部統制について検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しています。

さらに、重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告しています。

V 損害率の上昇に対する経常利益の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	180百万円 (注) 増加する発生損害額 180百万円 増加する異常危険準備金残高の取崩額 ー百万円

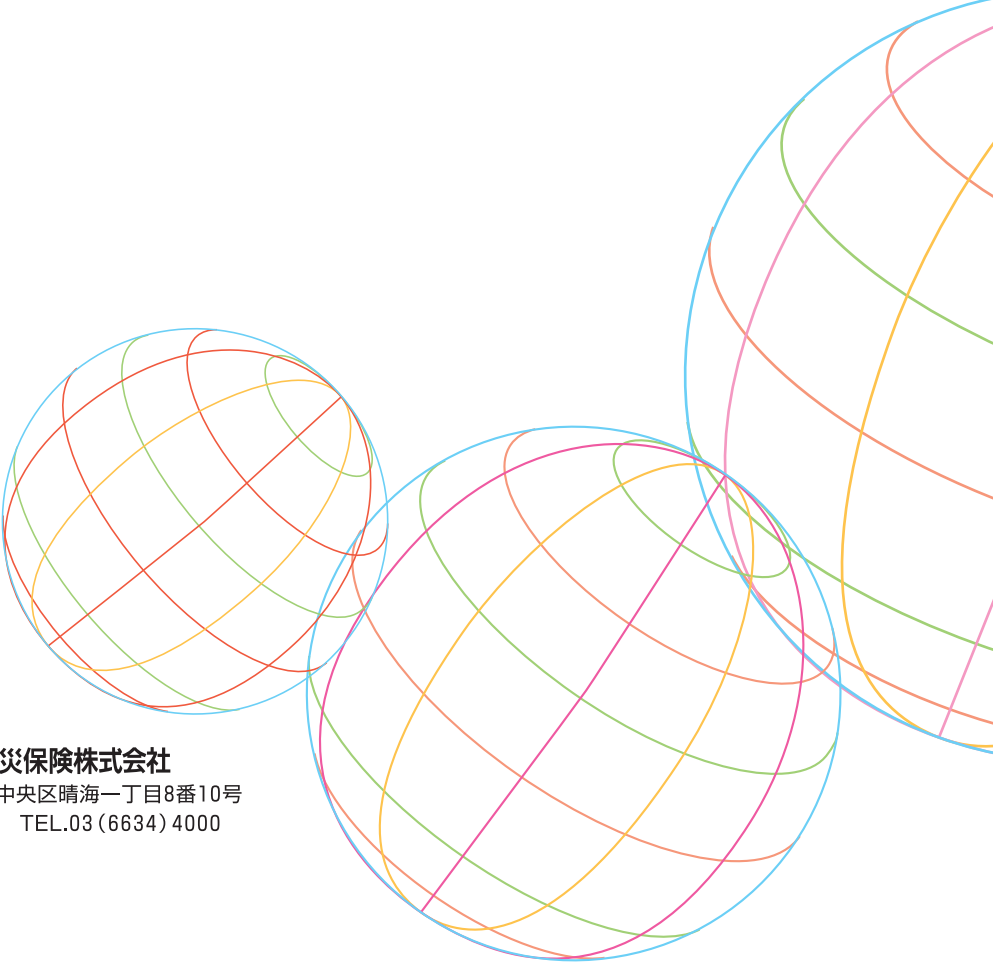
(注) 地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

『BUSINESS REPORT 2020』

2020年7月発行

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 企画総務部

ホームページアドレス: <https://www.jihoken.co.jp/>



 **ジェイアイ傷害火災保険株式会社**
〒104-6016 東京都中央区晴海一丁目8番10号
TEL.03(6634)4000